

2012 年 7 月 6 日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 229 号)

国家外貨管理局、 貨物貿易外貨管理制度改革に係る規定を公布 ～照合制度を中国全土で撤廃へ、2012 年 8 月から～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署は 2012 年 6 月 27 日付で、『貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告』（国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号、以下、『1 号公告』という）を公布しました。『1 号公告』は貨物貿易に係る照合（中国語の「核銷」）制度を撤廃し、現行の貨物貿易外貨管理に対して大幅な制度改革を実施する旨、決定したものです。2012 年 8 月 1 日から施行されます。

国家外貨管理局などの関係当局は昨年 9 月、『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』（国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号、以下、『2 号公告』という）を公布し、江蘇省・山東省・湖北省・浙江省（除く寧波市）・福建省（除くアモイ市）・大連市・青島市を試行地区に指定し（以下、「試行地区」という）、貨物貿易に係る外貨管理制度の改革措置を試験的に導入。貨物貿易に係る手続の簡素化を図りました¹。

この度公布された『1 号公告』は貨物貿易に係る外貨管理制度改革を中国全土に拡大したものです。2012 年 8 月 1 日以降、「輸出外貨受取照合書」を取り消し、企業は関連する手続を行う必要がない旨、明確に規定。さらに税関での輸出通関手続時および税務当局での輸出税還付手続時にも「輸出外貨受取照合書」の提出が不要であるとし、輸出貨物手続フローすべてにおいて照合手続を撤廃する旨、明確にしています²（『1 号公告』の概要については次ページの図表 1 参照）。

『1 号公告』の施行にあわせ、国家外貨管理局は『貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布することに関する問題についての通達』（匯発[2012]38 号、以下、『38 号通達』）を公布し、貨物貿易に係る外貨管理につき、新たに『貨物貿易外貨管理ガイドライン』、『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』、『貨物貿易外貨管理ガイドラインオペレーション規程（銀行・企業版）』（以下、それぞれ『ガイドライン』、『実施細則』、『オペレーション規程』という）を制定。従来の 1 件ごとに企業の輸出入と外貨受取・支払金額とをチェックする照合手続に代わり、新たに「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下、「モニタリングシステム」という）と呼ばれるシステムを導入し、モニタリングシステムを利用して企業の貨物

¹ 『2 号公告』および試行段階における外貨管理制度の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 191 号、第 195 号、第 221 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロード可能となっております。

第 191 号：http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf

第 195 号：http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf

第 221 号：http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.221.pdf

² 試行段階では、輸出通関手続に「輸出外貨受取照合書」の提出が義務付けられていた。

【図表 1】『1号公告』による主な外貨管理措置

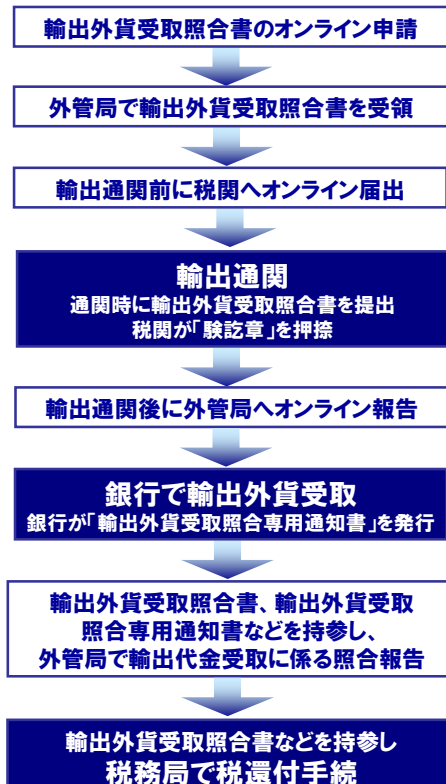
輸出外貨受取照合書の取消	✓ 2012年8月1日以降、輸出外貨受取照合書を撤廃。 企業は輸出外貨受取照合書の手続を行う必要なし。
貨物貿易外貨モニタリングシステムの導入	✓ 企業の貿易外貨管理方式を、オンサイトの個別照合からオフサイトの総量確認検査に変更。 ✓ 外貨管理局はモニタリングシステムを通して、企業の貨物流と資金流との一致性に対して、定期的に総量確認検査を実施。
企業分類管理の実施	✓ 外貨管理局は企業のコンプライアンス性に基づき、 A類・B類・C類の3類に分類 。 ✓ A類企業には利便化措置を実施。 ✓ B・C類企業には書類審査、業務類型、決済方式等の面において厳格な監督管理を実施。
輸入外貨支払手続	✓ A類企業に係る輸入対外支払証書を簡素化し、貨物到着後支払の場合、 輸入通関申告書、契約、インボイスのいずれかの書類に基づき、銀行で直接、対外支払手続が可能に 。
輸出外貨受取手続	✓ 銀行での輸出代金受取はネットワーク審査を撤廃し、銀行手続を簡素化。 ✓ 輸出受取外貨は審査待ち口座に入金 。審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨受取代金のみ（中継貿易の受取外貨を含む、輸出トレードファイナンスに係る国内金融機関の貸付金および国外からの回収資金は含まない）
輸出通関手続	✓ 企業の輸出通関手続時に輸出外貨受取照合書を提出する必要なし 。
輸出税還付	✓ 企業が輸出税還付を申告する場合、 輸出外貨受取照合書を提出する必要なし 。

（『1号公告』に基づき、中国アドバイザー部作成）

流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行う制度を設けました。また試行段階同様、輸入外貨支払および輸出外貨受取に係る手続に対して規制緩和を実施。輸入貿易の対外支払については、正常な輸入取引を行っている企業であれば、貨物到着後支払の場合、「**輸入通関申告書、契約もしくはインボイス等のいずれか一種の取引に係る真実性が証明可能な書類に基づき、銀行で直接、対外支払手続を行うことができる**」（『1号公告』第2条）とし、利便化を図っています。また輸出外貨受取については、従前同様、「審査待ち口座」の制度は継続されるものの、『1号公告』および『38号通達』の実施に伴い、輸出受取外貨に対するネットワーク審査が取り消されるため、銀行での審査手続が簡略化されるほか、上述のように照合制度の撤廃に伴い、「輸出外貨受取照合書」に係る手続が不要となるため、輸出外貨受取手続が大きく簡素化されることとなります（輸出外貨受取に係る手続フローの変化については図表2参照）。

【図表 2】 照合手続撤廃に伴う輸出外貨受取手続の変化（イメージ図）

【改革前の輸出外貨受取照合書に係る手続】



照合制度撤廃に伴い
手続が大幅に簡素化

【改革後の輸出外貨受取に係る手続】



注1. 試行地区では昨年12月以降、輸出外貨受取後の外管局での照合手続、および輸出税還付申告手続時における「輸出外貨受取照合書」の提出は不要となっていた。

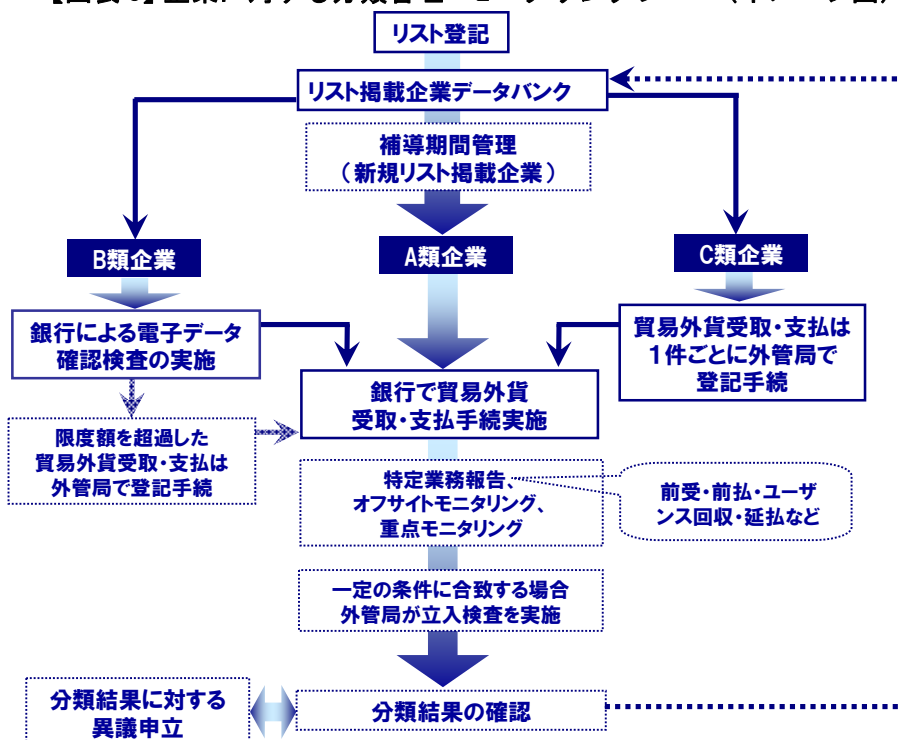
注2. 輸出外貨受取照合書に係る手続フローは地域により異なる可能性があります。

（『輸出外貨受取照合管理弁法』（匯発〔2003〕91号）、『輸出外貨受取照合管理弁法実施細則』および「輸出外貨受取照合管理オペレーション規程」印刷配布に関する通達』（匯発〔2003〕107号）、『1号公告』、『38号通達』などに基づき、中国アドバイザー部作成。）

しかし国家外貨管理局は、上述のような輸出入手続に対する簡素化措置を採る一方、新たに導入した「モニタリングシステム」を利用して企業の貨物流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行い、モニタリングの結果、異常が存在する企業に対しては重点モニタリングや立入検査を実施するとしています。

特に企業に対しては、貨物貿易に係る外貨受取・支払に関して「貿易外貨受取・支払企業リスト」と呼ばれる企業リスト管理を導入したほか（『ガイドライン』第10条、『実施細則』第3条）、貿易に従事する企業をコンプライアンス性に基づきA類・B類・C類の3類に分類（『ガイドライン』第7条、『実施細則』第7章）。このうち、コンプライアンス性を有しているA類企業に対しては利便化措置を採る一方、リスクが高いと認められるB類、C類の企業に対しては電子データ確認検査や事前届出などの個別報告を義務付けるなど、一定の規制を設けています。

【図表3】企業に対する分類管理・モニタリングフロー（イメージ図）



また『ガイドライン』および『実施細則』では、30 日を超える前受・前払および 90 日を超えるユーザンス回収・延払に係る情報につき、モニタリングシステムを介した報告を義務付け（『ガイドライン』第 16 条、『実施細則』第 4 章）。現在、試行地区を除いた地域では、国家外貨管理局が 2008 年から導入している「貿易信用登記管理システム」を利用して、前受・前払・ユーザンス回収・延払といった貿易信用に係る情報を登記していますが、今年 8 月以降、新規システム導入に伴い、従前とは貿易信用の基準などが変更されるほか、利用するシステムも異なるため、決済手続上、留意する必要があります（『ガイドライン』および『実施細則』の貿易信用に係る手続の詳細については 9-12 頁参照）。

さらに『38号通達』では、国家外貨管理局が2010年10月より試験的に実施し、2011年1月から中国全土で解禁された輸出受取代金の国外留保に係る管理も『ガイドライン』および『実施細則』の中に組み入れており、試行段階に比べ、規定内容が広範囲にわたっており、貨物貿易決済について統一的に規定したものとなっています。

国家外貨管理局が照合制度を開始したのは 1990 年代³。当時は中国国内の外貨準備規模も小さく、また輸出貨物貿易により取得した外貨資金を違法に国外に滞留させるといった事例もみられたため、クロスボーダーの資金流を把握し、違法行為を取り締まるため、国家外貨管理局は貨物流と資金流とを 1 件

3 国家外汇管理局有关负责人就货物贸易外汇管理制度改革相关问题答记者问
http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=90000000000000000000.1000&id=2

ごとにチェックする照合制度を導入しました。

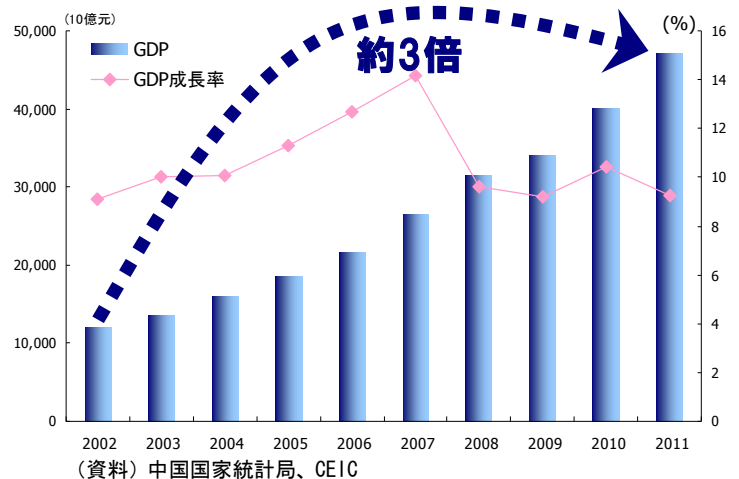
しかしその後の中国の急速な経済発展に伴い、状況は一変。GDP は 2011 年通年で約 47 兆 1,564 億元と、10 年前に比べ約 3 倍の規模にまで成長し、通年での成長率は +9.2% と 2 年ぶりの 1 ケタ成長にとどまったものの、世界第 2 位の規模は維持しました。また 2011 年通年の貿易総額は 10 年前に比べ約 5 倍の約 3 兆 6,418 億米ドルに増加したほか、外貨準備にいたっては約 10 倍の 3 兆 1,811 億米ドルまで膨れ上がるなど、中国を取り巻く経済環境は 10 年間で大きな変貌を遂げました。

経済規模の拡大、貿易取引の増加、従来は欠乏が指摘されていた外貨準備高の大幅な膨張は、中国の外貨管理政策にも大きな影響を及ぼす要因。また外貨準備高の増加が如実にあらわしているように、中国を取り巻くクロスボーダー資金流も 90 年代とは異なる様相を呈しており、従来のような輸出受取外貨の国外流出という懸念は消え去りました。このため、1 件ごとに外管局での手続が必要な照合制度は、人的・時間コストがかかり、かつ現在の中国の貿易規模や国際収支状況にそぐわないものではないかと指摘する声もでてきました。

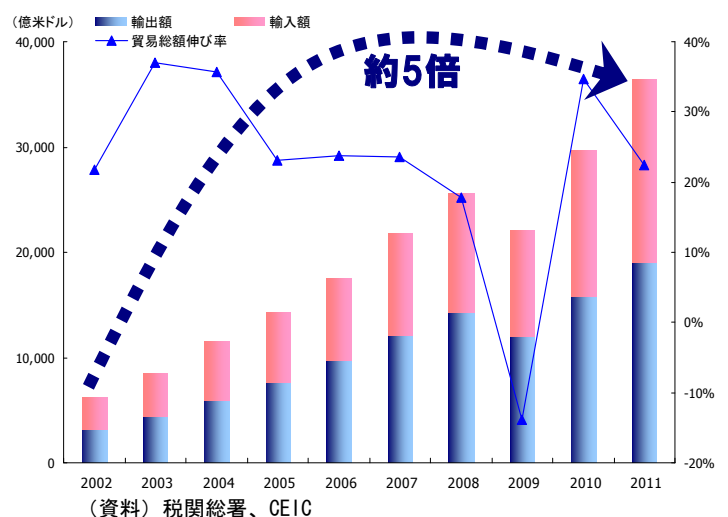
こうした状況下、2008 年 8 月に改訂された外貨管理の基本法規である『外貨管理条例』では、照合管理に係る条項を削除。照合制度に対して改革を実施する方向性を示唆しました。さらに同年 12 月には、リーマンショックの影響による景気減速に対応するため、中国政府が打ち出した景気促進・金融緩和策の 1 つとして「輸出入貿易の照合制度改革」を提示。貨物貿易に係る外貨管理制度を総量確認検査、オフサイト確認検査、主体監督管理に転換する旨、言及しました。

2010 年に入り、国家外貨管理局は実質的な改革を始動。まずは輸入貨物決済から照合改革に着手し、

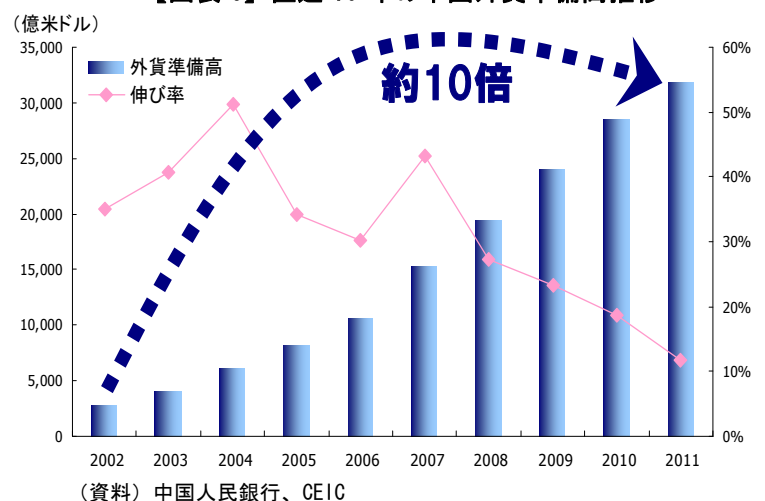
【図表 4】直近 10 年の中国 GDP 推移



【図表 5】直近 10 年の中国貿易総額推移



【図表 6】直近 10 年の中国外貨準備高推移



2011 年 12 月からは試行地区を指定し、輸出・輸入に係る外貨管理を一本化。そして今年 8 月からは『1 号公告』の施行により貨物貿易の外貨管理改革が中国全土で展開されます。今回の措置に伴い、廃止される法規は 100 以上に及び、經常項目の外貨管理政策に一大変革をもたらすことになります（照合制度改革の歩みについては図表 7 参照）。

【図表 7】貨物貿易に係る照合制度改革の主な歩み

08 年 8 月	国务院、改訂版『外貨管理条例』（国务院令第 532 号）を公布。従来の「国内機構の經常項目の受取外貨は必ず国内に戻されなければならない」という文言を「国内機構・国内個人の受取外貨は、国内への戻入または国外への留保を行うことができる」に変更（第 9 条）。また従来の「国内機関による輸出外貨受取および輸入外貨支払は、国の輸出外貨受取照合管理および輸入外貨支払照合管理に係る規定に基づき照合手続を行わなければならない」（旧『外貨管理条例』第 12 条）を削除。照合管理に対して改革を行う方向性を示唆。
08 年 12 月	国务院、『 <u>經濟発展を促進するための当面の金融に関する若干の意見</u> 』（国弁発[2008]126 号）公布。金融危機の影響に伴う景気減速に対応するため、適度な金融緩和措置を発表。外貨管理政策の改善、貿易・投資の利便化促進策の 1 つとして <u>輸出入貿易の照合制度改革を提示</u> 。貨物貿易に係る外貨管理制度を総量確認検査、オフサイト確認検査、主体監督管理に転換する旨、言及。
10 年 4 月	国家外貨管理局、『 <u>輸入代金支払照合制度改革試行実施に関する問題について通達</u> 』（匯発[2010]14 号）公布。2010 年 5 月より、 <u>天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、福建省、内モンゴル自治区</u> において、輸入貨物貿易に係る照合制度改革を試験的に実施。
10 年 10 月	国家外貨管理局、『 <u>輸入代金支払照合制度改革に関する問題についての通達</u> 』（匯発[2010]57 号）を公布。2010 年 12 月より、輸入貨物貿易に係る照合制度改革を <u>中国全土</u> で実施。
11 年 9 月	国家外貨管理局・国家税務総局・税関総署、『 <u>貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告</u> 』（国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号）を公布。2011 年 12 月より、 <u>江蘇省、山東省、湖北省、浙江省（除く寧波市）、福建（除くアモイ市）、大連市、青島市</u> を試行地区に指定し、貨物貿易に係る外貨管理制度改革の試行を実施。照合制度改革を輸出貨物貿易まで拡大させ、輸出入に係る外貨管理を一本化した制度を発表。試行地区では照合制度を撤廃。
12 年 6 月	国家外貨管理局・国家税務総局・税関総署、『 <u>貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告</u> 』（国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号）を公布。2012 年 8 月より、輸出入貨物貿易に係る外貨管理制度を <u>中国全土</u> で実施し、照合制度改革を実質的に撤廃。 <u>税関での輸出通関手続時および税務部門で輸出税還付の申告手続時に、「輸出外貨受取照合書」の提出が不要に。貨物貿易に係る照合制度を実質的に撤廃へ。</u>

（国务院、国家外貨管理局の規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

ただし制度改革に伴い、関連する手続も大幅に変更されるため、具体的な手続については、今後の当局の運用を注視していく必要があります。『1 号公告』および『38 号通達』の詳細については、以下をご参照ください。

□ 「輸出外貨受取照合書」に係る撤廃

『1 号公告』では、施行日である 2012 年 8 月 1 日以降、輸出通関手続時の「輸出外貨受取照合書」に係る手続を取り消す旨、明確にしたほか（第 3 条）、税務当局における輸出税還付手続についても、2012 年 8 月 1 日以降に通関・輸出する貨物については税還付手続時の「輸出外貨受取照合書」の提出は不要であると規定しています（第 4 条）。

ただし 2012 年 8 月 1 日より前に通関・輸出した貨物に係る税還付手続については、以下のように取り扱うとしています。

【図表 8】 過渡期における税還付手続時の「輸出外貨受取照合書」の取扱

7 月 31 日までに輸出外貨受取の照合期限が未到来、かつ未照合の場合	税還付手続時に 「輸出外貨受取照合書」の提出は不要
7 月 31 日までに輸出外貨受取の照合期限は未到来だが照合済の場合、 および輸出外貨受取の照合期限が到来済の場合	制度改革前の輸出税還付に係る規定に 基づいた手続が必要。

□ 輸出外貨受取の未照合業務の取扱

『1 号公告』の施行日である 2012 年 8 月 1 日以降、外管局での「輸出外貨受取照合書」に係る手続はすべて不要になります。ただし『1 号公告』第 5 条では、8 月 1 日より前に通関・輸出した貨物のうち、7 月 31 日までに輸出外貨受取の照合期限が到来する場合、企業に対して 7 月 31 日までに輸出外貨受取に係る照合手続を行うように要求しているため、留意が必要です。

また『1 号公告』の施行にともない、外管局も「輸出外貨受取照合書」の発行を停止すると規定。なお企業が外管局的発行する関連する外貨受取証明が必要な場合、外管局は従前の輸出外貨受取の照合管理に関する規定を参照して、個別案件として処理するとしています。

□ 企業に対するリスト管理

『ガイドライン』および『実施細則』では、貿易に従事する企業に対して、「貿易外貨受取・支払企業リスト」（以下、「リスト」という）の登記管理を実施すると規定。企業は対外貿易経営権を取得した後、以下の資料を持参の上、国家外貨管理局およびその出先機関（以下、「外管局」という）でリスト登記手続を行う必要があります（『ガイドライン』第 10 条、『実施細則』第 3 条）。

- ✓ 『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』。
- ✓ 法定代表人が署名し、企業公印を押捺した『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』。
- ✓ 『企業法人営業許可証』または『企業営業許可証』副本。
- ✓ 『中華人民共和国組織機構コード証』。
- ✓ 『対外貿易経営者届出登記表』、法に基づき届出登記が必要ない場合、『中華人民共和国外商投資企業批准証書』または『中華人民共和国台湾、香港、マカオ、投資企業批准証書』等を提出することが可能。
- ✓ 外管局が提出を要求するその他の書類。

また、『ガイドライン』および『実施細則』では、対外貿易に従事する保稅監督管理区域企業（以下、「区内企業」という）に対しても、上述の『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』（以下、『確認書』という）の署名・提出を要求。区内企業は『保稅監督管理区域外貨管理弁法』に基づき『保稅監督管理区域外貨登記証』を取得し、『確認書』に署名した後、自動的にリストに掲載されます（『実施細則』第 4 条）。

なお、リストに掲載された企業の企業名称、登録住所、法定代表人、登録資本、会社類型、経営範囲または連絡先などに変更が生じた場合、企業は変更事項が発生してから 30 日以内に、相応する

変更文書または証明書の原本および企業公印を押捺したコピーを持参して、外管局でリスト変更手続を行う必要があります。

さらに『実施細則』の施行後に、新たにリストに掲載された企業に対しては、当該企業が初めて貿易外貨の受取・支払業務が発生してから **90 日間**、**補導期間管理を実施**すると規定（『実施細則』第 5 条第 1 項）。新たにリストに掲載された企業は、補導期間終了後、**10 営業日以内**に、書面資料を持参して外管局で補導期間内に発生した貨物輸出入および貿易外貨の受取・支払に係る個別対応状況について報告する必要があります（『実施細則』第 5 条第 2 項）。

□ 適用範囲

『ガイドライン』および『実施細則』の適用対象となる、企業による貿易外貨の受取・支払には以下が含まれます（『ガイドライン』第 13 条、『実施細則』第 10 条）。

- ✓ 国外、国内保税監督管理区域から受け取る輸出貨物代金、国外、国内保税監督管理区域へ支払う輸入貨物代金。
- ✓ オフショア口座、国外機関の国内口座から受け取る輸出貨物代金、オフショア口座、国外機関の国内口座へ支払う輸入貨物代金。
- ✓ 転廠（**深加工结转**）に係る国内での代金の受取・支払。
- ✓ 中継貿易に係る代金の受取・支払。
- ✓ その他の貿易と関連する代金の受取・支払。

□ 貨物貿易の外貨受取・支払に係る手続

企業が貨物貿易に係る外貨の受取・支払を行う場合、資金流に基づき、以下の国際収支統計に係る申告書類を提出する必要があります（『実施細則』第 11 条）。

【輸入外貨支払】

- ✓ 国外宛に支払う場合（オフショア口座、国外機関の国内口座宛の支払を含む）、『海外送金取組申請書』または『対外支払／引受通知書』を提出。
- ✓ 国内宛に支払う場合、『国内送金取組申請書』または『国内支払／引受通知書』を提出。

【輸出外貨受取】

- ✓ 国外から代金を受け取る場合（オフショア口座、国外機関の国内口座からの代金の受取を含む）、『涉外収入申告書』を記入。
- ✓ 国内から代金を受け取る場合、『国内収入申告書』を記入。

➤ 輸出外貨受取

企業の貿易外貨受取代金は、**審査待ち口座**と呼ばれる口座に入金する必要があります（『実施細則』第 13 条）。審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨受取代金のみ（中継貿易の受取外貨を含む、輸出トレードファイナンスに係る国内金融機関の貸付金および国外からの回収資金は含まない）となっています。

払出範囲には元転または企業の経常項目外貨口座への振替入金、および外管局での登記を経たその他の外貨払出が含まれます。

従来は輸出外貨受取後、銀行での輸出外貨受取ネットワーク審査が必要であったため、『輸出外貨受取説明書』の提出が必要でしたが、『ガイドライン』および『実施細則』では『輸出外貨受取説明書』の提出につき、規定を設けていないため、提出が不要になるのではないかと推察されます。

また試行段階においては、銀行において審査待ち口座資金の元転／振替を行う場合、銀行が企業の記入した申告書類を審査した後に元転／振替を行う必要がありましたが⁴、『ガイドライン』および『実施細則』では関連条項が削除されているため、審査待ち口座資金の元転／振替時の手続フローなどについては、当局の説明を待つ必要があります。

➤ 輸入外貨支払

企業が輸入外貨支払を行う場合、銀行に対して上記申告書類を提出するほか、決済方式にあわせ、以下の書類を提出する必要があります。従前の規定に比べ、輸入対外支払時の必要書類につき簡素化が図られており、例えば、貨物到着後支払の場合、従来は「輸入契約、輸入貨物通関申告書、商業インボイス」などを提出する必要がありましたが（試行地区を除く）、『ガイドライン』および『実施細則』では、「輸入貨物通関申告書、輸入契約、インボイスのいずれか1つ」とされており（B・C類企業など、一部企業を除く）、利便化措置が採られています。

【図表 10】 『ガイドライン』 および 『実施細則』 に基づく輸入代金支払に必要な資料

決済方式	必要書類
信用状／取立	✓ 国際決済慣例に基づいた関連する商業書類
貨物到着後支払	✓ 輸入貨物通関申告書または輸入契約またはインボイス
前払	✓ 輸入契約またはインボイス

（『実施細則』第14条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

ただし試行段階においては、多くの地域の外管局は、輸入外貨支払時のエビデンス審査時に、エビデンスの原本を提出するように要求していました⁵。『ガイドライン』および『実施細則』ではこの点につき明確に規定していないため、実務取扱上、留意する必要があります。

➤ 中継貿易に係る外貨受取・支払手続

上述のように、『実施細則』第13条では、中継貿易に係る受取代金も、審査待ち口座に入金するように要求。この規定は、国家外貨管理局が昨年3月に公布した『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』（匯発[2011]11号、以下、『11号通達』という）第2条における要求を踏襲したものです⁶。

⁴ 試行段階における審査待ち口座資金の元転／振替につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第221号2-3ページをご参照ください。第221号：http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.221.pdf

⁵ 試行段階における輸入外貨支払時のエビデンス審査に係る留意事項につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第221号2ページをご参照ください。

⁶ 『11号通達』の詳細につきましては『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第159号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.159.pdf

また従来、同一の契約における中継貿易に係る受取代金の元転または振替払出金額が相応する支払金額の 20%を超える場合は、外管局での登記手続きが義務付けられていましたが、『ガイドライン』および『実施細則』では、この規制をB類企業のみに適用（『実施細則』第40条、なおC類企業中継貿易に係る外貨受取・支払は原則禁止）。A類企業の場合は、上述の条件に該当する場合も外管局での登記手続きが不要になるなど、規制緩和を実施しています。

➤ **輸出入代理業務に係る外貨受取・支払手続**

輸入・輸出代理業務に係る外貨受取・支払手続につき、『ガイドライン』第14条では、「輸入・輸出代理業務は、代理側が外貨支払、外貨受取を行わなければならない」と規定。従前より、輸出入代理業務に係る外貨受取・支払手続は代理側が行うように義務付けられていましたが、『ガイドライン』および『実施細則』においても、引き続きその原則に基づき手続を行うように求めています。

□ **保税監督管理区域における貨物貿易外貨受取・支払手続**

『ガイドライン』第33条では、保税監督管理区域企業（以下、「区内企業」という）による貨物貿易に係る外貨受取・支払につき、区内企業の非保税貨物については『ガイドラインを』を適用すると規定。一方、区内企業の保税貨物については、『ガイドラインを』適用するものの、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途、規定のある場合は、その規定に従うとしており、区内企業が従事する貨物貿易が「保税か否か」という区分に基づき取り扱う旨、明確化を図っています。

□ **外管局への報告義務**

『ガイドライン』第16条では「規定の期限を超える前受、前払、ユーザンス回収、延払」につき、規定の期間内に外管局へ報告するように義務付け。この点に関し『実施細則』第37条では、以下の状況に該当する外貨受取・支払は、モニタリングシステムを介して、所在地の外管局に対して、対応する外貨受取・支払または輸出入の予定期日等の情報を報告するように要求しています。

- ✓ 30日を超える前受、前払。
- ✓ 90日を超えるユーザンス回収、延払。
- ✓ 90日を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、海外での代理支払等の輸入トレードファイナンス。
- ✓ B・C類企業による分類監督管理有効期間内に発生した前受、延払、および30日を超えるユーザンス回収、延払。
- ✓ 同一の契約に係る中継貿易の受取・支払期日の間隔が90日を超え、かつ先に受け取り、後で支払う方式における外貨受取金額または先に支払い、後で受け取る方式の外貨支払金額が50万米ドル相当を超える業務。
- ✓ その他の報告すべき事項。

『ガイドライン』および『実施細則』において要求されているモニタリングシステムを介した前受、前払、ユーザンス回収、延払などの貿易信用に係る報告義務は、従前の「貿易信用登記管理システム」における登記手続とは、登記手続の基準などが異なるため、留意する必要があります。

【図表 11】貿易信用・輸入トレードファイナンス・中継貿易に係るモニタリングシステムでの報告義務

◆ 前受 ◆

報告対象	A類企業	30日を超える前受。
	B・C類企業	すべての前受。
報告期限	代金受取日から <u>30日以内</u> 。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、輸出予定日、輸出に対応する前受金額などの情報を報告。	

◆ 前払 ◆

報告対象	A類企業	30日を超える前払。
	B・C類企業	すべての前払。
報告期限	代金支払日から <u>30日以内</u> 。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、輸入予定日、輸入に対応する前払金額などの情報を報告。	

◆ ユーザンス回収 ◆

報告対象	A類企業	90日を超えるユーザンス回収。
	B・C類企業	30日を超えるユーザンス回収。
報告期限	輸出日から <u>30日以内</u> 。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、受取予定日、ユーザンス回収に対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ 延払 ◆

報告対象	A類企業	90日を超える延払。
	B・C類企業	30日を超える延払。
報告期限	輸入日から <u>30日以内</u> 。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、支払予定日、延払に対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ ユーザンス信用状・海外での代理支払など ◆

報告対象	<u>90日</u> を超えるユーザンス信用状、海外での代理支払などの輸入トレードファイナンスで支払予定日が貨物輸入日より後の場合。	
報告期限	輸入日から <u>30日以内</u> 。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、支払予定日、対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ 中継貿易 ◆

報告対象	1件の契約に係る中継貿易の受取・支払期日の間隔が90日を超え、かつ先に受け取り、後で支払う方式における外貨受取金額または先に支払い、後で受け取る方式の外貨支払金額が50万米ドル相当を超える業務。	
報告期限	【先に受け取り、後で支払う方式の場合】	受取日から30日以内。
	【先に支払い、後で受け取る方式の場合】	支払日から30日以内。
報告内容	【先に受け取り、後で支払う方式の場合】	相応する支払予定日、支払金額などの情報を報告。
	【先に支払い、後で受け取る方式の場合】	相応する受取予定日、受取金額などの情報を報告。

■ 注意 ■

- ✓ B類企業の外貨受取・支払金額が当該企業の外貨受取・支払可能限度額を超過した場合、事前に外管局で登記手続が必要。
 - ✓ B類企業は以下の業務の取扱禁止：90日を超える延払業務、90日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結。
 - ✓ B類企業の同一契約における中継貿易に係る受取代金の元転または振替払出金額が相応する支払金額の20%を超える場合、事前に外管局で登記手続が必要。
 - ✓ C類企業の外貨受取・支払業務は、1件ごとに事前に外管局で登記手続が必要。
 - ✓ C類企業は以下の業務の取扱禁止：90日を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、90日を超える延払・取立に係る業務、90日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結、中継貿易に係る外貨受取・支払業務、多国籍グループの外貨集中受払。
- （『ガイドライン』、『実施細則』、『オペレーション規程』に基づき、中国アドバイザー部作成）

『実施細則』では上述の報告義務のうち、前受、前払、ユーザンス回収、延払については関連企業取引情報も報告するように要求。『実施細則』第 74 条では、関連企業取引は「直接的または間接的な支配関係または重大な影響を及ぼす関係にある企業間の貿易行為のこと」を指すとし、主に以下の類型を含むと規定しています。

- ✓ 親子会社関係。
- ✓ 直接的または間接的に同一の第三者に支配されている、または同時に第三者を支配している場合。
- ✓ 一方が他方の財務または経営方針決定の過程に対して参与する権利を有し、かつ一定の影響を与えることができる場合。

『オペレーション規程』では貿易信用などに係る報告義務につき、企業がモニタリングシステムを介して、報告期限内に報告義務を履行しなかった場合、状況説明書などの書類を持参の上、外管局で現場報告を行うように義務付けています。

- ✓ 状況説明書（期限内にモニタリングシステムで報告できなかった原因、報告すべき事項および具体的な内容について説明すること）。
- ✓ 外貨管理局が要求する関連する証明書類。

また企業が規定に基づいた報告義務を履行しなかった場合、外管局は企業に対して以下の処置をとることが可能であると規定しているため、留意が必要です。

- ✓ 規定に基づけば報告すべきであるが、報告せず、その原因が企業自身によるものであった場合、規定に基づき外貨検査部門へ移管するか、または当該企業をB類企業とすることができる。
- ✓ 期限を過ぎて現場報告を行った場合、外管局は関連資料に誤りが無いことを審査した後、報告データをモニタリングシステムに入力する。規定に基づけば報告すべき業務であるが、企業自身の原因により期限超過が発生した場合、規定に基づき外貨検査部門へ移管するか、または当該企業をB類企業とすることができる。

さらに前受・前払・ユーザンス回収・延払といった貿易信用については、『実施細則』第 46 条において、以下の条件に該当する場合、外管局による立入検査の対象となると規定されているため、注意を払う必要があります。

- ✓ 前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用残高比率が 25%より大きい場合。
- ✓ 1 年期以上の前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用発生額比率が 10%より大きい場合。

上述の「前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用残高比率」および「1 年期以上の前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用発生額比率」については、『実施細則』72 条第 4 項ないし第 5 項において以下のように規定されています。

- ✓ 貿易信用報告残高比率とは、企業が本細則第37条第1項第1号、第2号の規定に基づき行った貿易信用報告の月末残高合計の、企業の直近12ヶ月における輸出入および貿易外貨受取・支払累計規模に対する比率のことを指す。
- ✓ 1年期の貿易信用報告発生額比率とは、企業が本細則第37条第1項第1号、第2号の規定に基づき行った1年期以上の前受・前払・ユーザンス回収・延払の各種貿易信用報告の発生額合計の、企業の直近12ヶ月における相応する外貨受取、外貨支払、輸出および輸入規模に対する比率のことを指す。

ただし貿易信用報告に係る比率規制については、具体的な計算式など、不明な点が残されているため、モニタリングシステムにおける貿易信用報告義務に係る手続については、今後の関連当局の運用を注視する必要があります。

この他、『オペレーション規程』では、区内企業に係る貨物貿易外貨受取・支払につき、当該業務が保税であっても、非保税であってもすべて報告義務を履行するように要求。従前の貿易信用登記管理システムとは取扱範囲が異なっているため、留意が必要です⁷。

□ 外管局での事前届出手続

『実施細則』第40条では、企業が以下の貿易外貨に係る受取・支払業務を行う場合、事前に申請書および関連する証明資料を持参して外管局で登記手続を行い、『貨物貿易外貨業務登記表』を受領の上、関連する手続を行うように求めています。

- ✓ C類企業に係る貿易外貨の受取・支払。
- ✓ B類企業の外貨受取・支払可能限度額を超過した貿易外貨の受取・支払。
- ✓ B類企業の同一契約の中継貿易に係る受取代金の元転または振替払出金額が相応する支払金額の20%を超える場合。
- ✓ 外貨払戻日ともの代金受取・支払日との間隔が180日を超える、または特殊な状況により『実施細則』第16条の規定に基づいた外貨払戻手続を行うことができない場合。
- ✓ 外管局が、登記が必要であると認定するその他の業務。

□ オフサイト確認検査、立入検査

『ガイドライン』および『実施細則』では、企業の貨物貿易に係る外貨受取・支払に対して、モニタリングシステムを利用して、企業による貿易外貨の受取・支払に係る真実性およびその輸出入との一致性に対してオフサイトの確認検査を実施すると規定。さらに各種指標を設置の上、企業の輸出入および貿易外貨受取・支払に係るデータに対してモニタリング分析を行い、一定期間内における資金流と貨物流との乖離度が一定の範囲を超えた企業は、重点モニタリングの範囲に組み入れると規定しています。（『ガイドライン』第18-20条、『実施細則』第41-45条）。

⁷ 従来の「貿易信用登記管理システム」では、区内企業と区外企業間の貨物貿易取引につき、区外企業が区内企業から受け取る前受金は、区外企業が前受金登記手続を行う必要がある以外、それ以外の外貨受取および対外支払は、貿易金融登記手続を行う必要はなかった。また区内企業と国外企業間の貨物貿易取引に貿易信用が発生した場合は、区内企業は貿易信用登記手続を行う必要があった（『企業の貿易金融登記管理を改善することに関する問題についての通達』（匯綜発[2009]36号）など参照）。

また、モニタリングシステムの結果、異常な、または疑わしい貿易外貨の受取・支払業務が存在する企業に対しては立入検査を実施することができると規定。以下のいずれかの状況が存在する企業に対して、外管局は立入検査を実施することができるとしているため、留意が必要です（『ガイドライン』第 21-23 条、『実施細則』第 46-51 条）。

- ✓ いずれかの総量確認検査指標と当該地区の指標許容値との乖離度が 50% 以上の場合。
- ✓ いずれかの総量確認検査指標が連続する 4 期の確認検査期間において、当該地区の指標許容値を超過した場合。
- ✓ 前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用残高比率が 25% より大きい場合。
- ✓ 1 年期以上の前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用発生額比率が 10% より大きい場合。
- ✓ 来料加工の加工賃比率が 30% より大きい場合。
- ✓ 中継貿易に係る受取・支払差額の支払に占める比率が 20% より大きい場合。
- ✓ 1 件の外貨払戻金額が 50 万米ドル相当を超え、かつ外貨払戻件数が 12 回を超える場合。
- ✓ 外管局が、立入検査が必要であると認定するその他の状況。

□ 企業に対する分類管理

『ガイドライン』および『実施細則』では企業のコンプライアンス性に基づき、A 類、B 類、C 類の 3 類に分類しています。コンプライアンス性を有している A 類企業に対しては簡素化措置を適用する一方、リスクが高いと認められる B・C 類企業に対しては、厳格な監督管理を実施する規定。

B 類に対しては後述のように電子データ確認検査を導入し、外貨受取・支払業務に対して限度額管理を実施。また C 類企業による貨物貿易外貨受取・支払に対して、1 件ごとに外管局での事前登記手続を義務付けています。

B・C 類企業の分類監督管理の有効期間は 1 年。ただし外管局は企業に規定に違反した行為を発見した場合、随時、当該企業の分類レベルを引き下げることができると規定しているため、留意が必要です。

企業の分類基準および外管局による管理措置につきましては次頁の図表 12 をご参照ください。

□ B 類企業に対する電子データ確認検査

『実施細則』第 63-67 条では、B 類企業に係る貿易外貨の受取・支払に対して電子データ確認検査管理を実施すると規定。B 類企業の輸出入に係る外貨受取・支払限度額は、対応する外貨受取・支払期日の分類監督管理有効期間内における輸出入通関申告書の取引総額と対応する外貨受取・支払比率の積を累加した合計に基づき確定されます。

$$\text{B 類企業の 外貨受取・支払限度額} = \sum [\text{輸出入通関申告書の取引総額} \times \text{外貨受取・支払比率}]$$

B 類企業の外貨受取・支払限度額を左右する外貨受取・支払比率は、当該企業の実際に発生した輸出入貿易類別に基づき、オフサイト確認検査および立入検査の状況に基づき、企業の業務を考慮の上、確定されます。

【図表 12】 企業の分類基準および管理措置

	分類基準	外貨管理措置
A 類	確認検査期間内に企業が外貨管理関連規定を遵守し、かつ貿易外貨受取・支払が外管局によるオフサイトまたはオンサイト確認検査の状況が正常である場合。	貿易外貨受取・支払業務に対して利便化管理を実施。
B 類	【以下のいずれかの状況が存在する企業】 ✓ 『実施細則』第 46 条に定めるいずれかの状況が存在し、かつ立入検査を受けた企業に合理的な解釈が存在しない場合。 ✓ 規定に基づいた報告義務を履行していない場合。 ✓ 規定に基づいた貨物貿易外貨業務登記手続を行っていない場合。 ✓ 外管局が立入検査を実施する際に、規定に基づいた期日および方式で外管局に報告または資料の提供を行っていない場合。 ✓ 国の関連主管部門の要求に応じて共同監督管理を実施する場合。 ✓ 外管局が認定するその他の状況。	【外管局は以下の規定に基づいた管理を実施】 ✓ 送金方式による決済の場合（前払金、前受金を除く）、金融機関は相応する輸出入貨物通関申告書、輸出入契約を審査。信用状・取立方式による決済の場合、国際慣例に基づき関連書類以外に、輸出入契約も審査。前払・前受による決済の場合、輸出入契約・インボイスを審査。 ✓ 金融機関は B 類企業による貿易外貨受取・支払に対して電子データの確認検査を実施。外貨受取・支払可能限度額を超過する貿易外貨受取・支払業務に対して、『貨物貿易外貨業務登記表』に基づき手続を実施。 ✓ 中継貿易に係る外貨受取・支払に対して、金融機関は売買契約、支払申告証憑および関連する貨物権利証憑を審査。同一契約における中継貿易の受取金額が相応する支払金額の 20% を超える場合、金融機関は『貨物貿易外貨業務登記表』に基づき手続を実施。 ✓ B 類企業は前受・前払、30 日を超えるユーザンス回収・延払に対して、『実施細則』の規定に基づき所在地の外管局に情報を報告する必要がある。 ✓ 90 日を超える延払業務の取扱禁止、90 日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結禁止。 ✓ 受取・支払期日の間隔が 90 日を超える中継貿易の外貨受取・支払の禁止。 ✓ 輸出受取代金の国外留保業務を展開している企業が B 類企業に分類された場合、分類監督管理期間内は輸出受取代金の国外口座への留保不可。国外口座を利用した対外支払不可。外管局は当該企業に対して国外口座残高を戻し入れるように要求可能。 ✓ 外管局が定めるその他の管理措置。 ✓ 分類監督管理有効期間内において指標の状況が好転し、かつ違法行為が発生していない B 類企業は、B 類企業に分類された日から 6 ヶ月後に、外管局での登記を経て、本細則第 60 条第 5、6 項で制限されている業務の取扱が可能に。
C 類	【以下のいずれかの状況が存在する企業】 ✓ 直近 12 ヶ月において嚴重な外貨管理規定の違反があり、外管局による処罰を受けた、または司法機関による立件調査を受けた場合。 ✓ 外管局による立入検査を阻害、もしくは拒絶した場合、または外管局に虚偽の資料を提出した場合。 ✓ B 類企業が分類監督管理の有効期間満了時に、外管局的総合評価を受けて、関連する状況が引き続き B 類企業の基準に該当する場合。 ✓ 外貨管理に関連する嚴重な規定違反行為が存在したことにより、国の関連主管部門による処罰を受けた場合。 ✓ 外管局が認定するその他の状況。	【外管局は以下の規定に基づいた管理を実施】 ✓ 1 件ごとに所在地の外管局で登記手続が必要。外管局は登記手続時、送金方式による決済（前払金、前受金を除く）の場合、輸出入貨物通関申告書・輸出入契約を審査。信用状、取立方式による決済の場合、輸出入契約・インボイスを審査。前払、前受方式による決済の場合、輸出入契約およびインボイスを審査。1 件の前払金額が 5 万米ドル相当を超える場合、金融機関で暗証の確認を受けた外国側金融機関が発行した前払貨物代金返還保証状の審査も必要。 ✓ 前受金、前払金および 30 日を超えるユーザンス回収・延払に対して、『実施細則』の規定に基づき所在地の外管局に情報を報告する必要がある。 ✓ 90 日を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、海外での代理支払などの輸入トレードファイナンスに係る業務の禁止。90 日を超える延払、取立に係る業務の禁止。90 日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結禁止。 ✓ 中継貿易に係る外貨受取・支払の禁止。 ✓ 企業が多国籍グループの外貨集中受払を行っているメンバー会社である場合、当該企業による外貨集中受払業務は実施不可。企業が多国籍グループの外貨集中受払を行っている主管企業である場合、グループ全体の外貨集中受払業務は実施不可。 ✓ 輸出受取代金の国外留保業務を展開している企業が C 類企業に分類された場合、企業は分類された日から 30 日以内に国外口座を閉鎖し、かつ国外口座残高を戻し入れる必要あり。 ✓ 外管局が定めるその他の管理措置。

□ 輸出受取外貨の国外留保に対する管理

『38号通達』では、従来は独立した規定として存在していた輸出受取外貨の国外留保に係る管理も『ガイドライン』および『実施細則』に組み入れています。

中国政府は従来、2008年8月に改訂した『外貨管理条例』において、「国内機関、国内個人の外貨収入は、国内への戻入もしくは国外での留保を行うことができる」と規定し、従前は認めていなかった輸出受取外貨の国外留保に関する文言を新たに追加。その後、2010年10月より北京、山東、江蘇、広東の4省市において試験的に実施し、2011年1月より、中国全土で輸出受取外貨の国外留保を解禁しました。ただし輸出受取代金の国外留保を実施する場合には、国外に開設する銀行口座について外管局での登記手続を義務付けたほか、国外での留保可能な金額については、企業が実需に基づいて申請が必要であるとし、一定の制約を設けていました。

『ガイドライン』および『実施細則』では、こうした輸出受取代金の国外留保に係る手続についても規定。照会手続の撤廃やネットワーク審査の廃止により、輸出受取外貨の国外留保に係る手続も一部、簡素化が行われており、輸出受取外貨の国外留保に係る報告手続もモニタリングシステムを介して行うこととなります。

➤ 輸出受取代金の国外留保に係る資格要件

企業が輸出受取代金を国外（香港、マカオ、台湾地区を含む）に留保する場合、以下の条件を具備していなければなりません（『実施細則』第22条）。

- ✓ 輸出受取代金の出所があり、かつ国外に本弁法の規定に合致する支払需要があること。
- ✓ 直近2年において外貨管理規定に違反する行為がないこと。
- ✓ 完全な輸出受取代金の国外留保に係る内部統制制度を有していること。
- ✓ 国家外貨管理局およびその分局、外貨管理部が定めるその他の条件。

また、規定の条件を満たす企業集団は、集団本部もしくは参加する国内メンバー会社1社を主管企業に指定し、国内メンバー会社が国外に留保する輸出受取代金に対して集中受取・支払を実行することができます。

➤ 国外銀行の選定

企業は、輸出受取代金の国外留保に使用する国外口座の開設前に、国外口座開設銀行を選定し、当該銀行と『口座受取・支払情報送付協議書』（以下、『協議書』という）を締結しなければなりません（『実施細則』第24条）。

なお、輸出受取代金が留保可能な国外銀行は、原則として以下の銀行に限られます。

- ✓ 中国資本銀行の国外拠点機関。
- ✓ 国内外資系銀行と関連関係のある国外銀行
(関連関係とは、国外銀行と国内外資系銀行と親子関係、本支店関係、または同一の親銀行に属する子会社もしくは支店のこと)

➤ 国外口座開設に係る登記手続

企業が輸出受取代金の国外留保を行う場合、所在地の外管局で国外口座開設に係る登記手続を行い、モニタリングシステムを通して外管局に関連する情報を報告する必要があります。

企業集団が集中受取・支払を実施する場合、主管企業がその所在地の外管局で口座開設登記手続を行い、主管企業とメンバー企業が異なる外管局の管轄に属する場合、メンバー企業は事前に外管局で資格登記手続を行わなければなりません。

企業が国外口座開設に係る登記手続を行う場合、以下の資料が必要となります（『実施細則』第 25 条）。

- ✓ 法定代表者もしくはそれが授権した者が署名し、かつ企業公印を押捺した申請書（これには輸出受取代金の国外留保に係る資金使途、前年度の輸出入およびその受取・支払に係る資金規模、直近 2 年において外貨管理規定に違反する行為がないことに係る資料などが含まれる）。なお初回登記時、書面申請において、企業が実際の必要に基づき確定する年度の累計輸出受取代金の国外留保規模に係る説明が必要。
- ✓ 『輸出受取代金国外留保登記表』。
- ✓ 企業と国外口座開設銀行とが締結した『協議書』。
- ✓ 企業が輸出受取代金に係る国外留保の運営実施のために制定した内部統制制度（初回登記時に提出）。
- ✓ 集中受取・支払を実施する場合、初回登記時に、参加するメンバー会社の状況説明書、参加するメンバー会社の債権・債務および相応する会計記帳に係る管理規則もしくは規定も提出すること。メンバー会社と主管企業が異なる外管局の管轄に属する場合、メンバー会社所在地の外管局が発行した『輸出受取代金の国外留保資格登記表』の提出も必要。
- ✓ 外管局が要求するその他の資料。

企業は国外口座開設後、10 営業日以内に、モニタリングシステムを介して、口座番号および口座通貨種類に係る情報を所在地の外管局まで届け出る必要があります。

また、同一企業が国外に開設可能な口座は原則として 5 口座を超えてはなりません。特殊な状況において口座数を増加する必要がある場合、外管局の認可を受ける必要があります。

なお、企業は異なる国（地域）に国外口座を開設することができ、同一国（地域）内の複数の銀行に口座を開設することができます。ただし、同一国（地域）内の同一銀行内には一口座しか開設することができません。

➤ 輸出受取代金の国外留保規模

企業は実需に基づき、輸出受取代金の国外留保規模を確定することができます。また、国外留保の年間累計額は、登記済の輸出受取代金の国外留保規模を超えてはなりません（『実施細則』第 27 条）。国外留保規模を引き上げる必要がある場合、外管局での変更登記が必要となります。

➤ 国外口座の受取・支払範囲

『実施細則』第 29 条では、国外口座の受取・支払範囲について、以下のように規定しています。

【受取範囲】

- ✓ 輸出受取代金。これには、国外から受け取る輸出代金（前受金を含む）、トレードファイナンスに係る収入、輸出保険の賠償金が含まれる。
- ✓ 口座資金の利息。
- ✓ 外管局の承認を受けたその他の収入。

【払出範囲】

- ✓ 貨物貿易に係る支払。これには、輸入貨物代金（前払金を含む）、トレードファイナンスに係る支払が含まれる。
- ✓ 国外請負工事、コミッション、運賃・保険料に係る費用の支払。
- ✓ 国外口座に関連する国外銀行費用に係る支払。
- ✓ 外管局の承認もしくは登記を受けた資本項目に係る支払。
- ✓ 国内への戻入。
- ✓ 外管局の規定に合致するその他の支払。

➤ 外管局への報告義務

国外口座に受取・支払業務が発生した場合、企業は受取・支払が発生した当月が終了してから 10 営業日以内に、モニタリングシステムを通して、外管局に対して輸出受取代金の国外留保状況について報告する必要があります。

また国外留保資金の運用に重大な損失が発生した場合、企業は遅滞なく所在地の外管局に報告しなければなりません。

このほか、企業は国外口座開設銀行に対して『協議書』の約定に基づき、月次で外管局に国外口座の移動明細書を郵送するように要求する必要があります。

2012 年 8 月より、『1 号公告』および『38 号通達』が施行され、貨物貿易に係る外貨管理制度改革が中国全土で展開されることとなります。この度の改革に伴い、貨物貿易外貨受取・支払手続は大きく変更され、特に輸出外貨受取については、手続が大幅に簡素化。しかし関連法規の改訂に伴い、関連業務の手続について、まだ不明確な点が残されているのも事実。このため今後、国家外貨管理局などの関係当局がより具体的な規定を発表する可能性もあるため、引き続き関係当局の動向を注視していく必要があります。

『1 号公告』および『38 号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）および 61 ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局 税関総署 国家税務総局
国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号
『貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告』

貿易の利便化を大幅に推進し、貨物貿易外貨サービスおよび管理をより一層改善するため、国家外貨管理局・税関総署・国家税務総局は、2012 年 8 月 1 日より、全国で貨物貿易外貨管理制度改革を実施し、併せて相応する輸出通関フローを調整し、輸出外貨受取および輸出税還付情報共有システムの最適化・レベルアップを図ることを決定した。ここに以下のように公告する。

1. 貨物貿易外貨管理方式の改革

改革日以降、輸出外貨受取照合書（以下、「照合書」という）を取り消し、企業は今後、輸出外貨受取照合書に係る手続を行う必要はない。国家外貨管理局分・支局（以下、「外管局」という）は企業の貿易外貨管理方式をオンサイトの個別照合からオフサイトの総量確認検査に変更する。外管局は貨物貿易外貨モニタリングシステムを通して、企業の貨物輸出入および貿易外貨受取・支払の個別データを全面的に採集し、定期的に企業の貨物流と資金流との全体的な一致状況に対して照合、評価を行い、コンプライアンス性を有する企業の貿易外貨受取・支払に対して利便化を図り、異常が存在する企業に対しては重点的なモニタリングを行い、必要な場合、立入検査を実施する。

2. 企業に対する動態的分類管理の実施

外管局は企業の貿易外貨受取・支払に係るコンプライアンス性および貨物輸出入との一致性に基づき、企業を A・B・C の 3 類に分類する。A 類企業の輸入対外支払証憑を簡素化し、輸入通関申告書、契約書またはインボイス等のいずれか一種の取引の真実性が証明可能な書類に基づき、銀行で直接、対外支払手続を行うことができ、輸出受取外貨はネットワーク審査を行う必要はない。銀行の外貨受取・支払に係る審査手続は相応して簡素化する。B・C 類企業に対しては、貿易外貨受取・支払に係る書類審査、業務類型、決済方式等の面において、厳格な監督管理を実施する。B 類企業に係る貿易外貨受取・支払は、銀行が電子データ確認検査を実施し、C 類企業に係る貿易外貨受取・支払は、外管局での個別登記を経た後に取り扱わなければならない。

外管局は企業の分類監督管理期間における外貨管理規定の遵守状況に基づき、動態的な調整を行う。A 類企業が外貨管理規定に違反した場合、B 類または C 類に降格となる。B 類企業が分類監督管理期間内において、コンプライアンス性に関する状況に好転が見られない場合、分類監督管理期間の延長または C 類への降格を行う。B・C 類企業が分類監督管理期間内に法令を遵守し、コンプライアンス経営を行った場合、分類監督管理期間満了後に、A 類に昇格することができる。

3. 輸出通関フローの調整

改革日以降、企業が輸出通関手続を行う場合、照合書を提出する必要はない。

4. 輸出税還付に係る証憑の簡素化

2012年8月1日以降に通関・輸出する貨物（税関の「輸出貨物通関申告書（輸出税還付専用）」に注記された輸出日を基準とする、以下同）につき、輸出企業が税還付を申請する場合、照合書を提出する必要はない。税務局は外管局の提供する企業の輸出外貨受取情報および分類状況を参照し、関連規定に基づき、企業の輸出税還付を審査する。

2012年8月1日より前に通関・輸出した貨物につき、7月31日までに輸出外貨受取の照合期限が到来しておらず、かつ照合手続を行っていない場合、本条第1項の規定に基づき輸出税還付を行う。

2012年8月1日より前に通関・輸出した貨物につき、7月31日までに輸出外貨受取の照合期限が到来していないが、すでに照合手続を行った場合、および輸出外貨受取の照合期限がすでに到来している場合、すべて改革前の輸出税還付に関する規定に基づき手続を行う。

5. 輸出外貨受取の未照合業務に係る処理

2012年8月1日より前に通関・輸出した貨物につき、7月31日までに輸出外貨受取の照合期限がすでに到来している場合、企業は7月31日までに輸出外貨受取に係る照合手続を行わなければならない。8月1日以降、外管局は輸出外貨受取に係る照合手続を行わず、照合書を発行しない。企業が外管局の発行する関連する外貨受取証明が確かに必要な場合、外管局は以前の輸出外貨受取の照合監督管理に関する規定を参照して、個別案件として処理する。

6. 部門の共同監督管理の強化

企業は厳格に関連規定を遵守し、真実性、誠実性の意識を向上させ、自律管理を強化し、自主的に法を遵守した経営を行わなければならない。国家外貨管理局および税関総署、国家税務総局はより一層協力を強化し、データ共有を実現する。協力システムを改善し、団結力ある監督・管理を形成する。各種の規定に違反したクロスボーダー資金移動および密輸、税金詐取等の違法行為を厳しく取り締まる。

本公告の外貨管理、輸出通関、輸出税還付等に関係する具体的な事項については、関連部門が別途、規定する。これ以前の法規と本公告とが抵触する場合、本公告を基準とする。2012年8月1日以降、本公告の添付文書に列記されている法規はすべて廃止する。

以上

2012 年 6 月 27 日

添付文書 1 : 廃止法規リスト（略）

国家外貨管理局

匯発[2012]38 号

『貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布することに関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各外貨指定銀行：

外貨管理体制改革をより一層深化させ、貿易の利便化を促進するため、国家外貨管理局・税関総署および国家税務総局は 2012 年 8 月 1 日から全国で貨物貿易外貨管理制度改革を実施することを決定した。そのため、国家外貨管理局は『貨物貿易外貨管理ガイドライン』、『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』、『貨物貿易外貨管理ガイドラインオペレーション規程（銀行・企業版）』、『貨物貿易外貨受取・支払情報申告管理規定』（以下、「貨物貿易外貨管理法規」と総称する、詳細は別添 1・2・3・4 を参照のこと）を制定した。ここに貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布し、関連する事項について以下のように通知する。

1. 貨物貿易外貨管理法規は 2012 年 8 月 1 日から施行する。
2. 2012 年 8 月 1 日以降、全国で貨物貿易外貨モニタリングシステム（以下、「モニタリングシステム」という）を稼動・運行し、貿易外貨受取・支払確認検査システム、貿易信用登記管理システム、輸出外貨受取・元転ネットワークシステムおよび中国電子口岸－輸出外貨受取システムの使用を停止する。

外貨指定銀行（以下、「銀行」という）および企業ユーザーは、国家外貨管理局応用サービスプラットフォーム（以下、「応用サービスプラットフォーム」という）を通してモニタリングシステムにアクセスする。具体的なアクセスルートは以下の通り。

ユーザー類型	インターネット接続方式	URL
銀行	外部機関アクセスネット	http://asone.safe:9101/asone/
企業	インターネット	http://asone.safesvc.gov.cn/asone

3. 各銀行本店は以下の要求に基づき、拠点機関を組織した上、モニタリングシステム（銀行版）の稼動準備およびシステム接続業務を遂行しなければならない。

- (1) 各銀行本店は 2012 年 7 月 1 日から 7 月 20 日までの期間に拠点機関のネットワーク接続、顧客ポート環境の設置、ユーザー管理、権限分配およびアクセステスト等の業務を実施、完了し、貨物貿易外貨業務を取り扱う銀行拠点が応用サービスプラットフォームを通してモニタ

リングシステム（銀行版）にアクセスできることを確保しなければならない。銀行のネットワーク接続およびシステムアクセス設置の具体的なオペレーション説明は、『貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）アクセス設置手引』を参照されたい（詳細は別添5参照）。

- (2) 2012年7月1日までに金融機関標識コードのコード賦与手続を行っている銀行拠点が、応用サービスプラットフォームにおいてユーザー登録を行っていない場合、2012年7月1日以降、応用サービスプラットフォームは自動的にユーザー登録を行い、かつ「貨物貿易外貨オンライン業務」を開通する。この種の銀行拠点はその本店から、または本店を通して国家外貨管理局から、業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得しなければならない。すでに応用サービスプラットフォームにおいてユーザー登録を行っている場合、2012年7月1日以降、自動的に「貨物貿易外貨オンライン業務」が開通し、その業務管理員および業務操作員のパスワードに変更はない。このうち、すでに貿易外貨受取支払確認検査システム（銀行版）へのアクセス権限を有している業務操作員は自動的にモニタリングシステム（銀行版）へのアクセス権限を取得する。
- (3) 2012年7月1日以降に金融機関標識コードのコード賦与手続を行った銀行拠点が、貨物貿易外貨業務を取り扱う必要がある場合、所在地外管局に「貨物貿易外貨オンライン業務」の開通を申請し、かつその本店から、または本店を通して国家外貨管理局から、業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得しなければならない。

各中国資本外貨指定銀行は本通達を受領した後、速やかに下部に属する拠点機関に転送しなければならない。各分局・外貨管理部は本通達を受領した後、速やかに管轄内の地方性商業銀行および外資銀行に転送しなければならない。政策執行およびモニタリングシステム推進の過程において問題がある場合遅滞なく所在地の外管局に報告すること。

業務照会連絡先 : 010-68402546

技術紹介連絡先 : 010-68402214

以上

添付文書1 : 『貨物貿易外貨管理ガイドライン』

添付文書2 : 『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』

添付文書3 : 『貨物貿易外貨管理ガイドラインオペレーション規程（銀行・企業版）』（略）

添付文書4 : 『貨物貿易外貨受取・支払申告管理規定』

添付文書5 : 『貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）アクセス設置手引』（略）

2012年6月27日

【添付文書 1】

『貨物貿易外貨管理ガイドライン』

第 1 章 総則

- 第1条** 貨物貿易（以下、「貿易」という）に係る外貨管理を改善し、貿易の利便化を推進し、対外経済の発展を促進するため、『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき、本ガイドラインを制定する。
- 第2条** 国は貿易に係る国際支払に対して制限を設けない。
- 輸出受取代金は規定に基づき、国内への戻入または国外への留保を行うことができる。
- 第3条** 国内機関（以下、「企業」という）に係る貿易外貨の受取・支払は真実かつ合法的な取引背景を有しており、貨物の輸出入と一致していなければならない。
- 第4条** 外貨の買取・売渡業務に従事する金融機関（以下、「金融機関」という）は企業が提出する貿易輸出入の取引証憑に係る真実性、およびそれと貿易外貨受取・支払との一致性について合理的な審査を行わなければならない。
- 第5条** 国家外貨管理局およびその出先機関（以下、「外管局」という）は法に基づき本ガイドライン第 2 条、第 3 条、第 4 条に定める事項に対して監督検査を実施する。
- 第6条** 外管局は輸出入の貨物流と外貨受取・支払に係る資金流との一致性に対する確認検査システムを構築し、企業による貿易外貨受取・支払に対してオフサイトの総量確認検査およびモニタリングを実施し、異常な、または疑わしい状況が存在する企業に対してオンサイトの事実確認調査（以下、「立入検査」という）を実施し、金融機関による貿易外貨受取・支払業務に係るコンプライアンス性および関連情報の報告・送付に係る適時性、完全性および正確性に対してオフサイトおよびオンサイトの確認検査を実施する。
- 第7条** 外管局はオフサイトおよびオンサイト確認検査の結果に基づき、企業の外貨管理規定等の遵守状況を考慮の上、企業に対して分類管理を実施する。
- 第8条** 外管局は企業の貿易信用に対して総量モニタリングを実施し、企業の貿易信用規模に対して比率管理を実施する。

企業は規定に基づき外管局に対して貿易信用に係る情報を報告しなければならない。

- 第9条** 国際収支に著しい不均衡が発生する、または発生する可能性がある場合、国は法に基づき貿易外貨受取・支払に対して必要な保障、コントロール等の措置を採ることができる。

第2章 企業リスト管理

- 第10条** 外管局は「貿易外貨受取・支払企業リスト」（以下、「リスト」という）の登記管理を実施し、統一的に金融機関にリストを公布する。金融機関はリストに掲載されていない企業のために貿易外貨受取・支払業務を取り扱ってはならない。

- 第11条** 企業は法に基づき対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参の上、外管局でリスト登記手続を行わなければならない。リスト掲載企業の登記情報に変更が発生した場合、外管局で変更登記手続を行わなければならない。企業が経営を終了する、または対外貿易経営権を取り消された場合、外管局で抹消登記手続を行わなければならない。

外管局は企業の貿易外貨受取・支払業務に係る状況およびそのコンプライアンス状況に基づき、企業をリストから抹消することができる。

- 第12条** 企業が貿易外貨の受取・支払に係る手続を行う場合、『貨物貿易外貨受取・支払業務手続確認書』に署名の上、国の外貨管理規定を遵守する旨、誓約しなければならない。

外管局は新たにリスト登記手続を行った企業に対して補導期間管理を実施する。

第3章 貿易外貨受取・支払に係る管理

- 第13条** 本ガイドラインにおける企業の貿易外貨受取・支払には以下が含まれる。

- (1) 国外、国内保税監督管理区域から受け取る輸出貨物代金、国外、国内保税監督管理区域へ支払う輸入貨物代金。
- (2) オフショア口座、国外機関の国内口座から受け取る輸出貨物代金、オフショア口座、国外機関の国内口座へ支払う輸入貨物代金。
- (3) 転廠（[深加工结转](#)）に係る国内での代金の受取・支払。
- (4) 中継貿易に係る代金の受取・支払。
- (5) その他の貿易と関連する代金の受取・支払。

- 第14条** 企業は「輸出した者が外貨受取を行い、輸入した者が外貨支払を行う」という原則に基づき、

貿易外貨受取・支払業務を行わなければならないが、寄付に係る輸出入業務等の外管局が別途規定を設けている状況を除く。

輸入・輸出代理業務は、代理側が外貨支払、外貨受取を行わなければならない。輸入代理業務に関わる場合、委託側は委託代理協議書に基づき外貨を代理側に振り替えることができ、また代理側が外貨を購入することもできる。輸出代理業務に関わる場合、代理側は外貨受取後、委託代理協議書に基づき外貨を委託側に振り替えることができ、また外貨を元転した後に人民元を委託側に振り替えることもできる。

第15条 企業は貿易方式、決済方式および資金の出所または移動方向に従い、関連証憑に基づき金融機関で貿易外貨受取・支払手続きを行い、かつ規定に基づき貿易外貨受取・支払情報申告手続きを行わなければならない。

金融機関は企業のリストおよび分類状態を検索し、規定に基づき合理的な審査を行い、かつ外管局に対して前項に定める貿易外貨受取・支払情報を報告しなければならない。

第16条 以下に挙げる貿易外貨受取・支払と貨物輸出入との一致性の整合に影響を及ぼす情報につき、企業は規定の期間内に外管局に対して報告しなければならない。

- (1) 規定の期間を超える前受、前払、ユーザンス回収および延払。
- (2) その他の報告すべき事項。

企業は、本条の前項に定める以外のその他の貿易外貨受取・支払情報について自主的に外管局まで報告することができる。

第17条 外管局は企業による輸出受取代金の国外留保業務に対して登記管理を実施する。企業は国外口座の受取・支払等の状況を外管局まで定期的に報告しなければならない。

第4章 オフサイト確認検査

第18条 外管局は定期的にまたは不定期に企業の一定期間内における輸出入データと貿易外貨受取・支払データに対して総量対比を実施し、企業の貿易外貨受取・支払に係る真実性およびその輸出入との一致性に対して確認検査を行う。

第19条 外管局は貿易信用、中継貿易等の特定業務、および保税監督管理区域企業等の特定主体に対して専門モニタリングを実施する。

第20条 外管局は以下の企業に対して重点モニタリングを実施する。

- (1) 貿易外貨受取・支払と貨物輸出入との一致性に係る整合状況が一定の範囲を超過している場合。
- (2) 貿易信用残高または中長期貿易信用発生額が一定の比率を超過している場合。
- (3) 専門モニタリングを経て異常な、または疑わしい状況を発見した場合。
- (4) その他の重点的なモニタリングを必要とする場合。

第5章 立入検査

第21条 外管局は企業に対するオフサイト確認検査で発見した異常な、または疑わしい貿易外貨受取・支払業務に対して立入検査を実施することができる。

外管局は金融機関の貿易外貨受取・支払業務手続に係るコンプライアンス性ならびに情報の報告・送付に係る適時性、完全性および正確性に対して立入検査を実施することができる。

第22条 外管局が立入検査を実施する場合、以下の方式を採用することができる。

- (1) 確認検査対象企業、取扱金融機関に対する関連する書面資料の提出の要求。
- (2) 確認検査対象企業の法定代表者またはそれが授権した者、取扱金融機関の責任者またはそれが授権した者との面会。
- (3) 現場での確認検査対象企業、取扱金融機関に係る関連資料の閲覧、コピー。
- (4) その他の必要な立入検査の方式。

確認検査対象単位は外管局による立入検査に協力し、事実に基づき状況を説明の上、関連する文書、資料を提供しなければならない、拒絶、阻害および隠蔽を行ってはならない。

第23条 外管局が本ガイドライン第22条第1項第3号に定める方式に基づき立入検査を行う場合、立入検査人員は2名を下回ってはならず、かつ証明書を提示しなければならない。立入検査人員が2名を下回る、または証明書を提示しない場合、確認検査対象単位は拒絶する権利を有する。

第6章 分類管理

第24条 外管局はオフサイトおよびオンサイト確認検査結果に基づき、企業による外貨管理規定等の遵守状況を考慮の上、企業をA・B・Cの3類に分類する。

- 第25条** 外管局は B・C 類企業リストを公布する前に、分類結果に関連する企業に告知しなければならない。企業は外管局の分類結論告知書を受領してから 7 営業日以内に、外管局に対して異議を申し立てることができる。外管局は異議を申し立てた企業のカテゴリ状況に対して再審査を行わなければならない。
- 第26条** 規定の期間内に異議を申し立てなかった、または異議を申し立てた後に外管局の再審査を受けて分類結果が確定された企業につき、外管局は金融機関に対して企業分類管理情報を公布する。
- 外管局は企業分類管理情報を関連管理部門に通知・報告し、必要がある場合、社会に公開・開示することができる。
- 第27条** 外管局は分類結果に対して動態的な調整を実施し、かつ B・C 類企業に対して分類管理の有効期間を設ける。
- 第28条** 分類管理の有効期間中、A 類企業に係る貿易外貨受取・支払に対して、利便化した管理措置を適用する。B・C 類企業に係る貿易外貨受取・支払に対して、書類審査、業務類型および手続プロセス、決済方式等の面においてプルーフに基づき監督管理を実施する。
- 第29条** 外管局は貿易外貨受取・支払に係る電子データ確認検査システムを構築し、B 類企業に係る貿易外貨受取・支払に対して電子データ確認検査管理を実施する。
- 第30条** C 類企業に係る貿易外貨受取・支払業務および外管局が認定するその他の業務に対して、外管局は事前個別登記管理を実施し、金融機関は外管局が発行する登記証明書に基づき企業のために関連手続を取り扱う。

第 7 章 附則

- 第31条** 企業および金融機関が本ガイドラインおよびその他の外貨管理関連規定に違反した場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連法規に基づき処罰する。
- 第32条** 外管局は国際収支情勢および外貨管理の必要に基づき、貿易信用管理、報告および登記管理、輸出受取代金の国外留保に係る管理、オフサイト確認検査ならびに分類管理の具体的な内容に対して調整を行うことができる。
- 第33条** 保税監督管理区域企業の非保税貿易に係る貿易外貨受取・支払は原則として本ガイドラインを適用する。保税監督管理区域企業の保税貨物に係る外貨受取・支払は本ガイドラインを適用す

るが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途、規定のある場合は、その規定に従う。

第34条 個人の対外貿易経営者に係る貿易外貨受取・支払は、本ガイドラインを適用する。

第35条 国家外貨管理局は本ガイドラインに基づき、相応する実施細則を制定する。

第36条 本ガイドラインは国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

第37条 本ガイドラインは 2012 年 8 月 1 日より施行する。以前の法規と本ガイドラインとが抵触する場合、本ガイドラインに基づき執行する。

【添付文書 2】

『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』

第1条 『貨物貿易外貨管理ガイドライン』および関連規定に基づき、本細則を制定する。

第2条 国内機関（以下、「企業」という）は輸出後、契約の約定に基づき、遅滞なく、貨物代金の全額を受け取るか、または規定に基づき国外に留保しなければならない、輸入後は、契約の約定に基づき、遅滞なく、貨物代金の全額を支払わなければならない。

企業は貨物代金を受け取った後、契約の約定に基づき、遅滞なく、すべての貨物を輸出し、貨物代金を支払った後は、契約の約定に基づき、遅滞なく、すべての貨物を輸入しなければならない。

第1章 企業リスト管理

第3条 企業は法に基づき対外貿易経営権を取得した後、『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』（別添 1 参照）、法定代表者が署名し、かつ企業公印を押捺した『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』（以下、『確認書』という、別添 2 参照）ならびに以下の資料の有効な原本および企業公印を押捺したコピーを持参の上、所在地の外管局で「貿易外貨受取・支払企業リスト」（以下、「リスト」という）の登記手続を行わなければならない。

- (1) 『企業法人営業許可証』または『企業営業許可証』副本。
- (2) 『中華人民共和国組織機構コード証』。
- (3) 『対外貿易経営者届出登記表』、法に基づき届出登記が必要ない場合、『中華人民共和国外商投資企業批准証書』または『中華人民共和国台湾、香港、マカオ投資企業批准証書』等を提出することができる。
- (4) 外管局が提出を要求するその他の書類。

外管局は、関連資料に誤りがないことを審査した後、当該企業のためにリスト登記手続を行う。

対外貿易経営権を有していない企業が、貿易外貨受取・支払業務を実施する客観的な必要性が確かにある場合、リスト登記手続時に本条第 1 項第 3 号に定める資料の提出を免除することができる。

第4条 対外貿易に従事する保税監督管理区域企業（以下、「区内企業」という）が保税監督管理区域の外貨管理に関する規定に基づき外貨登記手続を行う場合、『確認書』に署名しなければならない。区内企業が関連する外貨登記証明書を取得し、かつ『確認書』に署名した後、自動的に

リストに掲載する。

第5条 外管局は本細則実施後に新たにリストに掲載された企業に対して補導期間管理を実施する。当該企業に初めて貿易外貨受取・支払業務が発生してから 90 日以内、外管局は政策法規、システムオペレーション等の補導を行う。

企業は補導期間が終了してから 10 営業日以内に、書面資料を持参して外管局で補導期間内に発生した貨物輸出入および貿易外貨受取・支払に係る個別対応状況について報告しなければならない。

第6条 リスト内企業の企業名称、登録住所、法定代表者、登録資本、会社類型、経営範囲または連絡先に変更が発生した場合、変更事項が発生してから 30 日以内に、相応する変更文書または証明書の原本および企業公印を押捺したコピーを持参し、所在地の外管局でリスト変更手続を行わなければならない。

第7条 リスト内企業に以下のいずれかの状況が発生した場合、30 日以内に自主的に所在地の外管局でリスト抹消手続を行わなければならない。

- (1) 経営を終了する、または今後対外貿易に従事しない場合。
- (2) 工商管理部門により営業許可証を抹消または没収された場合。
- (3) 商務主管部門により対外貿易経営権を取り消された場合。

第8条 リスト内企業に以下のいずれかの状況が発生した場合、外管局は当該企業をリストから抹消することができる。

- (1) 本細則第 7 条に定める状況が発生した場合。
- (2) 区内企業がすでに保税監督管理区域外貨登記の抹消手続を行った場合。
- (3) 連続して 2 年間、貿易外貨受取・支払業務が発生していない場合。
- (4) 外管局が企業に対して立入検査を実施する際に、企業のリスト登記情報に掲載された連絡先では当該企業と連絡が取れない場合。
- (5) 外管局が認定するその他の状況。

第9条 外管局は「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下、「モニタリングシステム」という）を通して金融機関に全国の企業リストを公布する。金融機関はリストに掲載されていない企業のために貿易外貨受取・支払業務を直接、取り扱ってはならない。リストに掲載されていない企業は外管局でリスト登記手続を行わなければならない。

第2章 貿易外貨受取・支払業務に対する審査

第10条 本細則における企業の貿易外貨受取・支払には以下が含まれる。

- (1) 国外、国内保税監督管理区域から受け取る輸出貨物代金。国外、国内保税監督管理区域へ支払う輸入貨物代金。
- (2) オフショア口座、国外機関の国内口座から受け取る輸出貨物代金。オフショア口座、国外機関の国内口座へ支払う輸入貨物代金。
- (3) 転廠（[深加工结转](#)）に係る国内での代金の受取・支払。
- (4) 中継貿易に係る代金の受取・支払。
- (5) その他の貿易と関連する代金の受取・支払。

第11条 企業は国際収支申告および貿易外貨受取・支払情報申告に係る規定に基づき、貿易外貨受取・支払情報申告手続を行い、かつ貿易外貨受取・支払の移動方向に従い、以下の申告書類を記入しなければならない。

- (1) 国外宛に支払う場合（オフショア口座、国外機関の国内口座宛の支払を含む）、『海外送金取組申請書』または『対外支払／引受通知書』を記入すること。
- (2) 国内宛に支払う場合、『国内送金取組申請書』または『国内支払／引受通知書』を記入すること。
- (3) 国外から代金を受け取る場合（オフショア口座、国外機関の国内口座からの代金の受取を含む）、『涉外収入申告書』を記入すること。
- (4) 国内から代金を受け取る場合、『国内収入申告書』を記入すること。

第12条 金融機関が企業のために貿易外貨受取・支払業務を取り扱う場合、モニタリングシステムを通して企業のリスト状態および分類状態を検索し、本細則の規定に基づき、その貨物輸出入の取引書類に係る真実性およびその貿易外貨受取・支払との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。

金融機関は国際収支申告および貿易外貨受取・支払情報申告に係る規定に基づき、企業の記入する申告書類を審査し、遅滞なく外管局に情報を報告・送付しなければならない。

第13条 企業の貿易外貨受取代金は、まず輸出受取代金審査待ち口座（以下、「審査待ち口座」という）に入金しなければならない。審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨受取代金に限る（中継貿易に係る受取外貨を含む、輸出トレードファイナンスに係る国内金融機関の貸付金および国外からの回収資金は含まない）。払出範囲には元転または企業の経常項目外貨口座への振替入金、お

よび外管局での登記を経たその他の外貨払出が含まれる。審査待ち口座内の資金は相互に振替を行ってはならない。口座資金は流動性預金に基づき付利する。

第14条 企業はその真実かつ合法的な輸入外貨支払の必要に基づき、事前に外貨を購入し、その経常項目外貨口座に預け入れることができる。金融機関は企業のために外貨支払手続を行う場合、企業が記入する申告書類を審査し、かつ以下の規定に基づき相応する有効な証憑および商業書類を審査しなければならない。

- (1) 信用状、取立方式による決済の場合、国際決済慣例に基づき関連する商業書類を審査する。
- (2) 貨物到着後支払方式による決済の場合、対応する輸入貨物通関申告書または輸入契約またはインボイスを審査する。
- (3) 前払方式による決済の場合、輸入契約またはインボイスを審査する。

契約の変更等の原因により、企業が事前に外貨購入した後に対外支払が不可能となった輸入貨物代金につき、企業は元転するか、またはその経常項目外貨口座に留保するか自主的に決定することができる。

第15条 企業は「輸出した者が外貨受取を行い、輸入した者が外貨支払を行う」という原則に基づき、貿易外貨受取・支払業務を行わなければならないが、寄付に係る輸出入業務等の外管局が別途規定を設けている状況を除く。

輸入・輸出代理業務は、代理側が外貨支払、外貨受取を行わなければならない。輸入代理業務に関わる場合、委託側は委託代理協議書に基づき外貨を代理側に振り替えることができ、また代理側が外貨購入することもできる。輸出代理業務に関わる場合、代理側は外貨受取後、委託代理協議書に基づき外貨を委託側に振り替えることができ、また外貨を元転した後に人民元を委託側に振り替えることもできる。

第16条 輸入に係る外貨払戻の国外支払人はもとの受取人であり、国内受取人はもとの支払人でなければならない。輸出に係る外貨払戻の国内支払人はもとの受取人であり、国外受取人はもとの支払人でなければならない。

金融機関が企業のために貿易受取外貨の払戻に係る支払手続を行う場合、誤った外貨入金により発生した外貨払戻に対しては、もとの外貨受取証憑を審査しなければならない。その他の原因により発生した外貨払戻に対しては、もとの収入申告書類、もとの輸出契約を審査しなければならない。

金融機関が企業のために貿易外貨支払の払戻に係る元転または振替を取り扱う場合、誤った外貨送金により発生した外貨払戻に対しては、もとの支払申告書類を審査しなければならない。その他の原因により発生した外貨払戻に対しては、もとの支払申告書類、もとの輸入契約を審査しなければならない。

外貨払戻日ともとの代金受取・支払日との間隔が180日（180日を含まない）を超える、または特殊な状況により本条の規定に基づいた外貨払戻手続を行うことができない場合、企業は先に外管局で貿易外貨業務登記手続を行わなければならない。

第17条 企業の輸出入貿易は金融機関を通して決済手続を行わなければならない。送金ルートに滞りがあるため外貨現金で決済を行う場合に、外貨現金を元転するとき、金融機関は企業が提出する輸出契約、輸出貨物通関申告書等の証憑を審査しなければならない。外貨現金の元転金額が規定の入国申告金額に達した場合、金融機関はさらに企業が提出する税関の署名・捺印を受けた外貨現金入国申告書正本も審査しなければならない。

第18条 本細則において外管局での登記手続が必要であると定めている貿易外貨受取・支払業務につき、金融機関は外管局が署名・発行する『貨物貿易外貨業務登記表』（以下、『登記表』という、別添3参照）に基づき取り扱い、かつモニタリングシステムを通して『登記表』に使用状況を注記しなければならない。

第19条 金融機関は規定に基づき関連書類を審査した後、書類正本上に外貨受取・支払の金額、期日を注記の上、業務印章を押捺し、かつ関連書類正本またはコピーを検査に備えて保管しなければならない。

第20条 金融機関が貿易外貨受取・支払業務の過程において、企業に異常な、または疑いのある貿易外貨受取・支払行為を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。

第3章 輸出受取代金の国外留保に対する管理

第21条 企業は真実かつ合法的な取引背景を有している輸出受取代金を国外に留保することができる。

第22条 企業が輸出受取代金を国外に留保する場合、以下の条件を具備していなければならない。

- (1) 輸出受取代金の出所があり、かつ国外に本細則の規定に合致する支払需要があること。
- (2) 直近2年において外貨管理規定に違反する行為がないこと。
- (3) 完全な輸出受取代金の国外留保に係る内部統制制度を有していること。

(4) 外管局が定めるその他の条件。

第23条 本細則第 22 条の規定を満たす企業集団は、集団本部または輸出受取代金の国外留保に参加する国内メンバー会社 1 社を主管企業に指定し、すべての輸出受取代金の国外留保業務に参加するその他の国内メンバー会社が国外に留保する輸出受取代金の集中受取・支払について責任を負わすことができる。

第24条 企業は輸出受取代金の留保に使用する国外口座（以下、「国外口座」という）の開設前に、国外口座開設銀行を選定し、当該銀行と『口座受取・支払情報送付協議書』（以下、『協議書』という、別添 4 参照）を締結し、かつ外管局で口座開設登記手続を行わなければならない。

企業集団が集中受取・支払を実施する場合、主管企業がその所在地の外管局に赴き口座開設登記手続を行わなければならない。主管企業とメンバー会社が異なる外管局の管轄に属する場合、メンバー会社は事前に所在地の外管局に赴き資格登記手続を行わなければならない。

第25条 企業は以下の資料を持参して外管局で口座開設登記手続を行い、かつモニタリングシステムを通して外管局に関連する情報を報告・送付しなければならない。

- (1) 法定代表者もしくはそれが授権した者が署名し、かつ企業公印を押捺した申請書。初回登記時、申請書において、企業が実際の必要に基づき確定する年度累計輸出受取代金の国外留保規模について説明すること。
- (2) 『輸出受取代金国外留保登記表』（別添 5 参照）。
- (3) 企業と国外口座開設銀行とが締結した『協議書』。
- (4) 企業が輸出受取代金に係る国外留保の運営実施のために制定した内部統制制度（初回登記時に提出すること）。
- (5) 企業集団が集中受取・支払を実施する場合、初回登記時に、さらにメンバー会社の状況説明書（関連関係を含む）、メンバー会社の債権・債務および相応する会計記帳に係る管理規則または規定も提出すること。メンバー会社と主管企業が異なる外管局の管轄に属する場合、メンバー会社所在地の外管局が発行する『輸出受取代金国外留保資格登記表』（別添 6 参照）も提出すること。
- (6) 外管局が要求するその他の資料。

第26条 企業は国外口座を開設した後、規定の期間内に、口座番号および口座通貨種類を外管局まで届け出なければならない。国外口座情報に変更が発生する場合、関連情報を知り得てから 10 営業日以内に、変更情報を所在地の外管局まで届け出なければならない。

- 第27条** 企業の年度累計国外留保資金は、登記済の輸出受取代金の国外留保規模を超えてはならない。国外留保規模を引き上げる必要がある場合、企業は外管局で変更登記手続を行わなければならない。
- 第28条** 国外口座の受取・払出範囲は、真実かつ合法的な取引背景を具えており、中国および口座開設銀行の所在国（または地域）の関連法律規定に合致していなければならない。
- 第29条** 国外口座の受取範囲には、輸出受取代金、口座資金の利息、および外管局の承認を受けたその他の収入が含まれる。払出範囲には、貨物貿易に係る支払、国外請負工事、コミッション、運賃・保険料に係る費用の支払、国外口座に関連する国外銀行費用に係る支払、外管局の承認または登記を受けた資本項目に係る支払、国内への戻入、および外管局の規定に合致するその他の支払が含まれる。
- 第30条** 国外口座に受取・支払業務が発生した場合、企業は受取・支払が発生した当月が終了してから10営業日以内に、モニタリングシステムを通して、事実に基づき外管局に対して輸出受取代金の国外留保状況について報告しなければならない。
- 国外留保資金の運用に重大な損失が発生した場合、企業は遅滞なく所在地の外管局に報告しなければならない。
- 第31条** 企業は、国外口座開設銀行に対して『協議書』の約定に基づき、月次で外管局に国外口座の移動明細書を郵送するように要求しなければならない。
- 第32条** 外管局は企業が報告する関連情報および国外口座開設銀行の移動明細書情報に基づき、企業の国外口座の受取・支払に係る真実性および国外留保規模状況に対してオフサイト確認検査を行い、異常な状況が存在する企業に対して立入検査を実施する。
- 第33条** 企業は自身の経営の必要に基づき輸出受取代金に係る国外留保期間の確定、または国外留保資金の国内への戻入を行うことができる。
- 企業は国外口座を閉鎖する場合、規定の期間内に国外口座開設銀行の口座閉鎖通知書を持参して外管局で届出手続を行わなければならない。
- 第34条** 企業に規定違反行為が存在する場合、外管局は期限を定めて国外口座を閉鎖し、かつ口座資金残高を戻し入れるように命令することができる。

第35条 企業集団が集中受取・支払を実施する場合、メンバー会社の債権・債務に係る管理および相応する会計記帳業務を遂行し、各メンバー会社の債権・債務状況および金額をはっきり区別しなければならない。

企業集団が国外に留保している輸出受取代金を国内に戻し入れる場合、資金の帰属状況に基づき、相応するメンバー会社の国内経常項目外貨口座に入金しなければならない。

第36条 国家外貨管理局は国際収支情勢および外貨管理の必要に応じて輸出受取代金の国外留保に係る資格条件、留保規模、期間または戻入の要求等に対して調整を行うことができる。

第4章 企業の報告および登記管理

第37条 以下のいずれかの状況に該当する業務につき、企業は貨物輸出入または外貨受取・支払業務が実際に発生した日から 30 日以内に、モニタリングシステムを通して所在地の外管局に対応する外貨受取・支払または輸出入の予定期日等の情報を報告・送付しなければならない。

- (1) 30 日（30 日を含まない）を超える前受、前払。
- (2) 90 日（90 日を含まない）を超えるユーザンス回収、延払。
- (3) 90 日（90 日を含まない）を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、海外での代理支払等の輸入トレードファイナンス。
- (4) B・C 類企業による分類監督管理有効期間内に発生した前受、延払、および 30 日（30 日を含まない）を超えるユーザンス回収、延払。
- (5) 同一の契約に係る中継貿易の受取・支払期日の間隔が 90 日（90 日を含まない）を超え、かつ先に受け取り、後で支払う方式における外貨受取金額または先に支払い、後で受け取る方式の外貨支払金額が 50 万米ドル相当（50 万米ドル相当を含まない）を超える業務。
- (6) その他の報告すべき事項。

第 1、2、4 号に対して、企業はさらに関連企業取引情報も報告・送付しなければならない。

報告済であるが、外貨受取・支払または輸出入の予定期日に達していない上述の業務に対して、企業は実際の状況に基づき、関連する報告内容を調整することができる。

第38条 規定に合致する外貨受取・支払単位と輸出入単位とが一致しない状況に対して、外貨受取または輸入を行った企業は所在地の外管局に報告の上、外貨受取または輸入に係るデータの主体変更手続を行うことができる。

第39条 本細則第 37 条ないし第 38 条の規定以外のその他の貿易外貨受取・支払と輸出入との一致性の整合に影響を及ぼす状況に対して、企業は実際の業務状況に基づき、所在地の外管局に関連情報を報告・送付するか否か、自主的に決定することができる。

第40条 企業が以下に挙げる貿易外貨受取・支払業務を行う場合、外貨支払、信用状開設、輸出トレードファイナンスに係る貸付実行または審査待ち口座資金の元転もしくは振替払出前に、申請書および関連する証明資料を持参して外管局で登記手続を行わなければならない。

- (1) C 類企業の貿易外貨受取・支払。
- (2) B 類企業の外貨受取・支払可能限度額を超過した貿易外貨受取・支払。
- (3) B 類企業の同一契約の中継貿易に係る受取代金の元転または振替払出金額が相応する支払金額の 20% (20% を含まない) を超える場合。
- (4) 外貨払戻日ととの代金受取・支払日との間隔が 180 日 (180 日 を含まない) を超える、または特殊な状況により本細則第 16 条の規定に基づいた外貨払戻手続を行うことができない場合。
- (5) 外管局が、登記が必要であると認定するその他の業務。

外管局は企業が提出する資料を審査した後、「貨物貿易外貨業務監督管理印」を押捺した『登記表』を発行する。

第 5 章 オフサイト確認検査

第41条 外管局はモニタリングシステムに依拠し、月次で企業の貿易外貨受取・支払に対してオフサイト確認検査を実施する。外管局は国際収支情勢および外貨管理の必要に基づき、確認検査の頻度を調整することができる。

オフサイト確認検査に組み入れるデータには、企業の直近 12 ヶ月の関連する貿易外貨受取・支払、貨物輸出入および企業報告に係るデータが含まれる。

第42条 外管局は企業の輸出入および貿易外貨受取・支払に係るデータに基づき、当該企業の貿易信用報告等の情報を考慮の上、総量差額、総量差額比率、資金・貨物比率、貿易信用報告残高比率等の総量確認検査指標を設定し、企業の一定期間内における資金流と貨物流との乖離および貿易信用残高の変化等に係る状況を比較・評価し、総量確認検査指標が一定の範囲を超えた企業を重点モニタリングの範囲に組み入れる。

外管局は実際の状況に基づき、総量確認検査指標を設定し、調整する。

第43条 外管局は企業の貿易信用、輸出受取代金の国外留保、来料加工、中継貿易、国外請負工事、輸出入に係る外貨払戻等の業務、および区内企業、補導期間内にある企業等の主体に対して専門モニタリングを実施し、資金流と貨物流の規模および構造等に異常な、または疑わしい状況が存在する企業を重点モニタリングの範囲に組み入れる。

第44条 外管局はB・C類企業ならびに総量確認検査および専門モニタリングを実施した後に重点モニタリングの範囲に組み入れた企業に対して、継続的かつ動的なモニタリングを実施する。指標に比較的大きな乖離や連続した乖離が生じている、または関連指標の反映する状況が相反している企業に対して、立入検査を実施することができる。指標が正常に回復した企業に対しては、重点モニタリングを解除する。

第45条 外管局はモニタリングシステムに依拠して、貿易外貨受取・支払状況に対してマクロ統計およびモニタリング分析を実施する。

第6章 立入検査

第46条 確認検査期間内に以下のいずれかの状況が存在する企業に対して、外管局は立入検査を実施することができる。

- (1) いずれかの総量確認検査指標と当該地区の指標許容値との乖離度が50%以上の場合。
- (2) いずれかの総量確認検査指標が連続する4期の確認検査期間において、当該地区の指標許容値を超過した場合。
- (3) 前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用残高比率が25%より大きい場合。
- (4) 1年期以上の前受、前払、ユーザンス回収または延払の各種貿易信用発生額比率が10%より大きい場合。
- (5) 来料加工の加工賃比率が30%より大きい場合。
- (6) 中継貿易に係る受取・支払差額の支払に占める比率が20%より大きい場合。
- (7) 1件の外貨払戻金額が50万米ドル相当を超え、かつ外貨払戻件数が12回を超える場合。
- (8) 外管局が、立入検査が必要であると認定するその他の状況。

外管局はオフサイト確認検査の状況に基づき、地区、業種、経済類型等の特徴を参照し、上述の比率、金額または頻度に対して調整を行うことができる。

第47条 外管局は立入検査が必要な企業に対して、『立入検査通知書』（別添7参照）を作成・発行し、かつ以下の1つまたは複数の方式を採用の上、立入検査を実施しなければならない。

- (1) 確認検査対象企業に対する関連する書面資料の提出の要求。
- (2) 確認検査対象企業の法定代表者またはそれが授権した者との面会。
- (3) 現場での確認検査対象企業に係る関連資料の閲覧、コピー。
- (4) 外管局が必要と認めるその他の立入検査方式。

第48条 企業は以下の規定に基づき、事実通りに関連資料を提出し、自主的に外管局の実施する立入検査業務に協力しなければならない。

- (1) 外管局が企業に対して関連する書面資料の提出を要求した場合、企業は『立入検査通知書』を受領してから10営業日以内に、外管局に対して法定代表者またはそれが授権した者が署名し、かつ単位公印を押捺した報告書および関連する証明資料を提出しなければならない。報告書の内容には、企業の生産経営状況、輸出入および外貨受取・支払状況、資金の流入または流出において異常が発生した原因が含まれるが、それに限るものではない。
- (2) 外管局が法定代表者またはそれが授権した者と面会する場合、企業は法定代表者またはそれが授権した者が『立入検査通知書』を受領してから10営業日以内に、外管局で関連する状況について説明しなければならない。
- (3) 外管局が現場で確認検査対象企業に係る関連資料の閲覧、コピーを行う場合、企業は『立入検査通知書』を受領してから10営業日以内に、関連資料を準備し、かつ外管局の立入検査人員の業務に協力しなければならない。
- (4) 外管局がその他の立入検査方式を採用する場合、企業は外管局の要求に基づき、関連する準備業務を行わなければならない。

第49条 外管局は立入検査の状況に基づき、企業の立入検査結果を確定する。

第50条 オフサイト確認検査および企業に対する立入検査の過程において、取扱金融機関に、規定に基づかない貿易外貨受取・支払業務または関連情報の報告・送付を行った疑いのある行為が存在することを発見した場合、外管局は以下の1つまたは複数の方式を採用し、関連する金融機関に対して立入検査を実施することができる。

- (1) 確認検査対象金融機関に対する関連する書面資料の提出の要求。
- (2) 確認検査対象金融機関の責任者またはそれが授権した者との面会。
- (3) 現場での確認検査対象金融機関に係る関連資料の閲覧、コピー。
- (4) 外管局が必要と認めるその他の立入検査方式。

確認検査対象金融機関は、外管局の要求に基づき、事実通りに状況について説明し、関連する

文書、資料を提出しなければならない。

第51条 現場で確認検査対象の企業または金融機関に係る関連資料の閲覧、コピーを行う必要がある場合、外管局の立入検査人員は2名を下回ってはならず、かつ証明書を提示しなければならない。立入検査人員が2名を下回る、または証明書を提示しない場合、確認検査対象の企業または金融機関は拒絶する権利を有する。

第7章 分類管理

第52条 確認検査期間内に企業が外貨管理関連規定を遵守し、かつ貿易外貨受取・支払が外管局によるオフサイトまたはオンサイト確認検査の状況が正常である場合、A類企業に分類されることができる。

第53条 以下のいずれかの状況が存在する企業に対し、外管局は当該企業をB類企業に分類することができる。

- (1) 本細則第46条に定めるいずれかの状況が存在し、かつ立入検査を受けた企業に合理的な解釈が存在しない場合。
- (2) 規定に基づいた報告義務を履行していない場合。
- (3) 規定に基づいた貨物貿易外貨業務登記手続を行っていない場合。
- (4) 外管局が立入検査を実施する際に、規定に基づいた期日および方式で外管局に報告または資料の提出を行っていない場合。
- (5) 国の関連主管部門の要求に応じて共同監督管理を実施する場合。
- (6) 外管局が認定するその他の状況。

第54条 以下のいずれかの状況が存在する企業に対し、外管局は当該企業をC類企業に分類することができる。

- (1) 直近12ヶ月において嚴重な外貨管理規定違反があり、外管局による処罰を受けた、または司法機関による立件調査を受けた場合。
- (2) 外管局による立入検査を阻害、もしくは拒絶した場合、または外管局に虚偽の資料を提出した場合。
- (3) B類企業が分類監督管理の有効期間満了時に、外管局の総合評価を受けて、関連する状況が引き続きB類企業の基準に該当する場合。
- (4) 外貨管理に関連する嚴重な規定違反行為が存在したことにより、国の関連主管部門による処罰を受けた場合。

(5) 外管局が認定するその他の状況。

第55条 国際収支に深刻なアンバランスが発生する、または発生する可能性がある場合、外管局は直接、資金流と貨物量の規模および構造等に異常な、または疑わしい状況が存在する重点モニタリング企業をB類またはC類企業に分類することができる。

第56条 外管局はB類企業およびC類企業を確定する前に、『分類結論告知書』（別添8参照）を関連企業宛に通知する。異議がある場合、企業は通知を受領してから7営業日以内に外管局に対して状況説明書および関連する証明資料を提出して申し立てを行うことができる。

企業が規定の期間内に異議を申し立てた場合、外管局は当該企業の分類状況に対して再審査を行い、かつ再審査の状況に基づき当該企業の分類結果を確定しなければならない。

第57条 外管局は金融機関に対して企業の分類情報を公布し、かつ企業の分類情報を関連する管理部門に報告し、必要のある場合、社会に向けて公開・開示することができる。

第58条 B・C類企業の分類監督管理の有効期間は1年である。

第59条 B・C類企業の分類監督管理有効期間満了時に、外管局は当該企業の監督管理有効期間内における関連する外貨管理規定の遵守状況に対して総合的な評価を行い、当該企業の資金流と貨物流の乖離度、変化および規定違反行為の発生有無等に基づき、分類結果を調整しなければならない。

分類監督管理有効期間内において指標の状況が好転し、かつ違法行為が発生していないB類企業は、B類企業に分類された日から6ヵ月後に、外管局での登記を経て、本細則第60条第5、6項で制限されている業務を行うことができる。

外管局は日常管理において企業に本細則第53条、第54条に定める行為を発見した場合、随時、当該企業の分類レベルを引き下げ、A類企業をB類もしくはC類に、またはB類企業をC類企業に組み入れることができる。

第60条 B類企業の分類監督管理有効期間内における貿易外貨受取・支払業務は、以下の規定に基づき取り扱わなければならない。

(1) 送金方式による決済の場合（前払、前受を除く）、金融機関は相応する輸出入貨物通関申告書および輸出入契約を審査しなければならない。信用状、取立方式による決済の場合、国際決済慣例に基づき関連書類を審査するほかに、相応する輸出入契約も審査しな

なければならない。前払、前受による決済の場合、輸出入契約およびインボイスを審査しなければならない。

- (2) 金融機関は当該企業による貿易外貨受取・支払に対して電子データの確認検査を行わなければならない。外貨受取・支払可能限度額を超過する貿易外貨受取・支払業務に対して、金融機関は『登記表』に基づき取り扱わなければならない。
- (3) 中継貿易に係る外貨受取・支払に対して、金融機関は売買契約、支払申告証憑および関連する貨物権利証憑を審査しなければならない。同一契約における中継貿易の受取金額が相応する支払金額の 20%（20%を含まない）を超える貿易外貨受取・支払業務につき、金融機関は『登記表』に基づき取り扱う。
- (4) 前受、前払および 30 日（30 日を含まない）を超えるユーザンス回収、延払に対して、企業は本細則の規定に基づき所在地の外管局に情報を報告・送付しなければならない。
- (5) 企業は 90 日（90 日を含まない）を超える延払業務を取り扱ってはならず、90 日（90 日を含まない）を超える外貨受取条項を含む輸出契約を締結してはならない。
- (6) 企業は受取・支払期日の間隔が 90 日（90 日を含まない）を超える中継貿易の外貨受取・支払業務を取り扱ってはならない。
- (7) その他の貿易外貨受取・支払業務は、本細則第 2 章の関連規定に基づき取り扱う。
- (8) 外管局が定めるその他の管理措置。

第61条 C 類企業の分類監督管理有効期間内における貿易外貨受取・支払業務は、以下の規定に基づき取り扱わなければならない。

- (1) 1 件ごとに所在地の外管局で登記手続を行う。

外管局は登記手続を行うときに、企業の送金方式による決済（前払、前受を除く）に対して、相応する輸出入貨物通関申告書および輸出入契約を審査する。信用状、取立方式による決済の場合、輸出入契約を審査する。前払、前受方式による決済の場合、輸出入契約およびインボイスを審査する。1 件の前払金額が 5 万米ドル相当を超える場合、金融機関で暗証の確認を受けた外国側金融機関が発行する前払貨物代金返還保証状も審査しなければならない。

- (2) 前受、前払および 30 日（30 日を含まない）を超えるユーザンス回収、延払に対して、企業は本細則の規定に基づき、所在地の外管局に情報を報告・送付しなければならない。
- (3) 企業は 90 日（90 日を含まない）を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、海外での代理支払等の輸入トレードファイナンスに係る業務を行ってはならない。90 日（90 日を含まない）を超える延払、取立に係る業務を行ってはならない。90 日（90 日を含

まない) を超える外貨受取条項を含む輸出契約を締結してはならない。

- (4) 企業は中継貿易に係る外貨受取・支払を行ってはならない。
- (5) 企業が多国籍グループの外貨集中受取・支払を行っているメンバー会社である場合、当該企業は継続して外貨集中受取・支払業務を行ってはならない。企業が多国籍グループの外貨集中受取・支払を行っている主管企業である場合、グループ全体の外貨集中受取・支払業務を停止しなければならない。
- (6) 外管局が定めるその他の管理措置。

第62条 すでに輸出受取代金の国外留保業務を展開している企業がB類企業に分類された場合、分類監督管理期間内は、企業の輸出受取代金を国外口座に留保してはならず、国外口座を利用して対外支払を行ってはならない。外管局は当該企業に対して国外口座残高を戻し入れるように要求することができる。

C類企業に分類された場合、企業は分類された日から30日以内に国外口座を閉鎖し、かつ国外口座残高を戻し入れなければならない。

第8章 電子データの確認検査

第63条 外管局は貿易外貨受取・支払に係る電子データ確認検査システムを確立し、B類企業に係る貿易外貨受取・支払に対して電子データ確認検査管理を実施する。外管局は企業の貿易輸出入に係る実際の状況に基づき、当該企業の外貨受取・支払限度額を確定する。

B類企業は当該企業の外貨受取・支払可能限度額内において、貿易外貨の受取・支払手続を行わなければならない。

第64条 外管局は以下の方式に基づき、B類企業の外貨受取・支払可能限度額を確定する。

- (1) 外管局は企業の実際に発生した輸出入貿易類別に基づき、オフサイトおよびオンサイト確認検査の状況を考慮の上、対応する外貨受取・支払比率を確定する。企業の貿易輸出入に係る外貨受取・支払限度額は、対応する外貨受取・支払期日の分類監督管理有効期間内における輸出入通関申告書の取引総額と対応する外貨受取・支払比率の積を累加した合計に基づき確定する。
- (2) 前受金の外貨受取可能限度額および前払金の外貨支払可能限度額は、外管局がオフサイト確認検査および立入検査の状況に基づき、企業の業務特徴を考慮の上、確定する。

第65条 金融機関がB類企業の外貨支払、信用状開設、輸出トレードファイナンスの貸付実行または審査待ち口座資金の元転もしくは振替払出手続を行う場合、電子データ確認検査を行い、モニタリングシステムを通して当該企業の対応する外貨受取・支払可能限度額を差し引かなければならない。

第66条 B類企業の外貨受取・支払可能限度額を超過した貿易外貨受取・支払業務は、外管局で貿易外貨受取・支払業務登記手続を行わなければならない。

第67条 B類企業によるその他の企業を代理した輸出入に対応する外貨受取・支払は、電子データ確認検査の範囲に組み入れる。

第9章 罰則

第68条 企業および金融機関は、本細則およびその他の関連規定に基づき、貿易外貨受取・支払業務を取り扱い、規定に違反した場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』（以下、『条例』という）等の関連規定に基づき処罰する。

第69条 企業に以下のいずれかの行為がある場合、『条例』第43条の規定に基づき、外管局は警告をし、違法金額の30%以下の罰金を科する。

- (1) 貿易外貨の受取・支払手続が対外債務管理規定に違反した場合。
- (2) 輸入代理業務において、代理側が対外支払を行わず、かつ対外債務管理規定に違反した場合。

第70条 金融機関に以下のいずれかの行為がある場合、『条例』第47条の規定に基づき、外管局は期限を設けて是正を命じ、違法所得を没収し、かつ20万元以上100万元以下の罰金を科する。状況が深刻な場合、または期限を過ぎても改めない場合、外管局は関連業務の取扱停止を命じる。

- (1) 本細則および関連規定に基づいた貿易輸出入の取引書類に係る真実性およびその外貨受取・支払との一致性に対して審査を行わずに、貿易外貨受取・支払業務を取り扱った場合。
- (2) 本細則および関連規定に基づいた元転、外貨売渡業務を行わなかった場合。

第71条 以下のいずれかの行為がある場合、『条例』第48条の規定に基づき、外管局は是正を命じ、警告をし、かつ30万元以下の罰金を科する。

- (1) 本細則および関連規定に基づいた国際収支統計申告および貿易外貨受取・支払情報申告を行わなかった場合。
- (2) 本細則および関連規定に基づいた有効書類、資料の提出を行わなかった場合、または提出した書類、資料が真実性を有していなかった場合。
- (3) 本細則および関連規定に基づかず、貿易受取外貨を審査待ち口座に入金しない場合、審査待ち口座の入金・払出範囲の超過、審査待ち口座間での資金相互振替等の外貨口座管理規定に違反した場合。
- (4) 本細則および関連規定に基づいた貿易外貨業務登記（報告を含む）手続きを行わなかった場合。
- (5) 外貨管理機関の法に基づいた検査または確認検査を拒絶、阻害した場合。
- (6) 本細則および関連規定に基づいた関連資料の保管を行わなかった場合、または保管に不備があった場合。

第9章 附則

第72条 本細則における確認検査指標の含意は以下の通りである。

- (1) 総量差額とは、企業の直近 12 ヶ月以内に外管局によって確認検査に組み入れられた貿易受取・支払累計差額と貨物輸出入累計差額との間の偏差のことを指す。
- (2) 総量差額比率とは、総量差額の、当該企業の同期間における外管局によって確認検査に組み入れられた輸出入および貿易外貨受取・支払累計規模に対する比率のことを指す。
- (3) 資金・貨物比率とは、企業の直近 12 ヶ月以内に外管局によって確認検査に組み入れられた貿易外貨受取・支払累計規模の、同期間の輸出入累計規模に対する比率のことを指す。
- (4) 貿易信用報告残高比率とは、企業が本細則第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 号の規定に基づき行った貿易信用報告の月末残高合計の、企業の直近 12 ヶ月における輸出入および貿易外貨受取・支払累計規模に対する比率のことを指す。
- (5) 1 年期の貿易信用報告発生額比率とは、企業が本細則第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 号の規定に基づき行った 1 年期以上の前受・前払・ユーザンス回収・延払の各種貿易信用報告の発生額合計の、企業の直近 12 ヶ月における相応する外貨受取、外貨支払、輸出および輸入規模に対する比率のことを指す。

第73条 本細則におけるオフショア口座とは、国外機関が規定に基づき、法に従いオフショア銀行業務取扱資格を取得した国内銀行のオフショア業務部に開設した国外機関の OSA 口座のことを指す。

法に従いオフショア銀行業務取扱資格を取得した国内銀行のオフショア業務部は、本細則第3章における国外銀行の管理内容を適用する。オフショア銀行業務が本細則の規定に基づき取り扱う企業の輸出代金受取は、対外債務統計に組み入れるが、規模管理には組み入れない。非居住者オフショア口座と国内居住者口座との間における入出金は、規定に基づき国際収支統計申告を行わなければならない。

第74条 本細則における関連企業取引とは、直接的または間接的な支配関係または重大な影響を及ぼす関係にある企業間の貿易行為のことを指す。関連関係は主に以下の類型を含む。

- (1) 親子会社関係。
- (2) 直接的または間接的に同一の第三者に支配されている、または同時に第三者を支配している場合。
- (3) 一方が他方の財務または経営方針決定の過程に対して参与する権利を有し、かつ一定の影響を与えることができる場合。

第75条 本細則に関係する紙ベースの文書資料には、商業書類、有効な証憑、証明資料の原本またはコピー、ならびに申請書、『登記表』、『協議書』、『輸出受取代金国外留保登記表』、『輸出受取代金国外留保資格登記表』、『分類結論告知書』および『立入検査通知書』の原本が含まれ、すべて重要業務ファイルとして、検査に備えて保管しなければならない。企業、金融機関および外管局は関連する業務ファイルを適切に保管し、検査に備えて5年間、保管しなければならない。

第76条 本細則に規定する比率、金額、期間はすべて当該値を含むが、当該値を含まないと明確に規定している場合を除く。

本細則に定める期日はすべて自然日であるが、営業日であると明確に定めている場合を除く。

第77条 本細則は国家外貨管理局が解釈に責任を負い、2012年8月1日より施行する。

別添1 : 『貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書』

別添2 : 『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』

別添3 : 『貨物貿易外貨業務登記表』

- 別添 4 : 『口座受取・支払情報送付協議書』
- 別添 5 : 『輸出受取代金国外留保登記表』
- 別添 6 : 『輸出受取代金国外留保資格登記表』
- 別添 7 : 『国家外貨管理局××分（支）局 立入検査通知書』
- 別添 8 : 『国家外貨管理局××分（支）局 分類結論告知書』

【別添1】

貿易外貨受取・支払企業リスト登記申請書

国家外貨管理局××分（支）局：

当社は業務上の必要により、「貿易外貨受取・支払企業リスト」への加入を申請する。ここに『貨物貿易外貨管理ガイドライン』および実施細則の要求に基づき、関連する情報を記入するとともに、以下の資料を提出し、登記を申請する。当社は提出する情報および書類の真実性について保証する。

- ☐ 『企業法人営業許可証』または『企業営業許可証』の副本
- ☐ 『中華人民共和国組織機構コード証』
- ☐ 『対外貿易経営者届出登記表』／『中華人民共和国外商投資企業批准証書』／『中華人民共和国台湾・香港・マカオ投資企業批准証書』

（注：以上の書類はすべて原本および企業公印を押捺したコピーを提出すること）

企業コード		企業名称	
経済類型コードおよび名称		業種類型コードおよび名称	
保税監督管理区域企業か否か	はい いいえ	保税監督管理区域類型	
法定代表者氏名		法定代表者身分証明書／パスポート番号	
税関登録番号		工商登録番号	
外貨登録通貨種類		外貨登録資金	
人民元登録資金		当初設立日	
経営範囲			
企業住所			
郵便番号		電話	
ファクス		メールアドレス	
企業連絡先担当者		連絡先担当者携帯電話番号	

法定代表者署名：

単位公印：

申請日： 年 月 日

注意事項および記入説明：

以下の記入説明を真剣に読み、要求に基づき関連事項を記入すること。不正確な記入によって発生する結果については、自身で責任を負うこと。

1. 企業コード：「組織機構コード証」のコードで、全 9 桁であること。
2. 経済類型コードおよび名称：「経済類型コードおよび名称表」の内容に基づき、うち一項目を選択して記入すること（申請窓口で確認の上、記入することも可能）。
3. 業種類型コードおよび名称：「業種類型コードおよび名称表」の内容に基づき、うち一項目を選択して記入すること（申請窓口で確認の上、記入することも可能）。
4. 保税監督管理区域企業が否か：「保税区」、「輸出加工区」、「保税物流園區」、「保税港区」、「総合保税区」のいずれかに該当するか否かにつき、「はい」または「いいえ」を記入すること。
5. 税関登録番号：「税関輸出入貨物受取・発送人通関登録登記証」に記載されている「税関登録登記番号」で、全 10 桁であること。
6. 工商登録番号：営業許可証に記載されている「登録番号」で、全 15 桁であること。
7. 当初設立日：営業許可証に記載されている「設立日」であること。
8. 経営範囲：営業許可証に記載されている経営範囲であること。

【別添 2】

貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書

当社は『中華人民共和国外貨管理条例』および貨物貿易外貨管理法規の規定を熟知、理解し、かつ本確認書で告知し提示している外管局の監督管理に係る職責を詳読、熟知、理解した。

1. 法に基づき対外貿易に従事する。当社は真実かつ合法的な取引を背景とする貨物貿易外貨受取・支払を行い、規定に基づき関連する真実かつ有効な書類を提出するという前提のもと、外貨管理法規の規定に基づき、利便化された貨物貿易外貨受取・支払業務を行う権利を享受する。
2. 行政処罰等を含む外管局の具体的な行政行為に対して、法に基づき申し立てを行い、行政再審議、行政訴訟を提起する法的権利を有する。
3. 外管局が当社に対して行う貨物貿易の外貨受取・支払に係る監督検査を受け入れ、かつ協力し、遅滞なく、事実に基づき状況を説明し、併せて関連する証明資料を提出する。規定に基づき、関連する業務登記および報告を行う。外管局の分類管理に係る要求に基づき、貨物貿易外貨受取・支払業務を行う。
4. 外貨管理の法規・規定に違反した場合、外管局が法に基づき実施する罰金、マイナス情報リストへの組み入れ、貿易信用規模および構造に対する制限、決済方式の制限、関連する処罰決定の対外公布等を含む処理措置を受け入れる。
5. 本確認書が貨物貿易外貨受取・支払に適用されること理解し、確認する。当社に係る資本項目、サービス貿易等のその他項目の外貨受取・支払は、関連する外貨管理法規の規定に基づき、法に基づき手続を行う。本確認書で触れていない事項については、関連する外貨管理の法規の規定に基づき執行する。関連する外貨管理法規の規定に変更が発生した場合、新しい外貨管理法規の規定を基準とする。
6. 本確認書は当社が署名したときに発効する。当社は貨物貿易外貨管理法規の規定を真剣に学習かつ遵守し、外管局による貨物貿易外貨受取・支払業務に対する管理に積極的に協力する。

企業（公印）

法定代表者（署名）

年 月 日

貿易の利便化をさらに促進し、企業へのサービスをより適切に行い、国の法に基づく行政綱要を全面的に実施し、政府職能の転換を推進するため、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』および貨物貿易外貨管理法規の規定等に基づき、本確認書を制定し、企業に関連する外貨管理法規の規定および法に基づき享受可能な権利を提示する。企業は本確認書に署名し、かつ真剣に執行し、法に基づき利便化された貨物貿易外貨受取・支払業務を行う権利を享受する。

外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定にもとづき、貨物貿易外貨受取・支払が真実かつ合法的な取引背景を有し、関連する書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性の審査確認の要求を満たすという前提のもと、貨物貿易外貨受取・支払に対して制限を設けない。

外管局は、国際収支情勢等の具体的な状況に基づき、貨物貿易に係る外貨管理法規の規定を制定、調整し、かつ法に基づき文書による公告、外管局政府ホームページ等を通して適切な公開かつ透明な方式により、これを公布する。

外管局は法に基づき企業による貨物貿易外貨受取・支払に対して監督検査を実施する。企業の貨物貿易に係る外貨管理法規の規定を遵守していない行為に対して、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定に基づき、行政処罰を行う。

【別添 3】

貨物貿易外貨業務登記表

整理番号：

所属外貨管理局コード		所属外貨管理局名称	
企業名称		企業コード	
連絡先担当者		連絡先電話	
登記類別	☐ B 類企業の限度額超過 ☐ C 類企業 ☐ その他		
業務類別	☐ 外貨受取 ☐ 元転 ☐ 外貨支払 ☐ 外貨購入 ☐ その他		
決済方式	☐ 信用状 ☐ 取立 ☐ 送金 ☐ その他		
金融機関標識コード			
金融機関名称			
通貨種類		アラビア数字	漢数字
外貨管理局登記状況	国家外貨管理局 分（支）局 年 月 日		
金融機関取扱状況	通貨種類：	金額：	申告番号：
	取扱者	年 月 日	
	通貨種類：	金額：	申告番号：
	取扱者	年 月 日	

（本登記表は ____ 年 ____ 月 ____ 日まで有効である）

【別添 4】

口座受取・支払情報送付協議書

協議書整理番号：_____

本協議所は以下の双方が署名する。

甲：[_____]（国外口座開設銀行）は、[_____]の法律に基づき正式に設立し、かつ有効に存続している銀行である。その登記住所は [_____]であり、銀行コード（SWIFT CODE または金融機関標識コード）は [_____]である。

乙：[_____]（国内企業全称）は、組織機構コードは [_____]であり、中華人民共和国の法律に基づき正式に設立し、かつ有効に存続している会社である。その登記住所は [_____]であり、登記所在地の国家外貨管理局分・支局（以下、所在地外管局）は [_____]である。

以下を鑑みる。

乙は中華人民共和国国家外貨管理局が[日付]に公布した[『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（以下、『実施細則』という）]に基づき、甲において[輸出受取代金国外留保専用]口座（以下、「専用口座」という）を開設することを要求し、『実施細則』の関連規定に基づき、乙は、甲と協議書を締結し、甲に対して定期的に乙が指定する住所宛にその専用口座の受取・支払情報を送付することを授權した後、甲においてこの種の専用口座の開設をすることができる。

1. 授權

乙は、甲が『実施細則』および本協議書が要求する内容および方式に基づき、乙の指定する住所宛に、乙が甲において開設する専用口座のすべての関連情報を送付することに同意し、併せて授權する。甲は、乙の授權に基づき、情報を送付することに同意する。

2. 口座開設

2.1 乙は『実施細則』および甲の所在国または地区の関連法律の規定に基づき、甲において専用口座を開設し、その口座は乙の所在地外管局において国外口座開設登記を行った後に発効する。

2.2 乙が甲において開設を予定する口座名義は：_____とする。

3. 口座情報の送付

甲は、毎月終了後 10 営業日以内に、乙の専用口座に係る移動明細書を乙の所在地外管局[受取人名称_____]、住所_____, 郵便番号_____]宛に郵送しなければならない。

4. 有効期間

4.1 本協議書は甲の責任者またはそれが授權した署名者が署名し、併せて業務専用印を押捺し、乙の法定代表者またはそれが授權した署名者が署名し、併せて公印を押捺する。署名日から発効する。

- 4.2 甲が本協議書の約定に基づき、乙の専用口座の移動明細書を送付しない場合、乙は甲における専用口座のすべての取引活動を自主的に停止し、併せて口座を閉鎖する権利を有する。甲は、乙がこれにより蒙った相応する損失を引き受けなければならない。乙が本協議書に約定するすべての専用口座を閉鎖する場合、本協議書は終結する。
- 4.3 不可抗力または乙の原因により、甲が本協議書を履行できない場合、甲の相応する責任は免除される。甲は約定履行に影響する事件が発生してから 10 営業日以内に乙に通知しなければならない。
- 4.4 本協議書の発効後、乙が所在地外管局において専用口座開設に係る登記を行っていない場合、本協議書は終結する。

5. 管轄法律および紛争解決

甲、乙双方が協議の上、確定する。

6. その他

本協議書は、甲と乙との間で合意に達した、乙が甲において開設する専用口座に関する条項および条件の組成部分である。本協議書の記載事項につき、本協議書とその他の条項または条件にいかなる不一致があっても、本協議書を基準としなければならない。

甲：

捺印

責任者

（署名授権者）

氏名：

職務：

期日：

乙：

捺印

責任者

（署名授権者）

氏名：

職務：

期日：

注：甲、乙双方は、本協議書の様式を基礎とし、協議内容を追加することができる。追加条項は様式における「1. 授権」および「3. 口座情報の送付」の内容と抵触してはならない。その他の条項は参考とする。

【別添 5】

輸出受取代金国外留保登記表

企業名称 (企業公印を押捺)		組織機構コード	
開設予定口座の状況 (企業が記入)			
国外口座開設銀行名 (中国語または英語)			
国外口座開設銀行コード (SWIFT CODE または 金融機関標識コード)			
国外開設口座名義 (中国語または英語)			
国外口座開設国または地区			
国外口座開設銀行住所 (中国語または英語)			
口座入出金情報送付協議書 またはその補充協議書の 整理番号			
外貨管理局登記状況			
☐ 年鑑累計輸出受取代金国外留保規模：_____。 ☐ メンバー会社の組織機構コード：_____。 ☐ 企業が上述の銀行において、輸出受取代金の国外留保口座を開設することに同意する。 ☐ その他：_____。			
外貨管理局 (捺印) 取扱者： 照合者： 連絡先： 年 月 日			

(一式 2 枚 1 枚目：企業控え用 2 枚目：外管局控え用)

【別添 6】

輸出受取代金国外留保資格登記表

企業名称 (企業公印を押捺)		組織機構コード	
住 所			
連絡先担当者		連絡先電話番号	
状況説明（企業が記入）			
外貨管理局の審査状況			
☐ 直近 2 年間に外貨管理規定に違反する行為が存在しない。 ☐ 当該企業の輸出受取代金の国外留保に同意する。 ☐ その他：_____。			
外貨管理局（押印） 外貨管理局コード： 取扱者： 照合者： 連絡先電話番号： 年 月 日			

（一式 3 枚 1 枚目：企業控え用 2 枚目：主管企業の所在地外管局控え用
3 枚目：発行外管局控え用）

【別添 7】

国家外貨管理局 × × 分（支）局
現場検査通知書

整理番号： _____

_____：（企業名称）

『貨物貿易外貨管理ガイドライン』および関連規定に基づき、 _____
（原因）を理由とし、ここに貴単位の _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までの期間に発生した業務につき、現場検査を実施する。検査方式は以下の通りである。

- ☐ 企業報告
☐ 企業法定代表者あるいはそれが授権した者との面談
☐ 立入検査
☐ その他 _____

本通知を受領した後、受領書を外管局に返却されたい。併せて _____ 営業日以内に、関連資料を準備の上、外管局による立入検査を受けること。

以上

国家外貨管理局 × × 分（支）局
年 月 日

現場検査通知書受領書

国家外貨管理局 × × 分（支）局：

_____（企業名称）は、すでに整理番号 _____ の現場検査通知書を受領した。

法人代表またはそれが授権した者の署名：

企業公印：

年 月 日

【別添 8】

国家外貨管理局 × × 分（支）局
分類結論告知書

整理番号： _____

_____：（企業名称）

『貨物貿易外貨管理ガイドライン』および関連規定に基づき、貴単位の ____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 年 ____ 月 ____ 日までの期間に発生した業務に対する立入検査結果、および貴単位の外貨管理等の関連規定の遵守状況に基づき、以下の分類結論を下す予定である。

☐ 貴単位の分類結果：☐ A 類 ☐ B 類 ☐ C 類、B/C 類の管理期限は、分類結論公布日から 1 年である。
☐ リストからの抹消。

本通知を受領した後、受領書を外管局に返却されたい。分類結論に対して異議がある場合、
____ 日営業日以内に、外管局に対して申し立てを起すこと。

以上

国家外貨管理局 × × 分（支）局
年 月 日

分類結論告知書受領書

国家外貨管理局 × × 分（支）局：

_____（企業名称）は、すでに整理番号 _____ の分類結論告知書を受領した。

法人代表またはそれが授権した者の署名：

企業公印：

年 月 日

【添付文書 4】

『貨物貿易外貨受取・支払情報申告管理規定』

貨物貿易外貨受取・支払（以下、「貿易受取・支払」という）に係る情報申告業務を規範化するため、『国際収支統計申告弁法』および『貨物貿易外貨管理ガイドライン』に基づき、本規定を制定する。

- 第1条** 貿易外貨受取・支払申告証憑には、『海外送金取組申請書』や『対外支払／引受通知書』、『国内送金取組申請書』、『国内支払／引受通知書』、『渉外収入申告書』および『国内収入申告書』が含まれる。
- 第2条** 企業は国内銀行を通して貿易外貨受取・支払が発生した場合、本規定に基づき申告証憑を記入し、遅滞なく、正確かつ完全に貿易外貨受取・支払確認検査専用情報申告を行わなければならない。企業は「国際収支オンライン申告システム（企業版）」を通して申告を完了する場合、関連する紙ベースの申告証憑を記入する必要はない。
- 第3条** 企業が国内銀行に提出する受取・支払申告証憑における貿易受取・支払確認検査信用情報ならびに『国内送金取組申請書』、『国内支払／引受通知書』および『国内収入申告書』における基礎情報および申告情報につき、関連する記入、報告・送付、保管、審査要求は『国家外貨管理局の「金融機関経由で実施する国際収支統計申告オペレーション規程」印刷・配布に関する通達』（匯発[2010]22 号）および『国家外貨管理局の国内銀行の渉外受取・支払証憑の調整および関連情報報告・送付準備業務を遂行することに関する通達』（匯発[2011]49 号）等の規定に基づき執行する。
- 第4条** 送金決済による貿易支払確認検査専用情報には、当該代金が保税貨物に該当する支払か否か、契約番号、インボイス番号、外管局承認書番号／届出表番号／業務整理番号等が含まれる。信用状、保証状、取立等の決済による貿易支払確認検査専用情報には、当該代金が保税貨物に該当するか否か、契約番号、インボイス番号、船荷証券番号、契約金額、外管局承認番号／届出表番号／業務整理番号等が含まれる。
- 第5条** 貿易受取代金の確認検査専用情報には、当該代金が保税貨物に該当する受取か否か、受取類型（国外からの受取に限る）、外管局承認番号／届出表番号／業務整理番号等が含まれる。
- 第6条** 企業の貿易に係る国内外の代金受取・支払につき、国内銀行は代金受取・支払後、5 営業日以内に遅滞なく、正確かつ完全に国際収支オンライン申告システム（銀行版）を通して外管局に貿易受取・支払情報を報告・送付しなければならない。

第7条 国内銀行が申告済で転送に成功した情報に対してデータの修正または削除を行う場合、修正または削除の原因を詳細に記録し、かつ関連証憑を保管し、外管局の当該データに対する立入検査に備えなければならない。

第8条 企業の国外口座に係る受取、払出および残高情報に対して、『貨物貿易外貨管理ガイドライン』および『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』等の関連規定に基づき、国家外貨管理局にデータを報告・送付しなければならない。

第9条 本規定は国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

本規定は2012年8月1日より施行する。以前の規定と本規定とが抵触する場合、本規定に基づき執行する。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局 海关总署 国家税务总局

国家外汇管理局公告 2012 年第 1 号

《关于货物贸易外汇管理制度改革的公告》

为大力推进贸易便利化，进一步改进货物贸易外汇服务和管理，国家外汇管理局、海关总署、国家税务总局决定，自 2012 年 8 月 1 日起在全国实施货物贸易外汇管理制度改革，并相应调整出口报关流程，优化升级出口收汇与出口退税信息共享机制。现公告如下：

一. 改革货物贸易外汇管理方式

改革之日起，取消出口收汇核销单（以下简称核销单），企业不再办理出口收汇核销手续。国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）对企业的贸易外汇管理方式由现场逐笔核销改变为非现场总量核查。外汇局通过货物贸易外汇监测系统，全面采集企业货物进出口和贸易外汇收支逐笔数据，定期比对、评估企业货物流与资金流总体匹配情况，便利合规企业贸易外汇收支；对存在异常的企业进行重点监测，必要时实施现场核查。

二. 对企业实施动态分类管理

外汇局根据企业贸易外汇收支的合规性及其与货物进出口的一致性，将企业分为 A、B、C 三类。A 类企业进口付汇单证简化，可凭进口报关单、合同或发票等任何一种能够证明交易真实性的单证在银行直接办理付汇，出口收汇无需联网核查；银行办理收付汇审核手续相应简化。对 B、C 类企业在贸易外汇收支单证审核、业务类型、结算方式等方面实施严格监管，B 类企业贸易外汇收支由银行实施电子数据核查，C 类企业贸易外汇收支须经外汇局逐笔登记后办理。

外汇局根据企业在分类监管期内遵守外汇管理规定情况，进行动态调整。A 类企业违反外汇管理规定将被降为 B 类或 C 类；B 类企业在分类监管期内合规性状况未见好转的，将延长分类监管期或被降为 C 类；B、C 类企业在分类监管期内守法合规经营的，分类监管期满后可升级为 A 类。

三. 调整出口报关流程

改革之日起，企业办理出口报关时不再提供核销单。

四. 简化出口退税凭证

自 2012 年 8 月 1 日起报关出口的货物（以海关“出口货物报关单[出口退税专用]”注明的出口日期为准，下同），出口企业申报出口退税时，不再提供核销单；税务局参考外汇局提供的企业出口收汇信息和分类情况，依据相关规定，审核企业出口退税。

2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物，截至 7 月 31 日未到出口收汇核销期限且未核销的，按本条第一款规定办理出口退税。

2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物,截至 7 月 31 日未到出口收汇核销期限但已核销的以及已到出口收汇核销期限的,均按改革前的出口退税有关规定办理。

五. 出口收汇逾期未核销业务处理

2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物,截至 7 月 31 日已到出口收汇核销期限的,企业应不迟于 7 月 31 日办理出口收汇核销手续。自 8 月 1 日起,外汇局不再办理出口收汇核销手续,不再出具核销单。企业确需外汇局出具相关收汇证明的,外汇局参照原出口收汇核销监管有关规定进行个案处理。

六. 加强部门联合监管

企业应当严格遵守相关规定,增强诚信意识,加强自律管理,自觉守法经营。国家外汇管理局与海关总署、国家税务总局将进一步加强合作,实现数据共享;完善协调机制,形成监管合力;严厉打击各类违规跨境资金流动和走私、骗税等违法行为。

本公告涉及有关外汇管理、出口报关、出口退税等具体事宜,由相关部门另行规定。之前法规与本公告相抵触的,以本公告为准。自 2012 年 8 月 1 日起,本公告附件所列法规全部废止。

特此公告。

二〇一二年六月二十七日

附件一: 废止法规目录

附件

废止法规目录

序号	标题	文号
1	国家税务总局、国家外汇管理局关于出口企业申请出口产品退税提供结汇水单和出口收汇已核销证明等若干问题的通知	国税发[1991]55 号
2	国家税务总局、国家外汇管理局关于改进出口企业申请退税提供“结汇水单”和“出口收汇已核销证明”有关规定的通知	国税发[1992]106 号
3	国家税务总局、国家外汇管理局关于利用出口收汇核销电子数据进行出口退税电子化管理的通知	国税发[1993]7 号
4	海关总署、国家外汇管理局关于加强进口付汇、出口收汇进出口货物报关单管理和加强防伪鉴别措施的联合通知	署监[1996]28 号
5	国家外汇管理局、国家税务总局关于传送和接收出口收汇核销电子数据的通知	汇国函[1996]319 号
6	国家外汇管理局、海关总署关于加强进口付汇核销监管制度与进口审价工作配合的通知	汇国函[1997]62 号
7	国家外汇管理局、海关总署关于规范进口货物报关单“二次核对”工作的通知	汇发[1998]48 号
8	国家外汇管理局、海关总署关于重新明确使用进出口报关单联网核查系统有关问题的通知	汇发[1999]97 号
9	国家外汇管理局、海关总署发布关于“进出口报关单联网核查系统”软件升级和调整有关做法的通知	汇发[1999]216 号
10	国家外汇管理局、海关总署关于进行“口岸电子执法系统”出口收汇核销联网核查试点的通知	汇发[2001]7 号
11	国家外汇管理局、海关总署关于进一步加强加工贸易深加工结转售付汇及核销管理有关问题的通知	汇发[2001]64 号
12	国家外汇管理局、海关总署关于在全国范围内试运行“口岸电子执法系统”出口收汇系统的通知	汇发[2001]102 号
13	国家外汇管理局、海关总署关于按照进出口货物监管方式分类使用出口收汇核销单的通知	汇发[2001]120 号
14	国家外汇管理局、海关总署关于纸质进出口报关单及相关电子底帐有关问题的通知	汇发[2003]14 号
15	国家外汇管理局、海关总署关于对凭进口货物报关单证明联办理售付汇及核销实行分类管理的通知	汇发[2003]15 号
16	国家外汇管理局、国家税务总局关于“出口收汇核报系统”的核销数据传送及退税数据使用有关问题的通知	汇发[2003]126 号
17	海关总署、国家外汇管理局关于进出口报关单联网核查系统更改 IP 地址的通知	署科发[2003]206 号
18	海关总署、国家外汇管理局关于将“进口报关单联网核查系统”迁移到中国电子口岸运行有关问题的通知	署电发[2003]249 号
19	国家外汇管理局、海关总署关于旅游购物商品出口退出外汇核销管理有关问题的	汇发[2005]91 号

	通知	
20	国家税务总局、国家外汇管理局关于试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税函[2005]1051 号
21	国家税务总局、国家外汇管理局关于扩大申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单试行出口企业范围的通知	国税发[2006]91 号
22	国家税务总局、国家外汇管理局关于远期收汇出口货物出口退税有关问题的通知	国税发[2006]168 号
23	国家税务总局、国家外汇管理局关于山东省等五地试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税发[2006]188 号
24	国家税务总局、国家外汇管理局关于天津、上海、浙江试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税发[2007]92 号
25	国家税务总局、国家外汇管理局关于河北、青岛、福建三地试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税发[2007]131 号
26	国家税务总局、国家外汇管理局关于江苏、四川、山东省试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税发[2008]26 号
27	国家税务总局、国家外汇管理局关于宁波市出口企业实行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的批复	国税函[2008]51 号
28	国家税务总局、国家外汇管理局关于海南省试行申报出口退税免予提供纸质出口收汇核销单的通知	国税发[2009]49 号
29	国家外汇管理局、国家税务总局、海关总署关于货物贸易外汇管理制度改革试点的公告	国家外汇管理局公告 2011 年第 2 号
30	国家外汇管理局关于下发《关于严格进口付汇及核销管理的暂行规定》的通知	汇国函[1995]195 号
31	国家外汇管理局关于推广进出口报关单联网核查系统中 IC 卡和读卡器申领办法的通知	汇发[1998]79 号
32	国家外汇管理局关于保税仓库外汇管理有关问题的通知	汇发[1998]97 号
33	国家外汇管理局关于印发《深加工结转（转厂）付汇及核销操作程序》的通知	汇发[1999]78 号
34	国家外汇管理局关于深加工结转（转厂）付汇及核销问题的通知	汇发[1999]84 号
35	国家外汇管理局关于切实加强进出口核销工作的决定	汇发[1999]85 号
36	国家外汇管理局关于重申进出口付收汇核销统计报表报送制度、提前报送时间的通知	汇发[1999]91 号
37	国家外汇管理局关于进口避孕套有关付汇核销问题的通知	汇发[1999]217 号
38	国家外汇管理局管检司关于启用新版出口收汇核销单后业务操作有关问题的通知	汇管函[1999]18 号
39	国家外汇管理局关于中国银行所询福费廷业务项下出口核销有关问题的批复	汇复[2000]413 号
40	国家外汇管理局关于中国银行所询托收项下付汇审核业务问题的复函	汇综函[2000]34 号
41	国家外汇管理局关于正式运行“口岸电子执法系统”出口收汇系统的通知	汇发[2001]140 号
42	国家外汇管理局关于下发《出口收汇核销备查操作规程(暂行)》的通知	汇发[2001]186 号
43	国家外汇管理局综合司关于转发《海关总署关于口岸电子执法系统用户可自行打印报关单有关问题的函》的通知	汇综发[2001]34 号

44	国家外汇管理局关于信用证、保函项下保证金提前购汇问题的批复	汇复[2001]73 号
45	国家外汇管理局关于同意福建省分局在东山县进行对台小额贸易出口收汇核销管理试点的批复	汇复[2001]325 号
46	国家外汇管理局经常项目管理司关于对进口货物报关单二次核对有关问题的批复	汇经复[2001]38 号
47	国家外汇管理局经常项目管理司关于对进口货物短重付汇核销问题的批复	汇经复[2001]43 号
48	国家外汇管理局关于进一步调整进出口核销管理政策有关问题的通知	汇发[2002]65 号
49	国家外汇管理局关于包机贸易外汇管理有关问题的通知	汇发[2002]94 号
50	国家外汇管理局关于银行为买方信贷项下出具出口收汇核销专用联有关问题的通知	汇发[2002]107 号
51	国家外汇管理局关于印发《进出口收付汇核销管理工作专项考评办法》的通知	汇发[2002]108 号
52	国家外汇管理局关于对深加工结转项下以人民币结算办理出口核销所需凭证请示的批复	汇复[2002]175 号
53	国家外汇管理局关于“出口收汇核销专用联”管理有关问题的通知	汇发[2003]11 号
54	国家外汇管理局关于印发《进出口收付汇逾期未核销行为处理暂行办法》的通知	汇发[2003]40 号
55	国家外汇管理局关于下发第一批出口收汇“自动核销企业”名单以及上报第二批自动核销企业材料的通知	汇发[2003]63 号
56	国家外汇管理局关于出口保付代理业务项下收汇核销管理有关问题的通知	汇发[2003]79 号
57	国家外汇管理局关于印发《出口收汇核销管理办法》的通知	汇发[2003]91 号
58	国家外汇管理局关于外汇指定银行办理中国电子口岸顶级部门 IC 卡有关问题的通知	汇发[2003]98 号
59	国家外汇管理局关于印发《出口收汇核销管理办法实施细则》和《出口收汇核销管理操作规程》的通知	汇发[2003]107 号
60	国家外汇局综合司关于转发《海关总署办公厅关于更新中国电子口岸政务 IC 卡数字证书有关问题的函》的通知	汇综发[2003]43 号
61	国家外汇管理局综合司关于《进口付汇备案表》有关问题的紧急通知	汇综发[2003]122 号
62	国家外汇管理局关于印发《出口收汇核销管理内控制度》的通知	汇发[2004]25 号
63	国家外汇管理局关于个人对外贸易经营有关外汇管理问题的通知	汇发[2004]86 号
64	国家外汇管理局关于授权分局确定出口收汇自动核销企业名单有关问题的通知	汇发[2004]91 号
65	国家外汇管理局关于《云南省边境小额贸易出口人民币结算核销操作规定》的批复	汇复[2004]42 号
66	国家外汇管理局关于银行申请办理贸易融资类新产品业务有关外汇管理问题的批复	汇复[2004]274 号
67	国家外汇管理局关于在广东省辖内试行《广东省出口收汇网上核销管理试行办法》的批复	汇复[2004]450 号
68	关于“贸易进口付汇核销监管系统”增加功能有关问题的通知	汇信函[2004]13 号
69	国家外汇管理局关于进一步改进进出口收付汇核销管理工作的通知	汇发[2005]12 号
70	国家外汇管理局关于在山东省等分局试行出口收汇网上核销业务有关问题的通	汇发[2005]37 号

	知	
71	国家外汇管理局关于进一步简化出口收汇核销手续有关问题的通知	汇发[2005]73 号
72	国家外汇管理局关于简化石油类企业对外承包工程项下出口收汇核销手续有关问题的通知	汇发[2005]79 号
73	国家外汇管理局关于保兑业务项下出口核销及国际收支申报有关问题的批复	汇复[2005]304 号
74	国家外汇管理局经常项目管理司关于推介远程核销和代转核销管理方式有关问题的通知	汇经函[2005]4 号
75	国家外汇管理局关于进出口报关单联网交换数据应用有关问题的通知	汇发[2006]21 号
76	国家外汇管理局综合司关于进一步加强出口收汇核销单管理有关问题的通知	汇综发[2006]83 号
77	国家外汇管理局关于内贸货物跨境运输有关外汇管理问题的通知	汇发[2007]21 号
78	国家外汇管理局关于实行企业货物贸易项下外债登记管理有关问题的通知	汇发[2008]30 号
79	国家外汇管理局关于货物贸易项下违反外汇管理行为有关处罚问题的通知	汇发[2008]34 号
80	国家外汇管理局关于做好企业延期付款登记管理工作有关问题的通知	汇发[2008]46 号
81	国家外汇管理局关于对企业货物贸易项下对外债权实行登记管理有关问题的通知	汇发[2008]56 号
82	国家外汇管理局关于完善企业货物贸易项下外债登记管理有关问题的通知	汇发[2008]73 号
83	国家外汇管理局综合司关于印发《出口收结汇联网核查系统及进口报关单联网核查系统应急预案》的通知	汇综发[2008]123 号
84	国家外汇管理局综合司关于开通贸易信贷登记管理系统外汇局端功能的通知	汇综发[2008]125 号
85	国家外汇管理局综合司关于贸易信贷登记管理系统企业基本信息使用有关问题的通知	汇综发[2008]140 号
86	国家外汇管理局综合司关于发布《进出口收付汇核销业务应急预案》的通知	汇综发[2008]144 号
87	国家外汇管理局综合司关于下发《贸易信贷登记管理系统（延期付款部分）操作指引》的通知	汇综发[2008]157 号
88	国家外汇管理局综合司关于印发《企业贸易信贷（预收货款部分）登记管理操作规程》的通知	汇综发[2008]163 号
89	国家外汇管理局综合司关于延期付汇未登记行政处罚事项的通知	汇综发[2008]170 号
90	国家外汇管理局综合司关于印发《贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引》的通知	汇综发[2008]174 号
91	国家外汇管理局综合司关于印发《贸易信贷登记管理（延期收款部分）操作指引》的通知	汇综发[2008]176 号
92	国家外汇管理局综合司关于做好贸易收付汇核查系统企业开户和档案信息清理工作有关问题的通知	汇综发[2008]193 号
93	国家外汇管理局综合司关于启用贸易信贷登记管理系统相关业务功能有关问题的通知	汇综发[2008]195 号
94	国家外汇管理局关于外汇金宏系统在中国银行和中国工商银行进一步试点的通知	汇发[2009]20 号

95	国家外汇管理局关于外汇金宏系统第一批银行上线有关事项的通知	汇发[2009]35 号
96	国家外汇管理局关于外汇金宏系统第二批银行上线有关事项的通知	汇发[2009]37 号
97	国家外汇管理局关于中国农业银行等五家银行外汇金宏系统上线有关事项的通知	汇发[2009]43 号
98	国家外汇管理局关于外汇金宏系统第三批银行试点及上线有关事项的通知	汇发[2009]45 号
99	国家外汇管理局综合司关于完善企业贸易信贷登记管理有关问题的通知	汇综发[2009]36 号
100	国家外汇管理局综合司关于进一步完善企业贸易信贷登记和出口收结汇联网核查管理有关问题的通知	汇综发[2009]78 号
101	国家外汇管理局综合司关于改进企业贸易信贷登记管理有关问题的通知	汇综发[2009]108 号
102	国家外汇管理局综合司关于清理出口收汇待核查账户数据的通知	汇综发[2009]110 号
103	国家外汇管理局关于边境省区跨境贸易人民币结算核销管理有关问题的通知	汇发[2010]40 号
104	国家外汇管理局关于在部分地区开展出口收入存放境外政策试点的通知	汇发[2010]44 号
105	国家外汇管理局关于实施进口付汇核销制度改革有关问题的通知	汇发[2010]57 号
106	国家外汇管理局关于修订《出口收结汇联网核查操作规程》的通知	汇发[2010]61 号
107	国家外汇管理局关于实施货物贸易出口收入存放境外管理有关问题的通知	汇发[2010]67 号
108	国家外汇管理局综合司关于调整贸易信贷登记管理系统企业月度贸易收付汇数据提取办法的通知	汇综发[2010]64 号
109	国家外汇管理局综合司关于印发《国家外汇管理局内控风险防范指引（第一期）》的通知	汇综发[2010]96 号
110	国家外汇管理局综合司关于进口付汇核销历史业务清理有关问题的通知	汇综发[2010]130 号
111	国家外汇管理局综合司关于贸易收付汇核查系统全国推广上线有关事项的通知	汇综发[2010]144 号
112	国家外汇管理局综合司关于刻制和使用货物贸易进口付汇业务章有关问题的通知	汇综发[2010]149 号
113	国家外汇管理局关于保税港区、综合保税区企业“区内物流货物”监管方式下付汇相关问题的批复	汇复[2010]248 号
114	国家外汇管理局关于印发《货物贸易外汇管理试点指引》及其实施细则的通知	汇发[2011]29 号
115	国家外汇管理局关于货物贸易外汇管理制度改革试点有关问题的通知	汇发[2011]39 号
116	国家外汇管理局关于下发《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》及改革试点有关事项的通知	汇发[2011]40 号

国家外汇管理局
汇发[2012]38 号
关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为进一步深化外汇管理体制改革的，促进贸易便利化，国家外汇管理局、海关总署和国家税务总局决定自 2012 年 8 月 1 日起在全国实施货物贸易外汇管理制度改革。为此，国家外汇管理局制定了《货物贸易外汇管理指引》、《货物贸易外汇管理指引实施细则》、《货物贸易外汇管理指引操作规程（银行企业版）》、《货物贸易外汇收支信息申报管理规定》（以下统称货物贸易外汇管理法规，分别见附件 1、2、3、4）。现将货物贸易外汇管理法规印发你们，并就有关事项通知如下：

- 一、 货物贸易外汇管理法规自 2012 年 8 月 1 日起施行。
- 二、 自 2012 年 8 月 1 日起，全国上线运行货物贸易外汇监测系统（以下简称监测系统），停止使用贸易收付汇核查系统、贸易信贷登记管理系统、出口收结汇联网核查系统以及中国电子口岸-出口收汇系统。
- 外汇指定银行（以下简称银行）和企业用户通过国家外汇管理局应用服务平台（以下简称应用服务平台）访问监测系统，具体访问渠道为：

用户类型	网络连接方式	访问地址
银行	外部机构接入网	http://asone.safe:9101/asone
企业	互联网	http://asone.safesvc.gov.cn/asone

- 三、 各银行总行应当按照以下要求，组织分支机构做好监测系统（银行版）的上线准备和系统接入工作：
- （一） 各银行总行应于 2012 年 7 月 1 日至 7 月 20 日期间组织完成分支机构的网络连通、客户端环境设置、用户管理、权限分配和访问测试等工作，确保办理货物贸易外汇业务的银行网点能够通过应用服务平台访问监测系统（银行版）。银行网络连通和系统访问设置的具体操作说明，详见《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》（见附件 5）。
- （二） 截至 2012 年 7 月 1 日已办理金融机构标识码赋码的银行网点，未在应用服务平台开户的，自 2012 年 7 月 1 日起在应用服务平台自动开户并开通“货物贸易外汇网上业务”，此类银行网点应向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户（ba）的初始密码；已在应用服务平台开户的，自 2012 年 7 月 1 日起自动开通“货物贸易外汇网上业务”，其业

务管理员和业务操作员密码不变，其中已具有贸易收付汇核查系统（银行版）访问权限的业务操作员自动获得监测系统（银行版）访问权限。

- （三） 2012 年 7 月 1 日以后办理金融机构标识码赋码的银行网点，如需办理货物贸易外汇业务，应向所在地外汇局申请开通“货物贸易外汇网上业务”，并向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户（ba）的初始密码。

各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。各分局、外汇管理部收到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。在政策执行和监测系统推广过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

业务咨询电话：010-68402546

技术咨询电话：010-68402214

特此通知。

- 附件：
1. 《货物贸易外汇管理指引》
 2. 《货物贸易外汇管理指引实施细则》
 3. 《货物贸易外汇管理指引操作规程》（银行企业版）
 4. 《货物贸易外汇收支信息申报管理规定》
 5. 《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》（略）

二〇一二年六月二十七日

附件 1:

《货物贸易外汇管理指引》

第一章 总则

- 第一条** 为完善货物贸易（以下简称贸易）外汇管理，推进贸易便利化，促进涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本指引。
- 第二条** 国家对贸易项下国际支付不予限制。
- 出口收入可按规定调回境内或存放境外。
- 第三条** 境内机构（以下简称企业）的贸易外汇收支应当具有真实、合法的交易背景，与货物进出口一致。
- 第四条** 经营结汇、售汇业务的金融机构（以下简称金融机构）应当对企业提交的贸易进出口交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。
- 第五条** 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对本指引第二条、第三条、第四条规定的事项进行监督检查。
- 第六条** 外汇局建立进出口货物流与收付汇资金流匹配的核查机制，对企业贸易外汇收支进行非现场总量核查和监测，对存在异常或可疑情况的企业进行现场核实调查（以下简称现场核查），对金融机构办理贸易外汇收支业务的合规性与报送相关信息的及时性、完整性和准确性实施非现场和现场核查。
- 第七条** 外汇局根据非现场或现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，对企业进行分类管理。
- 第八条** 外汇局对企业贸易信贷进行总量监测，对企业贸易信贷规模实施比例管理。
- 企业应当按规定向外汇局报告贸易信贷信息。
- 第九条** 国际收支出现或者可能出现严重失衡时，国家可以依法对贸易外汇收支采取必要的保障、控制等措施。

第二章 企业名录管理

第十条 外汇局实行“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记管理，统一向金融机构发布名录。金融机构不得为不在名录的企业直接办理贸易外汇收支业务。

第十一条 企业依法取得对外贸易经营权后，应当持有关材料到外汇局办理名录登记手续。名录企业登记信息发生变更的，应当到外汇局办理变更登记手续。企业终止经营或被取消对外贸易经营权的，应当到外汇局办理注销登记手续。

外汇局可根据企业的贸易外汇收支业务状况及其合规情况注销企业名录。

第十二条 企业办理贸易外汇收支，应当签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》，承诺遵守国家外汇管理规定。

外汇局对新办名录登记的企业实行辅导期管理。

第三章 贸易外汇收支管理

第十三条 本指引所称的企业贸易外汇收支包括：

- （一） 从境外、境内保税监管区域收回的出口货款，向境外、境内保税监管区域支付的进口货款；
- （二） 从离岸账户、境外机构境内账户收回的出口货款，向离岸账户、境外机构境内账户支付的进口货款；
- （三） 深加工结转项下境内收付款；
- （四） 转口贸易项下收付款；
- （五） 其他与贸易相关的收付款。

第十四条 企业应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，捐赠项下进出口业务等外汇局另有规定的情况除外。

代理进口、出口业务应当由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇将人民币划转给委托方。

第十五条 企业应当根据贸易方式、结算方式以及资金来源或流向，凭相关单证在金融机构办理贸易外汇收支，并按规定进行贸易外汇收支信息申报。

金融机构应当查询企业名录和分类状态，按规定进行合理审查，并向外汇局报送前款所称贸易外汇收支信息。

第十六条 对于下列影响贸易外汇收支与货物进出口一致性匹配的信息，企业应当在规定期限内向外汇局报告：

- （一） 超过规定期限的预收货款、预付货款、延期收款以及延期付款；
- （二） 其他应当报告的事项。

企业可主动向外汇局报告除本条前款规定以外的其他贸易外汇收支信息。

第十七条 外汇局对企业出口收入存放境外业务实行登记管理。企业应当向外汇局定期报告境外账户收支等情况。

第四章 非现场核查

第十八条 外汇局定期或不定期对企业一定期限内的进出口数据和贸易外汇收支数据进行总量比对，核查企业贸易外汇收支的真实性及其与货物进出口的一致性。

第十九条 外汇局对贸易信贷、转口贸易等特定业务，以及保税监管区域企业等特定主体实施专项监测。

第二十条 外汇局对下列企业实施重点监测：

- （一） 贸易外汇收支与货物进出口一致性匹配情况超过一定范围的；
- （二） 贸易信贷余额或中长期贸易信贷发生额超过一定比例的；
- （三） 经专项监测发现其他异常或可疑的；
- （四） 其他需要重点监测的。

第五章 现场核查

第二十一条 外汇局可对企业非现场核查中发现的异常或可疑的贸易外汇收支业务实施现场核查。

外汇局可对金融机构办理贸易外汇收支业务的合规性与报送信息的及时性、完整性和准确性实施现场核查。

第二十二条 外汇局实施现场核查可采取下列方式：

- （一） 要求被核查企业、经办金融机构提交相关书面材料；

- (二) 约见被核查企业法定代表人或其授权人、经办金融机构负责人或其授权人；
- (三) 现场查阅、复制被核查企业、经办金融机构的相关资料；
- (四) 其他必要的现场核查方式。

被核查单位应当配合外汇局进行现场核查，如实说明情况，并提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。

第二十三条 外汇局按照本指引第二十二条第一款第（三）项规定的方式进行现场核查，现场核查人员不得少于 2 人，并出示证件。现场核查人员少于 2 人或者未出示证件的，被核查单位有权拒绝。

第五章 分类管理

第二十四条 外汇局根据非现场或现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，将企业分成 A、B、C 三类。

第二十五条 外汇局发布 B、C 类企业名单前，应当将分类结果告知相关企业。企业可在收到外汇局分类结论告知书之日起 7 个工作日内向外汇局提出异议。外汇局应当对提出异议企业的分类情况进行复核。

第二十六条 对在规定期限内未提出异议或提出异议后经外汇局复核确定分类结果的企业，外汇局将向金融机构发布企业分类管理信息。

外汇局可将企业分类管理信息向相关管理部门通报，必要时可向社会公开披露。

第二十七条 外汇局对分类结果进行动态调整，并对 B、C 类企业设立分类管理有效期。

第二十八条 在分类管理有效期内，对 A 类企业贸易外汇收支，适用便利化的管理措施。对 B、C 类企业的贸易外汇收支，在单证审核、业务类型及办理程序、结算方式等方面实施审慎监管。

第二十九条 外汇局建立贸易外汇收支电子数据核查机制，对 B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。

第三十条 对 C 类企业贸易外汇收支业务以及外汇局认定的其他业务，由外汇局实行事前逐笔登记管理，金融机构凭外汇局出具的登记证明为企业办理相关手续。

第五章 附则

第三十一条 企业和金融机构违反本指引以及其他外汇管理相关规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法规予以处罚。

第三十二条 外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要，对贸易信贷管理、报告及登记管理、出口收入存放境外管理、非现场核查以及分类管理的具体内容进行调整。

第三十三条 保税监管区域企业的非保税贸易外汇收支原则上适用本指引；保税监管区域企业的保税贸易外汇收支参照适用本指引，保税监管区域外汇管理政策另有规定的，从其规定。

第三十四条 个人对外贸易经营者的贸易外汇收支适用本指引。

第三十五条 国家外汇管理局根据本指引制定相应实施细则。

第三十六条 本指引由国家外汇管理局负责解释。

第三十七条 本指引自 2012 年 8 月 1 日起施行。以前法规与本指引相抵触的，按照本指引执行。

附件 2:

《货物贸易外汇管理指引实施细则》

第一条 依据《货物贸易外汇管理指引》及有关规定，制定本细则。

第二条 境内机构（以下简称企业）出口后应当按合同约定及时、足额收回货款或按规定存放境外；进口后应当按合同约定及时、足额支付货款。

企业收取货款后应当按合同约定及时、足额出口货物；支付货款后应当按合同约定及时、足额进口货物。

第一章 企业名录管理

第三条 企业依法取得对外贸易经营权后，需持《货物贸易外汇收支企业名录登记申请书》（见附 1）、法定代表人签字并加盖企业公章的《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《确认书》，见附 2）及下列资料有效原件及加盖企业公章的复印件，到所在地外汇局办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续：

- （一） 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本；
- （二） 《中华人民共和国组织机构代码证》；
- （三） 《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的可提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《中华人民共和国台、港、澳投资企业批准证书》等；
- （四） 外汇局要求提供的其他资料。

外汇局审核有关资料无误后为其办理名录登记手续。

无对外贸易经营权的企业，确有客观需要开展贸易外汇收支业务的，办理名录登记时可免于提交本条第一款第（三）项规定的资料。

第四条 从事对外贸易的保税监管区域企业（以下简称区内企业）按照保税监管区域外汇管理有关规定办理外汇登记手续时，应当签署《确认书》。区内企业在取得相关外汇登记证明并签署《确认书》后自动列入名录。

第五条 外汇局对于本细则实施后新列入名录的企业实施辅导期管理。在其发生首笔贸易外汇收支业务之日起 90 天内，外汇局进行政策法规、系统操作等辅导。

企业应当在辅导期结束后 10 个工作日内，持书面材料到外汇局报告辅导期内发生的货物进出口与贸易外汇收支的逐笔对应情况。

第六条 名录内企业的企业名称、注册地址、法定代表人、注册资本、公司类型、经营范围或联系方式发生变更的，应当在变更事项发生之日起 30 天内，持相应变更文件或证明的原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理名录变更手续。

第七条 名录内企业发生下列情况之一，应当在 30 天内主动到所在地外汇局办理名录注销手续：

- （一） 终止经营或不再从事对外贸易；
- （二） 被工商管理部门注销或吊销营业执照；
- （三） 被商务主管部门取消对外贸易经营权。

第八条 名录内企业发生下列情况之一，外汇局可将其从名录中注销：

- （一） 发生本细则第七条规定情况；
- （二） 区内企业已办理保税监管区域外汇登记注销手续；
- （三） 连续两年未发生贸易外汇收支业务；
- （四） 外汇局对企业实施现场核查时，通过企业名录登记信息所列联系方式无法与其取得联系；
- （五） 外汇局认定的其他情况。

第九条 外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”（以下简称“监测系统”）向金融机构发布全国企业名录。金融机构不得为不在名录的企业直接办理贸易外汇收支业务。不在名录的企业应当到外汇局办理名录登记手续。

第二章 贸易外汇收支业务审核

第十条 本细则所称的企业贸易外汇收支包括：

- （一） 从境外、境内保税监管区域收回的出口货款，向境外、境内保税监管区域支付的进口货款；
- （二） 从离岸账户、境外机构境内账户收回的出口货款，向离岸账户、境外机构境内账户支付的进口货款；
- （三） 深加工结转项下境内收付款；
- （四） 转口贸易项下收付款；
- （五） 其他与贸易相关的收付款。

第十一条 企业应按国际收支申报和贸易外汇收支信息申报规定办理贸易外汇收支信息申报，并根据贸易外汇收支流向填写下列申报单证：

- (一) 向境外付款（包括向离岸账户、境外机构境内账户付款）的，填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》；
- (二) 向境内付款的，填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》；
- (三) 从境外收款（包括从离岸账户、境外机构境内账户收款）的，填写《涉外收入申报单》；
- (四) 从境内收款的，填写《境内收入申报单》。

第十二条 金融机构为企业办理贸易外汇收支业务时，应当通过监测系统查询企业名录状态与分类状态，按本细则规定对其贸易进出口交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。

金融机构应当按照国际收支申报和贸易外汇收支信息申报规定审核企业填写的申报单证，及时向外汇局报送信息。

第十三条 企业贸易外汇收入应当先进入出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户的收入范围限于贸易外汇收入（含转口贸易外汇收入，不含出口贸易融资项下境内金融机构放款及境外回款）；支出范围包括结汇或划入企业经常项目外汇账户，以及经外汇局登记的其他外汇支出。待核查账户之间资金不得相互划转，账户资金按活期存款计息。

第十四条 企业可以根据其真实合法的进口付汇需求提前购汇存入其经常项目外汇账户。金融机构为企业办理付汇手续时，应当审核企业填写的申报单证，并按以下规定审核相应有效凭证和商业单据：

- (一) 以信用证、托收方式结算的，按国际结算惯例审核有关商业单据；
- (二) 以货到付款方式的，审核对应的进口货物报关单或进口合同或发票；
- (三) 以预付货款方式结算的，审核进口合同或发票。

因合同变更等原因导致企业提前购汇后未能对外支付的进口货款，企业可自主决定结汇或保留在其经常项目外汇账户中。

第十五条 企业应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，捐赠项下进出口业务等外汇局另有规定的情况除外。

代理进口、出口业务应当由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇后将人民币划转给委托方。

第十六条 进口项下退汇的境外付款人应当为原收款人、境内收款人应当为原付款人。出口项下退汇的境内付款人应当为原收款人、境外收款人应当为原付款人。

金融机构为企业办理贸易收汇的退汇支付时，对于因错误汇入产生的退汇，应当审核原收汇凭证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原收入申报单证、原出口合同。

金融机构为企业办理贸易付汇的退汇结汇或划转时，对于因错误汇出产生的退汇，应当审核原支出申报单证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原支出申报单证、原进口合同。

对于退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天（不含）以上或由于特殊情况无法按照本条规定办理退汇的，企业应当先到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。

第十七条 企业的进出口贸易应当通过金融机构办理结算。因汇路不畅需要使用外币现钞结算的，外币现钞结汇时，金融机构应当审核企业提交的出口合同、出口货物报关单等单证。结汇现钞金额达到规定入境申报金额的，金融机构还应当审核企业提交的经海关签章的携带外币现钞入境申报单正本。

第十八条 本细则规定需办理外汇局登记的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭外汇局签发的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》，见附 3）办理，并通过监测系统签注《登记表》使用情况。

第十九条 金融机构按规定审核相关单证后，应当在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章，并留存相关单证正本或复印件备查。

第二十条 金融机构在办理贸易外汇收支业务过程中，发现企业存在异常或可疑贸易外汇收支行为的，应当及时向外汇局报告。

第三章 出口收入存放境外管理

第二十一条 企业可将具有真实、合法交易背景的出口收入存放境外。

第二十二条 企业将出口收入存放境外应当具备下列条件：

- （一） 具有出口收入来源，且在境外有符合本细则规定的支付需求；
- （二） 近两年无违反外汇管理规定行为；
- （三） 有完善的出口收入存放境外内控制度；
- （四） 外汇局规定的其他条件。

第二十三条 符合本细则第二十二条规定的企业集团，可由集团总部或指定一家参与出口收入存放境外业务的境内成员公司作为主办企业，负责对所有参与出口收入存放境外业务的其他境内成员公司的存放境外出口收入实行集中收付。

第二十四条 企业开立用于存放出口收入的境外账户（以下简称境外账户）前，应当选定境外开户行，与其签订《账户收支信息报送协议》（以下简称《协议》，见附 4），并到外汇局办理开户登记手续。

企业集团实行集中收付的，应由主办企业到所在地外汇局办理开户登记手续。主办企业与成员公司属不同外汇局管辖的，成员公司应先到所在地外汇局办理资格登记手续。

第二十五条 企业应持下列材料到外汇局办理开户登记，并通过监测系统向外汇局报送相关信息：

- （一） 法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面申请；首次登记时，书面申请中应当说明企业根据实际需要确定的年度累计出口收入存放境外规模；
- （二） 《出口收入存放境外登记表》（见附 5）；
- （三） 企业与境外开户行签订的《协议》；
- （四） 企业实施出口收入存放境外运作的内控制度（首次登记时提交）；
- （五） 企业集团实行集中收付的，首次登记时还需提交成员公司情况说明（含关联关系）、成员公司债权债务及相应会计记账管理办法或规章；成员公司与主办企业属不同外汇局管辖的，还需提供成员公司所在地外汇局出具的《出口收入存放境外资格登记表》（见附 6）；
- （六） 外汇局要求的其他材料。

第二十六条 企业开立境外账户后，应在规定期限内将账号和账户币种报外汇局备案；境外账户信息发生变更的，应在获知相关信息之日起 10 个工作日内将变更信息报外汇局备案。

第二十七条 企业年度累计存放境外资金不得超出已登记的出口收入存放境外规模。需提高存放境外规模的，企业应向外汇局进行变更登记。

第二十八条 境外账户的收支应当具有真实、合法的交易基础，符合中国及开户行所在国家（或地区）相关法律规定。

第二十九条 境外账户的收入范围包括出口收入，账户资金孳息，以及经外汇局批准的其他收入；支出范围包括贸易项下支出，境外承包工程、佣金、运保费项下费用支出，与境外账户相关的境外银行费用支出，经外汇局核准或登记的资本项目支出，调回境内，以及符合外汇局规定的其

他支出。

第三十条 境外账户发生收支业务的，企业应当在发生收支当月结束之日起 10 个工作日内通过监测系统如实向外汇局报告出口收入存放境外收支情况。

存放境外资金运用出现重大损失的，企业应及时报告外汇局。

第三十一条 企业应要求境外开户行按照《协议》约定，按月向外汇局邮寄境外账户对账单。

第三十二条 外汇局根据企业报告的相关信息和境外开户行对账单信息，对企业境外账户收支的真实性和存放境外规模情况进行非现场核查，对存在异常情况的企业实施现场核查。

第三十三条 企业可根据自身经营需要确定出口收入存放境外期限，或将存放境外资金调回境内。

企业关闭境外账户的，应当在规定期限内持境外开户行的销户通知书向外汇局备案。

第三十四条 企业存在违规行为的，外汇局可责令其限期关闭境外账户，并调回账户资金余额。

第三十五条 企业集团实行集中收付的，应当做好成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作，清晰区分各成员公司的债权债务关系及金额。

企业集团存放境外的出口收入调回境内的，应按照资金归属情况相应划入成员公司的境内经常项目外汇账户。

第三十六条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要对出口收入存放境外的资格条件、存放规模、期限或调回要求等进行调整。

第四章 企业报告和登记管理

第三十七条 符合下列情况之一的业务，企业应当在货物进出口或收付汇业务实际发生之日起 30 天内，通过监测系统向所在地外汇局报送对应的预计收付汇或进出口日期等信息：

- （一） 30 天以上（不含）的预收货款、预付货款；
- （二） 90 天以上（不含）的延期收款、延期付款；
- （三） 90 天以上（不含）的远期信用证（含展期）、海外代付等进口贸易融资；
- （四） B、C 类企业在分类监管有效期内发生的预收货款、预付货款，以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款；

（五） 同一合同项下转口贸易收支日期间隔超过 90 天（不含）且先收后支项下收汇金额或先支后收项下付汇金额超过等值 50 万美元（不含）的业务；

（六） 其他应当报告的事项。

对于第（一）、（二）、（四）项，企业还需报送关联企业交易信息。

对已报告且未到预计进出口或收付汇日期的上述业务，企业可根据实际情况调整相关报告内容。

第三十八条 对于符合规定的收付汇单位与进出口单位不一致的情况，收汇或进口企业可向所在地外汇局报告，并办理收汇或进口数据的主体变更手续。

第三十九条 对于除本细则第三十七条至第三十八条规定以外的其他影响贸易外汇收支与进出口一致性匹配的情况，企业可根据实际业务情况自主决定是否向所在地外汇局报送相关信息。

第四十条 企业办理下列贸易外汇收支业务，应当在付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出前，持书面申请和相关证明材料到外汇局登记：

- （一） C 类企业贸易外汇收支；
- （二） B 类企业超可收、付汇额度的贸易外汇收支；
- （三） B 类企业同一合同项下转口贸易收入金额超过相应支出金额 20%（不含）的贸易外汇收支；
- （四） 退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天（不含）以上或由于特殊情况无法按照本细则第十六条规定办理的退汇；
- （五） 外汇局认定其他需要登记的业务。

外汇局审核企业提交的资料后，出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的《登记表》。

第五章 非现场核查

第四十一条 外汇局依托监测系统按月对企业的贸易外汇收支进行非现场核查。外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要调整核查频率。

纳入非现场核查的数据包括企业最近 12 个月的相关贸易外汇收支、货物进出口和企业报告数据。

第四十二条 外汇局根据企业进出口和贸易外汇收支数据，结合其贸易信贷报告等信息，设定总量差额、总量差额比率、资金货物比率、贸易信贷报告余额比率等总量核查指标，衡量企业一定期间

内资金流与货物流的偏离和贸易信贷余额变化等情况，将总量核查指标超过一定范围的企业列入重点监测范围。

外汇局根据实际情况设定并调整总量核查指标。

第四十三条 外汇局对企业的贸易信贷、出口收入存放境外、来料加工、转口贸易、境外承包工程、进出口退汇等业务，以及区内企业、辅导期企业等主体实施专项监测，将资金流与货物流的规模与结构等存在异常或可疑情况的企业列入重点监测范围。

第四十四条 外汇局对 B、C 类企业以及经总量核查与专项监测后纳入重点监测范围的企业进行持续、动态监测。对于指标出现较大偏离、连续偏离或相关指标反映情况相互背离的企业，可实施现场核查；对于指标恢复正常的企业，解除重点监测。

第四十五条 外汇局依托监测系统对贸易外汇收支情况进行宏观统计和监测分析。

第六章 现场核查

第四十六条 对核查期内存在下列情况之一的企业，外汇局可实施现场核查：

- （一）任一总量核查指标与本地区指标阈值偏离程度 50%以上；
- （二）任一总量核查指标连续四个核查期超过本地区指标阈值；
- （三）预收货款、预付货款、延期收款或延期付款各项贸易信贷余额比率大于 25%；
- （四）一年期以上的预收货款、预付货款、延期收款或延期付款各项贸易信贷发生额比率大于 10%；
- （五）来料加工工缴费率大于 30%；
- （六）转口贸易收支差额占支出比率大于 20%；
- （七）单笔退汇金额超过等值 50 万美元且退汇笔数大于 12 次；
- （八）外汇局认定的需要现场核查的其他情况。

外汇局可根据非现场核查情况，参考地区、行业、经济类型等特点对上述比例、金额或频次进行调整。

第四十七条 外汇局对需现场核查的企业，应制发《现场核查通知书》（见附 7），并可采取下列一种或多种方式实施现场核查：

- （一）要求被核查企业提交相关书面材料；
- （二）约见被核查企业法定代表人或其授权人；

- (三) 现场查阅、复制被核查企业的相关资料;
- (四) 外汇局认为必要的其他现场核查方式。

第四十八条 企业应当按下列规定如实提供相关资料, 主动配合外汇局开展现场核查工作:

- (一) 外汇局要求企业提交相关书面材料的, 企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内, 向外汇局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖单位公章的书面报告及相关证明资料。书面报告内容应当包括但不限于企业生产经营情况、进出口及收付汇情况、资金流入或流出异常产生的原因;
- (二) 外汇局约见企业法定代表人或其授权人的, 企业法定代表人或其授权人应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内到外汇局说明相关情况;
- (三) 外汇局现场查阅、复制被核查企业相关资料的, 企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内准备好相关资料, 配合外汇局现场核查人员工作;
- (四) 外汇局采取其他现场核查方式的, 企业应当按外汇局要求做好相关准备工作。

第四十九条 外汇局根据现场核查情况, 确定企业现场核查结果。

第五十条 在非现场核查或对企业进行现场核查的过程中, 发现经办机构存在涉嫌不按规定办理贸易外汇收支业务或报送相关信息行为的, 外汇局可采取下列一种或多种方式, 对相关金融机构实施现场核查:

- (一) 要求被核查金融机构提交相关书面材料;
- (二) 约见被核查金融机构负责人或其授权人;
- (三) 现场查阅、复制被核查金融机构的相关资料;
- (四) 外汇局认为必要的其他现场核查方式。

被核查金融机构应当按外汇局要求如实说明情况, 提供有关文件、资料。

第五十一条 需现场查阅、复制被核查企业或金融机构相关资料的, 外汇局现场核查人员不得少于 2 人, 并出示证件。现场核查人员少于 2 人或者未出示证件的, 被核查企业和金融机构有权拒绝。

第七章 分类管理

第五十二条 核查期内企业遵守外汇管理相关规定, 且贸易外汇收支经外汇局非现场或现场核查情况正常的, 可被列为 A 类企业。

第五十三条 存在下列情况之一的企业, 外汇局可将其列为 B 类企业:

- (一) 存在本细则第四十六条规定情况之一且经现场核查企业无合理解释;
- (二) 未按规定履行报告义务;
- (三) 未按规定办理贸易外汇业务登记;
- (四) 外汇局实施现场核查时, 未按规定的时间和方式向外汇局报告或提供资料;
- (五) 应国家相关主管部门要求实施联合监管的;
- (六) 外汇局认定的其他情况。

第五十四条 存在下列情况之一的企业, 外汇局可将其列为 C 类企业:

- (一) 最近 12 个月内因严重违反外汇管理规定受到外汇局处罚或被司法机关立案调查;
- (二) 阻挠或拒不接受外汇局现场核查, 或向外汇局提供虚假资料;
- (三) B 类企业在分类监管有效期届满经外汇局综合评估, 相关情况仍符合列入 B 类企业标准;
- (四) 因存在与外汇管理相关的严重违规行为被国家相关主管部门处罚;
- (五) 外汇局认定的其他情况。

第五十五条 国际收支出现或可能出现严重失衡时, 外汇局可直接将资金流与货物流规模与结构等存在异常或可疑情况的重点监测企业列为 B 类或 C 类企业。

第五十六条 外汇局在确定 B 类企业和 C 类企业前, 将《分类结论告知书》(见附 8) 通知相关企业。如有异议, 企业可自收到通知之日起 7 个工作日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。

企业在规定时间内提出异议的, 外汇局应当对其分类情况进行复核, 并根据复核情况确定其分类结果。

第五十七条 外汇局向金融机构发布企业分类信息, 并可将企业分类信息向相关管理部门通报, 必要时可向社会公开披露。

第五十八条 B、C 类企业的分类监管有效期为一年。

第五十九条 B、C 类企业分类监管有效期届满时, 外汇局应当对其在监管有效期内遵守相关外汇管理规定情况进行综合评估, 根据其资金流与货物流偏离的程度、变化以及是否发生违规行为等调整分类结果。

在分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的 B 类企业, 自列入 B 类之日起 6 个月后, 可经外汇局登记办理本细则第六十条第 (五)、(六) 项所限制的业务。

外汇局在日常管理中发现企业存在本细则第五十三条、第五十四条规定行为的，可随时降低其分类等级，将 A 类企业列入 B 类或 C 类，或将 B 类企业列入 C 类。

第六十条 B 类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：

- （一） 对于以汇款方式结算的（预付货款、预收货款除外），金融机构应当审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；对于以信用证、托收方式结算的，除按国际结算惯例审核有关商业单据外，还应当审核相应的进、出口合同；对于以预付货款、预收货款结算的，应当审核进、出口合同和发票；
- （二） 金融机构应当对其贸易外汇收支进行电子数据核查；超过可收、付汇额度的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭《登记表》办理；
- （三） 对于转口贸易外汇收支，金融机构应当审核买卖合同、支出申报凭证及相关货权凭证；同一合同项下转口贸易收入金额超过相应支出金额 20%（不含）的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭《登记表》办理；
- （四） 对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业须按照本细则规定向所在地外汇局报送信息；
- （五） 企业不得办理 90 天以上（不含）的延期付款业务、不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；
- （六） 企业不得办理收支日期间隔超过 90 天（不含）的转口贸易外汇收支业务；
- （七） 其他贸易外汇收支业务，按照本细则第二章有关规定办理；
- （八） 外汇局规定的其他管理措施。

第六十一条 C 类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：

- （一） 逐笔到所在地外汇局办理登记手续。

外汇局办理登记手续时，对于企业以汇款方式结算的（预付货款、预收货款除外），审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；以信用证、托收方式结算的，审核进、出口合同；以预付、预收货款方式结算的，审核进、出口合同和发票；对于单笔预付货款金额超过等值 5 万美元的，还须审核经金融机构核对密押的外方金融机构出具的预付货款保函；

- （二） 对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业须按本细则规定向所在地外汇局报送信息；

- (三) 企业不得办理 90 天以上（不含）的远期信用证（含展期）、海外代付等进口贸易融资业务；不得办理 90 天以上（不含）的延期付款、托收业务；不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；
- (四) 企业不得办理转口贸易外汇收支；
- (五) 企业为跨国集团集中收付汇成员公司的，该企业不得继续办理集中收付汇业务；企业为跨国集团集中收付汇主办企业的，停止整个集团的集中收付汇业务；
- (六) 外汇局规定的其他管理措施。

第六十二条 已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 B 类的，在分类监管有效期内，企业出口收入不得存放境外账户，不得使用境外账户对外支付。外汇局可要求其调回境外账户资金余额。

被列为 C 类的，企业应当于列入之日起 30 日内关闭境外账户并调回境外账户资金余额。

第八章 电子数据核查

第六十三条 外汇局建立贸易外汇收支电子数据核查机制，对 B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。外汇局根据企业贸易进出口的实际情况确定其可收、付汇额度。

B 类企业应当在其可收付汇额度内办理贸易外汇收支。

第六十四条 外汇局按下列方式确定 B 类企业的可收付汇额度：

- (一) 外汇局根据企业实际发生的进出口贸易类别，结合非现场核查和现场核查情况，确定相应的收付汇比率。企业贸易进出口可收、付汇额度，按对应收付汇日期在分类监管有效期内的进出口货物报关单成交总价与相应收付汇比率的乘积累加之和确定；
- (二) 预收货款可收汇额度和预付货款可付汇额度，由外汇局根据非现场核查和现场核查情况，结合企业的业务特点确定。

第六十五条 金融机构在办理 B 类企业付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出手续时，应当进行电子数据核查，通过监测系统扣减其对应的可收付汇额度。

第六十六条 B 类企业超过可收付汇额度的贸易外汇收支业务，应当到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。

第六十七条 B 类企业代理其他企业进出口对应的外汇收支纳入电子数据核查范围。

第九章 罚则

第六十八条 企业和金融机构应当按照本细则及其他相关规定办理贸易外汇收支业务，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等相关规定处罚。

第六十九条 企业有下列行为之一的，依据《条例》第四十三条规定，由外汇局给予警告，处违法金额 30% 以下的罚款：

- （一） 办理贸易外汇收支违反外债管理规定；
- （二） 代理进口业务，代理方未付汇，且违反外债管理规定。

第七十条 金融机构有下列行为之一的，依据《条例》第四十七条规定，由外汇局责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或逾期不改的，由外汇局责令停止经营相关业务：

- （一） 未按照本细则及相关规定审核贸易进出口交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性，办理贸易外汇收支业务；
- （二） 未按照本细则及相关规定，办理结汇、售汇业务。

第七十一条 有下列行为之一的，依据《条例》第四十八条规定，由外汇局责令改正，给予警告，处 30 万元以下的罚款：

- （一） 未按照本细则及相关规定进行国际收支统计申报和贸易外汇收支信息申报；
- （二） 未按照本细则及相关规定提交有效单证、资料或者提交的单证、资料不真实；
- （三） 未按本细则及相关规定将贸易外汇收入纳入待核查账户，待核查账户收支超范围、待核查账户之间资金相互划转等违反外汇账户管理规定；
- （四） 未按照本细则及相关规定办理贸易外汇业务登记（含报告）手续；
- （五） 拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行检查或核查；
- （六） 未按照本细则及相关规定留存相关资料或留存不全。

第十章 附则

第七十二条 本细则所列核查指标含义如下：

- （一） 总量差额是指企业最近 12 个月内被外汇局纳入核查的贸易收支累计差额与货物进出口累计差额之间的偏差；
- （二） 总量差额比率是指总量差额与该企业同期被外汇局纳入核查的进出口和贸易外汇收

支累计规模之间的比率；

- (三) 资金货物比率是指企业最近 12 个月内被外汇局纳入核查的贸易外汇收支累计规模与同期进出口累计规模之间的比率；
- (四) 贸易信贷报告余额比率是指企业根据本细则第三十七条第一款第（一）项、第（二）项规定进行贸易信贷报告的月末余额合计与企业最近 12 个月内进出口和贸易外汇收支累计规模之间的比率；
- (五) 一年期贸易信贷发生额比率是指企业根据本细则第三十七条第一款第（一）项、第（二）项规定进行的一年期以上预收货款、预付货款、延期收款、延期付款各项贸易信贷报告发生额与企业最近 12 个月内相应的收汇、付汇、出口及进口规模之间的比率。

第七十三条 本细则所称离岸账户，是指境外机构按规定在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部开立的境外机构 OSA 账户。

依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部适用于本细则第三章中境外银行的管理内容。离岸银行业务部按照本细则规定办理的企业出口收入，纳入外债统计，不纳入规模管理；非居民离岸账户与境内居民账户之间资金往来，应按规定进行国际收支统计申报。

第七十四条 本细则所称关联企业交易是指存在直接或间接控制关系或重大影响关系的企业间贸易行为。关联关系主要包括以下类型：

- (一) 母子公司关系；
- (二) 直接或间接同为第三方所控制或同时控制第三方；
- (三) 一方对另一方财务或经营决策过程具有参与权利并可施加一定影响。

第七十五条 本细则涉及的纸质文件资料，包括商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件，以及申请书、《登记表》、《协议》、《出口收入存放境外登记表》、《出口收入存放境外资格登记表》、《分类结论告知书》以及《现场核查通知书》的原件，均应作为重要业务档案留存备查。企业、金融机构以及外汇局应当妥善保管相关业务档案，留存 5 年备查。

第七十六条 本细则规定的比率、金额、期限均含本值，明确规定不含本值的除外。

本细则规定的日期均为自然日，明确规定为工作日的除外。

第七十七条 本细则由国家外汇管理局负责解释，自 2012 年 8 月 1 日起施行。

附 1:

贸易外汇收支企业名录登记申请书

国家外汇管理局 XX 分(支)局:

本公司因业务需要, 申请加入“贸易外汇收支企业名录”。现根据《货物贸易外汇管理试点指引》及实施细则要求填写相关信息并提交以下资料, 请予以登记。本公司保证所提供的信息和资料真实无讹。

☐ 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本

☐ 《中华人民共和国组织机构代码证》

☐ 《对外贸易经营者备案登记表》/《中华人民共和国外商投资企业批准证书》/《中华人民共和国台、港、澳投资企业批准证书》

(注: 以上资料均需提供原件及加盖企业公章的复印件。)

企业代码		企业名称	
经济类型代码或名称		行业类型代码或名称	
是否保税监管区域企业	是 否	保税监管区域类型	
法定代表人姓名		法定代表人身份证/护照号码	
海关注册号		工商注册号	
外币注册币种		外币注册资金	
人民币注册资金		最初设立日期	
经营范围			
企业地址			
邮编		电话	
传真		电子邮箱	
企业联系人		联系人移动电话	

法定代表人签字:

单位公章:

申请日期: 年 月 日

注意事项及填表说明：

请认真阅读以下填表说明，按要求填写相关事项，因填写不准确造成的后果自行承担：

1. 企业代码：应为“组织机构代码证”的代码，共 9 位；
2. 经济类型代码及名称：按照“经济类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
3. 行业类型代码及名称：按照“行业类型代码及名称表”内容选择其中一项填写（可现场对照填写）；
4. 是否保税监管区域企业：是否为“保税区”、“出口加工区”、“保税物流园区”、“保税港区”、“保税物流中心”、“综合保税区”企业，填写是或否；
5. 海关注册号：应为“海关进出口货物收发货人报关注册登记证书”中“海关注册登记编号”，共 10 位；
6. 工商注册号：应为营业执照中的“注册号”，共 15 位；
7. 最初设立日期：应为营业执照中的“成立日期”；
8. 经营范围：应为营业执照中的经营范围。

附 2:

货物贸易外汇收支业务办理确认书

本企业已知晓、理解《中华人民共和国外汇管理条例》以及货物贸易外汇管理法规规定，并已仔细阅读、知晓、理解本确认书告知和提示的外汇局监管职责。

- 一、 依法从事对外贸易。对于本企业具有真实、合法交易基础的货物贸易外汇收支，在按规定提交有关真实有效单证的前提下，享有根据外汇管理法规规定便利办理货物贸易外汇收支的权利。
- 二、 对外汇局的具体行政行为包括行政处罚等，享有依法进行申诉、提起行政复议和行政诉讼等法定权利。
- 三、 接受并配合外汇局对本企业货物贸易外汇收支进行监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料；按规定进行相关的业务登记与报告；按照外汇局分类管理要求办理货物贸易外汇收支业务。
- 四、 若违反外汇管理法规规定，接受外汇局依法实施的包括罚款、列入负面信息名单、限制贸易信贷规模和结构、限制结算方式、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。
- 五、 知晓并确认本确认书适用于货物贸易外汇收支。本企业资本项目、服务贸易等其他项目外汇收支按照相关项目的外汇管理法规规定依法办理。本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行；相关外汇管理法规规定发生变化的，以新的外汇管理法规规定为准。
- 六、 本确认书自本企业签署时生效。本企业将认真学习并遵守货物贸易外汇管理法规规定，积极支持配合外汇局对货物贸易外汇收支业务的管理。

企业（公章）:

法定代表人（签字）:

年 月 日

为进一步促进贸易便利化，更好地为企业服务，全面实施国家依法行政纲要，推进政府职能转变，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及货物贸易外汇管理法规规定等，制定本确认书，提示企业相关外汇管理法规规定和依法享有的权利。企业签署本确认书并认真执行，享有依法便利办理货物贸易外汇收支业务的权利。

外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定，在货物贸易外汇收支具有真实、合法交易基础，满足有关单证真实性及其与外汇收支一致性审核要求的前提下，对货物贸易外汇收支不予限制。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整货物贸易外汇管理法规规定，并依法通过文告、外汇局政府网站等适当的公开、透明的方式予以公布。

外汇局依法对企业货物贸易外汇收支进行监督检查。对企业未能遵守货物贸易外汇管理法规规定的行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。

附 3:

货物贸易外汇业务登记表

编号:

所属外汇局代码		所属外汇局名称	
企业名称		企业代码	
联系人		联系电话	
登记类别		☐ B 类企业超额度 ☐ C 类企业 ☐ 其他	
业务类别		☐ 收汇 ☐ 结汇 ☐ 付汇 ☐ 售汇 ☐ 其他	
结算方式		☐ 信用证 ☐ 托收 ☐ 汇款 ☐ 其他	
金融机构标识码			
金融机构名称			
币种		小写	大写
外汇局登记情况		国家外汇管理局 分（支）局 年 月 日	
金融机构办理情况		币种: 金额: 申报号码: 经办人 年 月 日 币种: 金额: 申报号码: 经办人 年 月 日	

(本登记表截至____年__月__日有效)

附 4:

账户收支信息报送协议

协议编号: _____

本协议由下列双方签署:

甲方: [_____] (境外开户行), 一家根据 [_____] 法律正式成立并有效存续的银行, 其注册地址为 [_____] , 银行代码 (指 SWIFT CODE 或金融机构标识码) 为 [_____] ;

乙方: [_____] (境内企业全名), 组织机构代码 [_____] , 一家根据中华人民共和国法律正式成立并有效存续的公司, 其注册地址为 [_____] , 注册所在地国家外汇管理局分支机构 (以下简称所在地外汇局) 为 [_____] 。

鉴于:

乙方要求按照中华人民共和国国家外汇管理局于 [日期] 颁布的 [《货物贸易外汇管理指引实施细则》] (以下简称《实施细则》) 在甲方开立 [出口收入存放境外专用] 账户 (以下简称专用账户), 根据《实施细则》相关规定, 乙方须在与甲方签订协议以授权甲方定期向乙方指定的地址报送其专用账户收支信息后, 方可在甲方开立此类专用账户。

7. 授权

乙方同意并授权甲方按照《实施细则》和本协议要求的内容和方式向乙方指定的地址报送乙方在甲方开立的专用账户的所有相关信息。甲方特此同意按乙方授权报送信息。

8. 开户

8.1 乙方根据《实施细则》及甲方所在国家或地区相关法律规定, 在甲方开立专用账户, 此账户经乙方在所在地外汇局办理境外开户登记后生效。

8.2 乙方拟在甲方开户户名为: _____

9. 账户信息报送

甲方应于每月结束后 10 个工作日内将乙方专用账户对账单邮寄给乙方所在地外汇局 [收件人名称 _____, 地址 _____, 邮政编码 _____] 。

10. 有效期

10.1 本协议由甲方负责人或其授权签字人签署并加盖业务专用章、乙方法定代表人或其授权签字人签署并加盖公章, 并自签署之日起生效。

10.2 若甲方未按照本协议约定邮寄乙方专用账户对账单, 乙方有权主动停止在甲方专用账户的所有交易活动并关闭账户, 甲方应承担乙方因此蒙受的相应损失。乙方关闭本协议约定的所有专用账户时, 本协

议终止。

10.3 由于不可抗力或乙方原因导致甲方无法履行本协议的，免除甲方相应责任。甲方应于影响履约事件发生之日起 10 个工作日内通知乙方。

10.4 本协议生效后，若乙方未经所在地外汇局登记开立专用账户，本协议终止。

11. 管辖法律和争议解决

由甲、乙双方协商确定。

12. 其他

本协议是甲方与乙方所达成的有关乙方在甲方所开立专用账户的条款和条件的组成部分。就本协议所述事项，若本协议与任何其他条款或条件出现任何不一致，应以本协议为准。

甲方：

盖章

负责人

（授权签字人）

姓名：

职务：

日期：

乙方：

盖章

负责人

（授权签字人）

姓名：

日期：

注：甲、乙双方可在本协议模板基础上丰富协议内容，所增条款不得与模板中“1.授权”和“3.账户信息报送”内容相抵触，其余条款供参考。

附 5:

出口收入存放境外登记表

企业名称 (加盖企业公章)		组织机构代码	
拟开户情况 (企业填写)			
境外开户银行名称 (中文或英文)			
境外开户银行代码 (SWIFT CODE 或 金融机构标识码)			
境外开户户名 (中文或英文)			
境外开户 国别或地区			
境外开户银行地址 (中文或英文)			
账户收支信息报送协议 或其补充协议编号			
外汇局登记情况			
☐ 年度累计出口收入存放境外规模为_____。 ☐ 成员公司组织机构代码: _____。 _____。 ☐ 同意企业在上述银行开立出口收入存放境外账户。 ☐ 其他: _____。			
外汇局 (盖章) 经办人: _____ 复核人: _____ 联系电话: _____ 年 月 日			

(一式两联 第一联: 企业留存联 第二联: 外汇局留存联)

附 6:

出口收入存放境外资格登记表

企业名称 (加盖企业公章)		组织机构代码	
地 址			
联 系 人		联 系 电 话	
情况说明 (企业填写)			
外汇局审核情况			
☐ 近两年无违反外汇管理规定行为。 ☐ 同意该企业出口收入存放境外。 ☐ 其他: _____。			
外汇局 (盖章) 外汇局代码: 经办人: 复核人: 联系电话: 年 月 日			

(一式三联 第一联: 企业留存联

第二联: 主办企业所在地外汇局留存联 第三联: 签发外汇局留存联)

附 7:

国家外汇管理局 XX 分（支）局
现场核查通知书

编号:

_____ : (企业名称)

根据《货物贸易外汇管理试点指引》及相关规定,因_____ (原因),现对你单位____年____月____日至____年____月____日期间发生的业务进行现场核查,核查方式为:

☐ 企业报告

☐ 约见企业法定代表人或其授权人

☐ 现场调查

☐ 其他_____

收到本通知后,请将回执联反馈外汇局,并于____个工作日内准备好相关资料,接受外汇局的核查。
特此通知。

国家外汇管理局 XX 分（支）局

年 月 日

现场核查通知书回执联

国家外汇管理局 XX 分（支）局:

_____ (企业名称) 已收到编号为_____ 的现场核查通知书。

法人代表或其授权人签字:

企业公章:

年 月 日

附 8:

国家外汇管理局 XX 分（支）局
分类结论告知书

编号:

_____ : (企业名称)

根据《货物贸易外汇管理试点指引》及相关规定,依据对你单位____年____月____日至____年____月____日期间业务进行现场核查的结果,以及你单位遵守外汇管理等相关规定的情况,拟作出如下分类结论:

☐将你单位分类结果定为:☐A 类 ☐B 类 ☐C 类,B/C 类管理期限自分类结论发布之日起一年。

☐注销名录。

收到本通知后,请将回执联反馈外汇局。如对分类结论有异议,请于____个工作日内向外汇局申诉。

特此通知。

国家外汇管理局 XX 分（支）局

年 月 日

分类结论告知书回执联

国家外汇管理局 XX 分（支）局:

_____ (企业名称) 已收到编号为_____的分类结论告知书。

法人代表或其授权人签字:

企业公章:

年 月 日

附件 3

货物贸易外汇管理指引操作规程（银行企业版）

依据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）、《货物贸易外汇管理指引》（以下简称《指引》）、《货物贸易外汇管理指引实施细则》（以下简称《细则》），制定本操作规程。

一、企业主体管理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
名录登记	1.企业依法取得对外贸易经营权后，需持《细则》第三、四条规定的材料，到所在地国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续。 2.外汇局审核相关材料无误后，通过货物贸易外汇监测系统（以下简称监测系统）为企业登记名录，并设置辅导期标识。完成名录登记后，外汇局为企业办理监测系统网上业务开户。 3.外汇局通过监测系统向金融机构发布全国企业名录信息。	1.属地管理原则，即企业受注册所在地外汇局监管，应当到注册所在地外汇局办理相关业务（下同）。 2.相关材料是否完整、真实。	1.名录登记的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.金融机构不得为不在名录企业办理贸易外汇收支业务。 3.已办理外汇登记手续的保税监管区域企业（以下简称区内企业）需要从事对外贸易的，应凭保税监管区域外汇登记证明和《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《确认书》），到所在地外汇局完成名录登记手续。 4.个人对外贸易经营者名录登记比照具有对外贸易经营权企业办理。 5.外汇局对新列入名录企业实施辅导期管理。辅导期起始日期为名录登记当日，截止日期为企业列入名录后发生首笔贸易外汇收支业务之日起第 90 天。

			6.外汇局长期留存《确认书》，留存《贸易外汇收支企业名录登记申请书》原件以及其他材料复印件 5 年备查。
名录变更	1.名录内企业的企业名称、注册地址、法定代表人、注册资本、公司类型、经营范围或联系方式发生变更的，应当在变更事项发生之日起 30 天内，持相应变更文件或证明的原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理名录变更手续。 2.外汇局审核相关材料无误后，通过监测系统变更企业的名录登记信息。 3.企业因注册地址变更导致所属外汇局发生变化的，外汇局还应当通过监测系统进行企业所属外汇局代码变更操作，并迁移该企业业务数据。 4.发生外汇局机构撤并或增加时，外汇局应当根据实际情况进行企业所属外汇局代码的变更操作。	1.属地管理原则。 2.相关材料是否完整、真实。	1.监测系统中企业所属外汇局代码变更操作权限在外汇局各分局。中心支局、支局辖内企业需变更所属外汇局代码的，由所在地外汇局逐级上报至分局，再由分局通过监测系统进行变更操作。 2.因机构撤并或增加等原因导致需大批量变更企业所属外汇局代码的，分局可上报国家外汇管理局（简称总局），由总局统一后台处理。 3.外汇局留存相关材料复印件 5 年备查。
名录注销	1.外汇局可根据企业申请、现场核查等情况或定期通过下列方式，将符合《细则》第七、八条规定情况的企业从名录中注销： (1)通过工商、商务管理部门网站或其他方式获取被工商管理部门注销或吊销营业执照的企业以及被商务管理部门取消对外贸易经营权的企业信息； (2)通过监测系统查询连续两年未发生贸易外汇收支业务的企业信息。 2.外汇局通过监测系统注销企业名录，并撤销该企业网上业务开户。	属地管理原则	1.注销名录后，经申请再次被列入名录的企业，视为新列入名录企业纳入辅导期管理。 2.企业主动申请注销名录的，外汇局留存相关材料复印件 5 年备查；外汇局强制注销企业名录的，留存外汇局确定企业存在规定情况的相关材料 5 年备查。

二、错误数据处理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
进出口货物报关单错误数据修正	1.进出口货物报关单错误数据指因核心要素为空或代码类数据项在监测系统基础代码表中不存在,无法正确入库而被自动存入错误数据表的报关单数据。 2.企业可通过下列方式修正报关单错误数据: (1)提交下列材料原件及加盖企业公章的复印件,到外汇局办理手工修正; ①进口货物报关单或出口货物报关单; ②外汇局要求的其他材料。 (2)到海关办理相应数据的修改或删除手续,通过部门间数据交换自动完成监测系统数据修正。 3.对于已正确入库的报关单数据,企业如需修改或删除,应当到海关办理相应数据的修改或删除手续后,再通过部门间数据交换自动完成监测系统数据修正。	1.属地管理原则。 2.外汇局按下列原则对报关单错误数据进行手工修正: (1)报关单核心要素不全的,修改补全相关数据; (2)监测系统基础代码表缺失的,可由分局以书面形式向总局申请,由总局审核并在监测系统中增加相应代码后,再修改相关数据。	1.核心要素包括企业代码、进出口日期、贸易方式、成交币种和成交总价;代码类数据项包括贸易方式和币种。 2.报关单错误数据类型包括: (1)企业代码为空;(2)进口日期为空;(3)出口日期为空;(4)贸易方式为空;(5)币种为空;(6)成交总价为空或零;(7)超代码范围。 3.外汇局应定期清理监测系统中的报关单错误数据。对于企业代码为空的,外汇局可根据管理需要,按照企业名称等进行判断并处理。 4.可修改的报关单数据要素包括企业代码、进出口日期、贸易方式、商品明细记录的成交币种和成交总价。 5.外汇局留存相关材料复印件5年备查。
贸易收付汇错误数据修正	1.贸易收付汇错误数据指外汇局在日常管理或现场核查过程中发现的监测系统中与企业贸易收付汇实际业务情况不符的收付汇数据。 2.外汇局通过监测系统,将错误数据及错误原因告知相关金融机构。金融机构应当通知企业进行数据修改或删除,再将修正后的信息及时报送外汇局。	1.属地管理原则。 2.外汇局按下列原则对收付汇错误数据进行处理: (1)属于贸易外汇监测范围的,通过金融机构从源头修改并重新报送; (2)不属于贸易外汇监测范围的,在监测系统中直接删除。	贸易收付汇数据错误原因主要包括企业代码、收付汇日期、币种、金额、交易编码、收付汇性质等信息与实际业务情况不符。

三、出口收入待核查账户管理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
待核查账户开立管理	1.金融机构为企业开立出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）时，应通过外汇账户信息交互平台，查询该企业是否已在开户地外汇局进行基本信息登记；基本信息已登记的，金融机构可直接为其开立待核查账户。 2.金融机构为企业开户后，应于次日按照外汇账户管理信息系统报送数据的要求将相关数据及时报送外汇局。	1. 金融机构应按规定为企业开立待核查账户。 2.待核查账户按活期存款计息。	待核查账户纳入外汇账户管理信息系统，代码为 1101。
待核查账户收支管理	1.金融机构在为企业办理外汇资金入账前，应查询企业名录状态，确定收汇资金性质，无法确定的要及时与企业联系，要求企业说明，并将企业贸易外汇收入划入待核查账户。 2.企业一笔收汇既有货物贸易也有服务贸易的，其中货物贸易部分应当进入待核查账户，服务贸易部分金融机构在审核相应合同、发票后可根据企业要求直接结汇或进入经常项目外汇账户。企业暂无法区分资金性质和相应金额或无法提供服务贸易相应单证的，整笔资金应一并进入待核查账户。 3.代理出口业务应当由代理方收汇。代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇将人民币划转给委托方；委托方收取代理方外汇划出款项时，无需进入其待核查账户。 4.转让信用证项下贸易收汇，金融机构应当根据转让信用证相关约定判断款项归属，并按照“谁出口谁收汇”的原则进行解付，其中属于第二受益人的出口收汇应直接划入第二受益人的待核查账户。 5.货物贸易项下人民币收入不进入待核查账户，可直接划入企业的人民币账户。 6.出口贸易融资业务项下资金，在金融机构放款及企业实际收回出口货款时，均无需进入企业待核查账户，可直接划入企业经常项目外汇账户。	1.待核查账户的收支应当符合《细则》第十三条规定的范围。 2.待核查账户之间资金不得相互划转。 3.待核查账户中的外汇资金必须先划入企业经常项目外汇账户后方可用于对外支付货款、还贷等支出。 4.待核查账户资金直接结汇的，相应人民币可按	1.由于企业错误说明或金融机构工作失误导致资金误入待核查账户的，应区分下列情况处理： (1)属于待核查账户收入范围的资金误入经常项目外汇账户的，金融机构应根据企业说明，为其办理该笔收汇划入待核查账户手续； (2)服务贸易项下收汇误入待核查账户的，金融机构可根据企业说明及相关合同、发票等有关单证，直接为其办理从待核查账户结汇或划出手续； (3)出口贸易融资款误入待核查账户的，金融机构可直接为企业办理从待核查账户结汇或划出手续； (4)资本项目项下收汇误入待核查账户的，金融机构应当凭外汇局出具的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》）为企业办理从待核查账户划出手续。

	7.金融机构为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续时，应查询企业名录状态与分类状态，并按规定对交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。	实际支付需要使用。	2.待核查账户中的外汇不能用于质押人民币贷款、外汇融资或理财业务。 3.公检法等执法部门可以依法凭强制执行证明文件等直接从待核查账户划款。
--	---	-----------	--

四、企业报告管理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
贸易信贷业务报告	1.A 类企业 30 天以上（不含）的预收货款或预付货款、B 类和 C 类企业在监管期内发生的预收货款或预付货款，企业应当在收款或付款之日起 30 天内，通过监测系统企业端向外汇局报告相应的预计出口或进口日期、预计出口或进口对应的预收或预付金额、关联关系类型等信息。 2.A 类企业 90 天以上（不含）的延期收款或延期付款、B 类或 C 类企业在监管期内发生的 30 天以上（不含）的延期收款或延期付款，企业应当在出口或进口之日起 30 天内，通过监测系统企业端向外汇局报告相应的预计收款或付款日期、延期收款或延期付款对应的报关金额、关联关系类型等信息。 3.对于按上述 1、2 规定应当报告的贸易信贷业务，企业未在货物进出口或收付款业务实际发生之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告的，应提交下列材料到外汇局现场报告： (1)情况说明（说明未能及时通过监测系统企业端网上报告的原因、需报告的事项和具体内容）；	1.属地管理原则。 2.企业未按规定进行报告的，外汇局可按下列原则处理： (1)对于按规定应当报告而未报告的，若因企业自身原因造成，可按规定移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (2)对于因逾期到现场报告的，外汇局审核相关材料无误后将报告数据录入监测系统。对于按规定应当报告的业务，若因企业自身原因造成逾期，可按规定移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (3)对于企业报告信息错误且严重影响其外汇收支与进出口匹配情况的，可移交外汇检查部门	1.对于已报告贸易信贷业务信息，在货物进出口或收付款业务实际发生之日起 30 天内，企业可通过监测系统企业端进行数据修改或删除操作；在货物进出口或收付款业务实际发生之日起 30 天后（不含），企业可通过监测系统企业端对截止上月末贸易信贷未到期部分信息进行数据调整操作，或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场进行报告数据的修改或删除。 2.对于已报告的贸易信贷业务信息，若对应报关单数据或收付款数据被修改或删除，企业应当通过监测系统企业端或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场对相应报告数据进行修改或删除。企业未及时修改或删除报告数据的，外汇局可直接对相关数据进行相应处理。 3.区内企业的保税和非保税业务均应当按照规

	(2)外汇局要求的相关证明材料。 4.对于上述 1、2 规定范围以外的贸易信贷业务，企业可根据相关业务对其贸易外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告相关信息。对于需报告的，企业可在货物进出口或收付款之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在进出口或收付款之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。	或将其列为 B 类企业。 3.企业频繁到外汇局现场进行已报告数据的修改或删除操作且涉及金额较大的，外汇局要严格审核，并可根据报告数据变动对总量核查结果的影响程度进行评估，将存在异常的企业列入重点监测。	定办理贸易信贷业务报告。如用于报告的报关单或收付款数据在监测系统中不存在，则无需报告。 4.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存相关材料 5 年备查。
贸易融资 业务报告	1.对于 90 天以上（不含）的远期信用证、海外代付以及其他进口贸易融资业务，预计付款日期在货物进口日期之后的，企业应当在货物进口之日起 30 天内，通过监测系统企业端向外汇局报告预计付款日期、对应报关金额、业务性质等信息。 2.对于按规定应当报告的远期信用证、海外代付以及其他进口贸易融资业务，企业未在货物进口之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告的，应提交下列材料到外汇局现场报告： (1)情况说明（说明未能及时通过监测系统企业端网上报告的原因、需报告的事项和具体内容）； (2)外汇局要求的相关证明材料。 3.对于 90 天以内的远期信用证、海外代付以及其他进口贸易融资业务，企业可根据相关业务对其贸易外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告相关信息。对于需报告的，企业可在货物进口之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在货物	1.属地管理原则。 2.企业未按规定进行报告的，外汇局可按下列原则处理： (1)对于按规定应当报告而未报告的，若因企业自身原因造成，可按规定移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (2)对于因逾期到现场报告的，外汇局审核相关材料无误后将报告数据录入监测系统。对于按规定应当报告的业务，若因企业自身原因造成逾期，可按规定移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (3)对于企业报告信息错误且严重影响其外汇收支与进出口匹配情况的，可移交外汇检查部门	1.按规定应当报告的贸易融资业务，系指企业通过银行表外贸易融资产品（如远期信用证、海外代付）导致实际对外付款日期迟于货物进口日期超过 90 天的业务，不包括进口押汇、国内外汇贷款等表内贸易融资。 其中：货物进口日期以进口货物报关单上标明的进口日期为准；实际对外付款日期以国际收支申报单证上标明的付款日期为准。 2.对于已报告的进口贸易融资业务信息，若企业拟通过表外贸易融资展期或续办新的表外贸易融资产品延迟对外付款日期，或特殊情况下需要提前偿付的，在货物进口之日起 30 天内，可通过监测系统企业端进行数据修改或删除操作；在货物进口之日起 30 天后（不含），可通过监测系统企业端对截止上月末未到期部分信息进行数据调整操作，或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场进

	进口之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。	或将其列为 B 类企业。 3.企业频繁到外汇局现场进行已报告数据的修改或删除操作且涉及金额较大的，外汇局要严格审核，并可根据报告数据变动对总量核查结果的影响程度进行评估，将存在异常的企业列入重点监测。	行报告数据修改或删除。 3.对于已报告的进口贸易融资业务信息，若对应进口报关单数据被修改或删除，企业应当通过监测系统企业端或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场对相应报告数据进行修改或删除操作。企业未及时修改或删除报告数据的，外汇局可直接对相关数据进行相应处理。 4.区内企业的保税和非保税业务均应当按照规定办理贸易融资业务报告。如用于报告的报关单数据在监测系统中不存在，则无需报告。 5.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存相关材料 5 年备查。
转口贸易 收支业务 报告	1.对于单笔合同项下转口贸易收支日期间隔超过 90 天（不含）且先收后支项下收汇金额超过等值 50 万美元（不含）的业务，企业应当在收款之日起 30 天内，通过监测系统企业端向外汇局报告相应的预计付款日期、付款金额等信息。 2.对于单笔合同项下转口贸易收支日期间隔超过 90 天（不含）且先支后收项下付汇金额超过等值 50 万美元（不含）的业务，企业应当在付款之日起 30 天内，通过监测系统企业端向外汇局报告相应的预计收款日期、收款金额等信息。 3.对于按上述 1、2 规定应当报告的转口贸易外汇收支业务，企业未在收款或付款后 30 天内通过监测系统企业端	1.属地管理原则。 2.企业未按规定进行报告的，外汇局可按下列原则处理： (1)对于按规定应当报告而未报告的，若因企业自身原因造成，可按规定移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (2)对于因逾期到现场报告的，外汇局审核相关材料无误后将报告数据录入监测系统。对于按规定应当报告的业务，若因企业自身原因造成逾期，可按规定移交	1.对于已报告转口贸易外汇收支业务信息，在收款或付款之日起 30 天内，企业可通过监测系统企业端进行数据修改或删除操作；在收款或付款之日起 30 天后（不含），企业可通过监测系统企业端对截止上月末未到期部分信息进行数据调整操作，或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场进行报告数据修改或删除。 2.对于已报告的转口贸易外汇收支业务信息，若对应收付款数据被修改或删除，企业应当通过监测系统企业端或携情况说明及外汇局要求的相关证明材料到外汇局现场对相应报告

	向外汇局报告的，应提交下列材料到外汇局现场报告： (1)情况说明（说明未能及时通过监测系统企业端网上报告的原因、需报告的事项和具体内容）； (2)外汇局要求的相关证明材料。 4.对于上述 1、2 规定范围以外的转口贸易外汇收支业务，企业可根据相关业务对其贸易外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告相关信息。对于需报告的，企业可在收款或付款之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在收款或付款之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。	外汇检查部门或将其列为 B 类企业； (3)对于企业报告信息错误且严重影响外汇收支与进出口的匹配情况的，可移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业。 3.企业频繁到外汇局现场进行已报告数据修改或删除操作且涉及金额较大的，外汇局要加大对对其数据修改和删除操作的审核力度，并可根据报告数据变动对总量核查结果的影响程度，将存在异常的列入重点监测。	数据进行修改或删除操作。企业未及时修改或删除报告数据的，外汇局可直接对相关数据进行相应处理。 3.区内企业应当按照规定办理转口贸易收支业务报告。 4.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存相关材料 5 年备查。
差额业务报告	1.对于单笔进口报关金额与相应付汇金额、单笔出口报关金额与相应收汇金额存在差额的，企业可根据该笔差额对其外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告差额金额及差额原因等信息。 2.对于存在多收汇差额或多付汇差额的，企业可在收款或付款之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在收款或付款之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。 对于存在多出口差额或多进口差额的，企业可在出口或进口之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在出口或进口之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。	1.属地管理原则。 2.企业未按规定进行报告的，外汇局可按下列原则处理： (1)对于因逾期到现场报告的，外汇局审核相关材料无误后，将报告数据录入监测系统； (2)对于企业报告信息错误且严重影响其外汇收支与进出口匹配情况的，可移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业。 3.企业频繁到外汇局现场进行已报告数据修改或删除操作且涉	1.对于已报告的差额业务信息，在货物进出口或收付款业务实际发生之日起 30 天内，企业可通过监测系统企业端进行数据修改或删除操作；在货物进出口或收付款业务实际发生之日起 30 天后（不含），企业可携情况说明及外汇局要求的相关证明材料，到外汇局现场进行报告数据修改或删除。 2.对于已报告的差额业务信息，若对应报关单数据或收付款数据被修改或删除，企业应当通过监测系统企业端或到外汇局现场对相应报告数据进行修改或删除操作。企业未及时修改或删除报告数据的，外汇局可直接对相关数据

		及金额较大的，外汇局要加大对 其数据修改和删除操作的审核 力度，并可根据报告数据变动对 总量核查结果的影响程度， 将存在异常的列入重点监测。	进行相应处理。 3.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情 况，并留存相关材料 5 年备查。
贸易主体 不一致业 务报告	1.对于下列业务，收汇或进口企业可向所在地外汇局报告，并办理收汇或进口数据的主体变更手续： (1)因企业分立、合并等原因导致进出口与收付汇主体不一致； (2)捐赠进口项下进口与付汇主体不一致； (3)经外汇局认定的其他进出口与收付汇主体不一致的情况。 2.对于上述贸易主体不一致业务，企业可根据相关业务对其贸易外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告相关信息。对于需报告的，企业应在收汇或进口业务实际发生之日起 30 天内，提交下列材料到外汇局现场报告： (1)情况说明（说明贸易主体不一致的原因、需报告的收汇申报号或进口货物报关单号、相应的收汇金额或进口金额及其变更后的企业代码和名称、企业所属外汇局）； (2)出口合同或进口合同； (3)收入申报单或进口货物报关单； (4)捐赠协议（仅捐赠业务提供）； (5)相关部门出具的分立、合并证明文件（仅企业分立、合并的提供）；	1.属地管理原则。 2.企业未按规定进行报告的，外汇局可按下列原则处理： (1)对于逾期报告的，外汇局审核相关材料无误后，将报告数据录入监测系统； (2)对于企业报告信息错误且严重影响其外汇收支与进出口匹配情况的，可移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业。	1.已报告的贸易主体不一致业务只能由原报告企业向所在地外汇局申请撤销变更。 2.对于已进行贸易信贷、贸易融资、转口贸易或差额等业务报告的收汇或进口数据，不得再进行贸易主体不一致业务报告。 3.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存相关材料 5 年备查。

	(6)外汇局要求的其他材料。 企业超过规定期限报告的，还应说明未能及时报告的原因。 3.已报告的贸易主体不一致业务信息有误的，企业应当提交下列材料到外汇局现场申请撤销变更： (1)情况说明（说明撤销原因和原报告事项及具体内容）； (2)外汇局要求的其他材料。 4.外汇局审核相关材料无误后，通过监测系统为企业办理数据主体变更或变更撤销操作。		
辅导期业务报告	1.企业应当根据辅导期内实际业务发生情况，逐笔对应货物进出口与贸易外汇收支或转口贸易外汇收入与支出数据，如实填写《进出口收付汇信息报告表》（以下简称《报告表》），并在辅导期结束后 10 个工作日内将加盖企业公章的《报告表》报送所在地外汇局。 2.《报告表》应当包括但不限于下列内容： (1)出口/付款与相应收款/进口的逐笔匹配情况； (2)转口贸易收入与相应支出的逐笔匹配情况。	1.属地管理原则。 2.外汇局应对企业报告的辅导期业务信息进行抽查，必要时可要求企业提供相关有效凭证、商业单据或其他证明材料。 3.对于抽查范围内的企业，外汇局可按下列原则处理： (1)报告数据逐笔对应的，进一步审查企业的非现场监测情况与报告数据是否相符。若不相符可将其列为重点监测企业； (2)报告数据无法逐笔对应的，进一步审查企业已报告的贸易信贷等业务数据，与无法对应的辅导期业务报告数据是否相符，以及不相符是否存在合理性等。若	1. 外汇局可结合实际情况按一定比例进行抽查。 2.外汇局自行确定《报告表》格式。 3.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存《报告表》原件及其他相关材料复印件 5 年备查。

		不相符且不具合理性，可将其列为重点监测企业； (3)企业报告信息错误且情况严重的，可移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业。 4.对于未按规定报告的企业，可移交外汇检查部门或将其列为 B 类企业。	
其他特殊交易报告	对于货物进出口与贸易收付款业务中发生的其他特殊交易，企业可根据相关业务对其贸易外汇收支与进出口匹配情况的影响程度，自主决定是否向外汇局报告相关信息。对于需报告的，企业可在进出口或收付款之日起 30 天内通过监测系统企业端向外汇局报告，或在进出口或收付款之日起 30 天后（不含）到外汇局现场报告。	1.属地管理原则。 2.企业报告的其他特殊交易业务不纳入非现场监测。 3.外汇局可定期查看企业报告的其他特殊交易业务信息，若企业报告金额较大或显著影响其外汇收支与进出口的匹配情况，外汇局可进一步审查相关业务具体情况及其合理性，并通过监测系统“监测记录”模块记录备查。	1.对于已报告的其他特殊交易业务信息，在进出口或收付款之日起 30 天内，企业可通过监测系统企业端进行数据修改或删除操作；在进出口或收付款之日起 30 天后（不含），企业可到外汇局现场申请数据修改或删除。 2.对于已报告的其他特殊交易业务信息，若对应进出口或收付款数据被修改或删除，企业应当通过监测系统企业端或到外汇局现场对相关报告数据进行修改或删除操作。企业未及时修改或删除报告数据的，外汇局可直接对相关数据进行相应处理。 3.外汇局可通过监测系统记录企业报告违规情况，并留存相关材料 5 年备查。

五、登记管理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
C类企业 贸易外汇 支出登记	1.企业办理进口付汇或开证手续前,应当持书面申请(说明需登记的事项和具体内容)和下列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续: (1)以信用证、托收方式结算的,提交进口合同; (2)以汇款方式结算的(预付货款除外),提交进口合同、进口货物报关单; (3)以预付货款方式结算的,提交进口合同、发票;单笔预付货款金额超过等值5万美元的,还须提交经金融机构核对密押的外方金融机构出具的预付货款保函; (4)对于进口与支出主体不一致的业务,除按不同结算方式提交相关材料外,还应区分下列情况提交证明材料: ①属于捐赠进口业务的,提交捐赠协议; ②因企业分立、合并原因导致的,提交相关部门出具的分立、合并证明文件; ③对外汇局认定的其他业务,提交相关证明材料。 (5)对于贸易收汇的退汇支付,应在书面申请中具体说明退汇原因以及退汇同时是否发生货物退运。因错误汇入产生的,提交原收汇凭证;因错误汇入以外的其他原因产生的,提交原收入申报	1.外汇局遵循属地管理和分级授权原则,对C类企业全部贸易外汇支出业务实行事前逐笔登记管理。 2.审核原则: (1)提交材料是否完整、真实; (2)拟登记的支出要素与提交材料之间是否具有-致性。对于合同中付款条款规定需对外支付货款的,可以办理登记;对于合同规定以付款以外其他形式抵偿进口货物的,不得办理登记; (3)交易是否合规:C类企业不得办理90天以上(不含)的远期信用证(含展期)、海外代付等进口贸易融资业务;不得办理90天以上(不含)的延期付款、托收业务,不得办理转口贸易外汇支出; (4)出口项下退汇的境内付款人应当为原收款人、境外收款人应当为原付款人。 3.《登记表》的有效期原则上不超过1个月。《登记表》填写要求: (1)登记类别为“C类企业”; (2)业务类别为“付汇”; (3)指定一种结算方式; (4)指定一家金融机构。 4.对于代理进口业务,代理方为C类企业的,应当按规定办理贸易外汇支出登记。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用,可分次使用,可签注多笔付汇信息。 3.金融机构应当根据企业提交的《登记表》,在监测系统银行端查询并核对相应《登记表》电子信息;在《登记表》有效期内,按照《登记表》注明的业务类别、结算方式和“外汇局登记情况”,在登记金额范围内为企业办理相关业务,并通过监测系统银行端签注《登记表》使用情况。对于业务类别为“付汇”的《登记表》,结算方式为“信用证”的,在开证时签注付款金额,在信用证实际付款时补签注申报单号;结算方式非“信用证”的,在付款时同步完成申报单号和金额的签注。

	单、原出口合同；发生货物退运的，还应提交对应的进口货物报关单。 外汇局按照真实性审核原则，可要求企业补充提供其他有效凭证、商业单据或相关证明材料。 2. 外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3. 企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。		4. 外汇局留存企业书面申请原件及相关材料复印件 5 年备查。
C 类企业 贸易外汇 收入登记	1. 贸易外汇收入从待核查账户结汇、划出或金融机构向企业发放出口贸易融资款项前，企业应当持书面申请（说明需登记的事项和具体内容）和下列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续： (1) 以信用证、托收方式结算的，提交收入申报单、出口合同； (2) 以汇款方式结算的（预收货款除外），提交收入申报单、出口合同、出口货物报关单； (3) 以预收货款方式结算的，提交收入申报单、出口合同、发票； (4) 对于出口贸易融资放款，提交与金融机构签订的融资协议、出口合同、发票； (5) 对于出口与收入主体不一致的业务，除按不同结算方式提交相关材料外，还应区分情况提交证	1. 外汇局遵循属地管理和分级授权原则，对 C 类企业全部贸易外汇收入业务实行事前逐笔登记管理。 2. 审核原则： (1) 提交材料是否完整、真实； (2) 拟登记的收入要素与提交材料之间是否具有一致性； (3) 交易是否合规：C 类企业不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同，不得办理转口贸易外汇收入； (4) 进口项下退汇的境外付款人应当为原收款人、境内收款人应当为原付款人。 3. 《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求： (1) 登记类别为“C 类企业”； (2) 贸易外汇资金从待核查账户结汇、划出以及出口贸易融资放款，业务类别均为“收汇”； (3) 指定一种结算方式；	1. 登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2. 一份《登记表》只能在一家金融机构使用，可分次使用，可签注多笔收汇信息。 3. 金融机构应当根据企业提交的《登记表》，在监测系统银行端查询并核对相应《登记表》电子信息；在《登记表》有效期内，按照《登记表》注明的业务类别、结算方式和“外汇局登记情况”，在登记金额范围内为企业办理相关业务，并通过监测系统银行端签注《登记表》

	明材料：因企业分立、合并原因导致的，提交相关部门出具的分立、合并证明文件；对于外汇局认定的其他情况，提交相关材料； (6)对于贸易付汇的退汇收入，应在书面申请中具体说明退汇原因以及退汇同时是否发生货物退运。因错误汇出产生的，提交原支出申报单、收入申报单；因错误汇出以外的其他原因产生的，还应提交原进口合同；发生货物退运的，还应提交对应的出口货物报关单； (7)因汇路不畅需要使用外币现钞结算的，办理外币现钞结汇业务登记时应提交出口合同、出口货物报关单；结汇现钞金额达到规定入境申报金额的，还应提交经海关签章的携带外币现钞入境申报单。 外汇局按照真实性审核原则，可要求企业补充提供其他有效凭证、商业单据或相关证明材料。 2.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内到指定金融机构办理相关业务。	(4)指定一家金融机构； (5)在“外汇局登记情况”栏中注明“待核查账户结汇、划出”或“出口贸易融资放款”字样。 4.对于代理出口业务，代理方为C类企业的，应当按规定办理贸易外汇收入登记。	使用情况。对于业务类别为“收汇”的《登记表》，属于贸易融资业务的，在金融机构放款时按对应的境外回款总额签注收款金额，待企业从境外实际收回货款时补签注申报单号；对于贸易融资以外的其他贸易收款，在资金从待核查账户结汇或划出时同步完成申报单号和金额的签注。 4.外汇局留存企业书面申请原件及复印件及相关证明材料复印件5年备查。
B类企业超可收/付汇额度	1.由于下列原因造成可收/付汇额度不足的，企业可经外汇局登记后办理相应贸易外汇收支业务： (1)无货物退运的退汇；	1.外汇局遵循属地管理和分级授权原则，对B类企业超可收/付汇额度的全部贸易外汇收支业务实行事前逐笔登记管理。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。

的贸易外 汇收支登 记	(2)错汇款退汇； (3)海关审价； (4)大宗散装商品溢短装； (5)市场行情变动； (6)外汇局认定的其他情况。 2.企业可收/付汇额度不足的，在办理付汇、开证、待核查账户资金结汇或划出手续或向金融机构申请出口贸易融资款项前，应当持本规程 C 类企业贸易外汇收支登记规定的相关材料以及额度不足证明材料，到所在地外汇局办理登记手续。 3.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 4.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	2.审核原则： (1)提交材料是否完整、真实； (2)拟登记的收支要素与提交材料之间是否具有一致性。对于合同中付款条款规定需对外支付货款的，可以办理支出登记；对于合同规定以付款以外其他形式抵偿进口货物的，不得办理支出登记； (3)交易是否合规：B 类企业不得办理 90 天以上（不含）的延期付款业务、不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同。在分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的，自列入 B 类之日起 6 个月后，经登记可办理上述业务； (4)进口项下退汇的境外付款人应当为原收款人、境内收款人应当为原付款人；出口项下退汇的境内付款人应当为原收款人、境外收款人应当为原付款人。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求： (1)登记类别为“B 类企业超额度”； (2)贸易外汇资金从待核查账户结汇、划出以及出口贸易融资放款，业务类别均为“收汇”；付汇或开证的业务类别为“付汇”； (3)指定一种结算方式； (4)指定一家金融机构； (5) 在“外汇局登记情况”栏注明“不需电子数据核查”字样；对于收入业务，相应注明“待核查账户结汇、划出”或“出口贸易融资放款”字样。	2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇收入登记”或“C 类企业贸易外汇支出登记”。 3.外汇局留存企业书面申请原件及相关材料复印件 5 年备查。
----------------------------	--	--	---

		4.对于代理业务,代理方为 B 类企业且可收/付汇额度不足的,应当按规定办理贸易外汇收支登记。	
B 类企业 超比例或 超期限转 口贸易收 支登记	1.B 类企业同一合同项下转口贸易收入超过相应支出金额 20% (不含) 的,支出和从待核查账户结汇或划出前,企业应当持书面申请(说明需登记的事项和具体内容)和下列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续: (1)收入和支出申报单(收入登记时提供); (2)买卖合同; (3)提单、仓单或其他货权凭证; (4)其他相关证明材料。 2.分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的 B 类企业,自列入 B 类之日起 6 个月后,经登记可以办理同一合同项下收支日期间隔超过 90 天(不含)的转口贸易外汇收支业务。企业应当持书面申请(说明需登记的事项和具体内容)和“管理内容 1”所列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续。 3.外汇局审核企业提交材料无误后,向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》,并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 4.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金	1.外汇局遵循属地管理和分级授权原则,对同一合同项下转口贸易收入超过相应支出金额 20% (不含) 的业务实行事前逐笔登记管理。 2.审核原则: (1)提交材料是否完整、真实; (2)拟登记的收入或支出要素与提交材料之间是否具有-致性; (3)交易是否合规: B 类企业不得办理同一合同项下收支日期间隔超过 90 天(不含)的转口贸易外汇收支业务。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求: (1)登记类别为“其他”; (2)业务类别为“其他”; (3)指定一种结算方式; (4)指定一家金融机构; (5)在“外汇局登记情况”栏注明“B 类企业转口贸易超比例收入”或“B 类企业转口贸易超期限收支”字样,同时注明“不需电子数据核查”字样。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇收入登记”或“C 类企业贸易外汇支出登记”。 3.外汇局留存企业书面申请原件及相关证明材料复印件 5 年备查。

	融机构办理相关业务。		
B 类企业 90 天以 上延期付 款登记	1.企业办理 90 天以上（不含）的延期付款前，应当持书面申请（说明需登记的事项和具体内容）和下列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续： (1)进口合同； (2)进口货物报关单； (3)其他相关证明材料。 2.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	1. 在分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的 B 类企业，自列入 B 类之日起 6 个月后，可经外汇局事前逐笔登记后办理此项业务，登记管理遵循属地管理和分级授权原则。 2.审核原则： (1)提交材料是否完整、真实； (2)拟登记的付汇要素与提交材料之间是否具有 consistency。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求： (1)登记类别为“其他”； (2)业务类别为“其他”； (3)指定一种结算方式； (4)指定一家金融机构； (5)在“外汇局登记情况”栏注明“B 类企业 90 天以上延期付款”和“需电子数据核查”字样。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇支出登记”。 3.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料 5 年备查。
B 类企业 90 天以 上延期收 款登记	1.企业办理 90 天以上（不含）的延期收款前，应当持书面申请（说明需登记的事项和具体内容）和下列相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续： (1)出口合同； (2)出口货物报关单； (3)其他相关证明材料。 2.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，	1. 在分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的 B 类企业，自列入 B 类之日起 6 个月后，可经外汇局事前逐笔登记后办理此项业务，登记管理遵循属地管理和分级授权原则。 2.审核原则： (1)提交材料是否完整、真实； (2)拟登记的收汇要素与提交材料之间是否具有 consistency。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求：	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇收入登记”。 3.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料 5 年备查。

	并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	(1)登记类别为“其他”； (2)业务类别为“其他”； (3)指定一种结算方式； (4)指定一家金融机构； (5)在“外汇局登记情况”栏注明“B 类企业 90 天以上延期收款”和“需电子数据核查”字样。	
超期限或无法原路退汇登记	1.对于超期限或无法按照《细则》第十六条规定办理的退汇业务，企业除按本规程 C 类企业贸易外汇收支登记有关退汇规定提交材料外，还应当在书面申请中说明造成超期限或无法原路退汇的原因，并提供有关证明材料。 2.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	1.外汇局遵循属地管理和分级授权原则，对下列退汇业务实行事前逐笔登记管理： (1)退汇日期与原收（付）款日期间隔在 180 天（不含）以上且存在合理原因的； (2)特殊情况导致进口项下退汇的境外付款人不为原收款人、境内收款人不为原付款人，或出口项下退汇的境内付款人不为原收款人、境外收款人不为原付款人。 2.审核原则： (1)提交材料是否完整、真实； (2)拟登记的收汇或付汇要素与提交材料之间是否具有-致性。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求： (1)登记类别为“其他”； (2)业务类别为“收汇”或“付汇”； (3)指定一种结算方式； (4)指定一家金融机构； (5) 在“外汇局登记情况”栏注明“超期限或无法原路退汇”字样；对于 B 类企业，退汇同时发生货物退运的，	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇支出登记”或“C 类企业贸易外汇收入登记”。 3.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料 5 年备查。

		应注明“需电子数据核查”字样；属错汇或无货物退运的，应注明“不需电子数据核查”字样。	
待核查账户资金结汇或划出登记	1.待核查账户的资本项目资金从待核查账户划出前，企业应当持书面申请（说明需登记的事项和具体内容以及资本项目外汇账户账号）、收汇凭证和相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续。 2.外汇局审核企业提交材料无误后，向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》，并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	1.资本项目资金误入待核查账户的，不得直接结汇。外汇局遵循属地管理和分级授权原则，对误入待核查账户的资本项目资金划转业务实行事前逐笔登记管理。 2.审核原则： (1)提交材料是否完整、真实； (2)拟登记的资金划出要素与提交材料之间是否具有一致性。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求： (1)登记类别为“其他”； (2)业务类别为“其他”； (3)指定一种结算方式； (4)指定一家金融机构； (5)在“外汇局登记情况”栏注明拟划转的资本项目外汇账户账号；对于 B 类企业，还需注明“不需电子数据核查”字样。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇收入登记”。金融机构应按照《登记表》上注明的账号，在登记金额范围内将资金划转入账，不得直接结汇。 3.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料 5 年备查。

其他业务 登记	1.对于外汇局认定其他需要登记的业务,企业应当持书面申请(说明需登记的事项和具体内容)和相关证明材料原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理登记手续。 2.外汇局审核企业提交材料无误后,向企业出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的纸质《登记表》,并通过监测系统将《登记表》电子信息发送指定金融机构。 3.企业凭《登记表》在登记金额范围内、到指定金融机构办理相关业务。	1.登记管理遵循属地管理和分级授权原则。 2.审核原则: (1)登记业务是否具有合理性; (2)提交材料是否完整、真实; (3)拟登记的收汇或付汇要素与提交材料之间是否具有 consistency。 3.《登记表》的有效期原则上不超过 1 个月。《登记表》填写要求: (1)登记类别为“其他”; (2)依据登记业务的具体情况,确定业务类别; (3)指定一种结算方式; (4)指定一家金融机构; (5)对于 B 类企业,根据实际情况判断是否需要进行电子数据核查,并在“外汇局登记情况”栏注明相应字样。	1.登记业务的办理程序、办理时限等应当符合行政许可相关规定。 2.一份《登记表》只能在一家金融机构使用。金融机构《登记表》审核与签注要求同“C 类企业贸易外汇支出登记”或“C 类企业贸易外汇收入登记”。 3.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料 5 年备查。
------------	---	--	--

六、电子数据核查

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
电子数据核查额度调整	1.对于下列原因造成出口可收汇额度或进口可付汇额度与实际业务需要存在较大偏差的，企业可向所在地外汇局申请调增或调减额度： (1)业务规模增长超过预期； (2)结算方式发生结构性变化； (3)贸易信贷结构发生重大调整； (4)贸易融资结构发生重大调整； (5)贸易收付款模式发生重大调整； (6)行业类型或主营业务范围发生重大调整； (7)外汇局认定的其他情况。 2.企业应当持书面申请（说明具体的调整原因、调整金额）和相关证明材料到所在地外汇局办理申请手续。 3.外汇局审核企业提交材料无误后，通过监测系统增加或扣减相应金额的出口可收汇额度或进口可付汇额度。	1.属地管理原则。 2.外汇局根据B类企业业务发展变化特点，结合非现场核查和现场核查情况，确定额度调整金额。	1.对于已通过监测系统增加出口可收汇额度或进口可付汇额度的，外汇局不再向企业出具《登记表》。 2.外汇局留存企业书面申请及相关证明材料5年备查。

进口付汇电子数据核查	1.对 B 类企业，金融机构应当实施电子数据核查并按本规程规定审核相关单证后，方可为其办理付汇或开证手续。 2.金融机构应当依据 B 类企业填写的支出申报单，通过监测系统银行端查询企业的进口可付汇余额，并在进口付汇核查界面的“本次核注金额”和“本次核注币种”栏录入企业实际付汇或开证金额与相应币种，供监测系统自动扣减对应进口可付汇额度。 3.B 类企业代理进口业务，委托方如需将外汇资金原币划转给代理方，划转时无需实施电子数据核查。代理方收到的相应外汇资金不进入其待核查账户。金融机构为代理方开证或付汇时，应当实施电子数据核查。 4.B 类企业进口可付汇额度不足的，金融机构应当凭外汇局出具的《登记表》办理付汇或开证手续。	1.进口付汇电子数据核查的本次核注金额不得大于进口可付汇余额。 2.B 类企业代理进口业务应当由代理方付汇，相应付汇纳入电子数据核查范围。	1.核注发生错误的，金融机构可自核注之日起 15 日（含）内通过监测系统银行端进行撤销操作，系统自动记录备查。 2.金融机构凭“登记类别”为“B 类企业超额度”的《登记表》为企业办理付汇、开证或待核查账户资金结汇或划出时，无需实施电子数据核查。 3.B 类企业在贸易退汇同时发生货物退运的，金融机构应当在办理相应贸易退汇的付汇或待核查账户结汇或划出手续时，实施电子数据核查；
出口收汇电子数据核查	1.对 B 类企业，金融机构应当实施电子数据核查并按本规程规定审核相关单证后，方可为其办理待核查账户资金结汇或划出手续。 2.金融机构应当依据 B 类企业填写的收入申报单，通过监测系统银行端查询企业的出口可收汇余额，并在出口收汇核查界面的“本次核注金额”和“本次核注币种”栏录入企业实际结汇或划出金额与相应币种，供监测系统自动扣减对应的出口可收汇额度。 3.B 类企业代理出口收入应当先进入其待核查账户，经电子数据核查后方可结汇或划出。需原币划转给委托方的，应当先划入代理方经常项目外汇账户后再划转给委托方，相应外汇资金无需进入委托方待核查账户。 4.B 类企业出口可收汇额度不足的，金融机构应当凭外汇局出具的《登记表》办理待核查账户资金的结汇或划出手续。	1.出口收汇电子数据核查的本次核注金额不得大于出口可收汇额度。 2.B 类企业代理出口业务应当由代理方收汇，相应收汇纳入电子数据核查范围。	B 类企业的无货物退运退汇和错汇款退汇，金融机构应凭外汇局出具的《登记表》办理相关手续。

出口贸易融资业务电子数据核查	1.金融机构为 B 类企业办理出口押汇、福费廷、出口保理等出口贸易融资业务，放款时融资款无需进入企业待核查账户，但应通过监测系统银行端实施电子数据核查，并按对应的境外回款总额录入“本次核注金额”和“本次核注币种”；从境外回款时无需转入待核查账户和实施电子数据核查。 2.B 类企业出口可收汇额度不足的，金融机构应当凭外汇局出具的《登记表》办理出口贸易融资业务。	出口贸易融资业务电子数据核查的本次核注金额不得大于出口可收汇额度。可收汇额度不足的，未经外汇局登记，金融机构不得向 B 类企业发放出口贸易融资款。	
其他业务电子数据核查	1.金融机构为 B 类企业办理转口贸易项下付汇、开证或待核查账户结汇或划出手续时，无需实施电子数据核查。 2.B 类企业出口项下外币现钞收入无需进待核查账户。外币现钞结汇时，金融机构应当实施电子数据核查。 3.金融机构凭《登记表》为企业办理相关业务时，对于《登记表》“外汇局登记情况”栏注明“需电子数据核查”字样的，应当实施电子数据核查。	电子数据核查的本次核注金额不得大于相应的出口可收汇额度或进口可付汇额度。	核注发生错误的，金融机构可自核注之日起 15 日（含）内通过监测系统银行端进行撤销操作，系统自动记录备查。

七、现场核查与分类管理

（一）企业现场核查

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
现场核查 企业通知	1. 外汇局对需现场核查的企业，按照下列程序制发《现场核查通知书》（以下简称《通知书》）： (1) 通过监测系统发放电子《通知书》。企业接到《通知书》后，应在《通知书》发放之日起3个工作日内通过监测系统企业端签收反馈外汇局；确有必要时，也可到外汇局现场签收。 《通知书》发放并签收反馈外汇局后，监测系统自动向现场核查企业发送货物流与资金流数据包（以下简称数据包），供企业下载开展自查。 (2) 企业到外汇局现场办理签收手续的，外汇局通过监测系统打印《通知书》并加盖“货物贸易外汇业务监管章”后交与企业；企业在《通知书》回执联签字并加盖企业公章后反馈外汇局；外汇局通过监测系统手工将《通知书》企业反馈状态标识为“已反馈”。 (3) 企业未在规定期限内签收反馈的，外汇局通过电话督促其尽快签收反馈。电话无法联系的，外汇局可根据实际情况，采取其他联系方式通知企业，或通过监测系统打印《通知书》并加盖业务章后，将纸质《通知书》邮寄企业。 (4) 通过电子和纸质两种方式均未收到企业签收反馈信息且通过企业名录登记信息所列联系方式无法与企业取得联系的，外汇局通过监测系统手工将《通知书》反馈状态标识为“无法联系”，同时在企业现场核查预分类结果中记录“注销名录”，并通过监测系统名录管理功能注销该企业名录，撤销该企业网上业务开户。 2. 企业应当按照《通知书》要求，及时、准确、完整准备相关材料，主动配合外汇局开展现场核查工作。	1. 属地管理原则。 2. 外汇局实施现场核查前，应向企业制发《通知书》，告知核查原因、核查方式及时限要求等。 3. 企业应及时签收《通知书》，并反馈外汇局。	1. 电子和纸质《通知书》具有同等效力。 2. 企业签收反馈《通知书》后，可在电子《通知书》发放次日起30天内通过监测系统企业端下载本企业数据包；超过30天的，企业可在现场核查结束前到外汇局获取相关数据包。数据包内容包括企业在《通知书》所列核查期内发生的货物进出口与贸易收支逐笔数据。 3. 外汇局邮寄纸质《通知书》应选择挂号、特快专递等可确认送达的方式。 4. 外汇局留存企业签字盖章的《通知书》回执联5年备查。

现场 核 查 实 施	企 业 报 告	1.企业提交的书面报告应重点围绕导致监测指标异常的业务进行说明，包括合同履行情况、交易商品特点、产品竞争力状况、与交易对手的关系、相关融资情况、是否涉及贸易纠纷或索赔等。 企业提交的证明材料应能充分说明导致指标异常或可疑业务的合规性和合理性，可包括但不限于：有关商业合同、各类批准文件、进出口报关单、国际收支申报单证、金融机构收付款凭证、第三方机构有关审计报告、验资报告、财务报表、会计账务有关科目和会计分录、各类纳税记录。其中，有效凭证和商业单据应为原件或加盖企业公章的复印件，相关部门出具的各类批准文件应为原件。证明材料应按顺序编号并提交证明材料清单。 2.外汇局可从下列方面对企业报告进行审核： (1)审核报告内容是否准确。重点审核企业报告的各类业务数据与监测系统相关数据的一致程度。 (2)审核报告内容是否真实。根据企业提交的证明资料，通过交叉比对分析，挖掘导致异常和可疑业务的深层次原因，判断报告内容的真实程度。 (3)审核关于监测指标异常原因的解释是否合理。结合企业生产经营状况、所处行业、经济类型等，评估企业解释的合理程度。 3.外汇局应及时通过监测系统记录企业现场核查情况。	1.属地管理原则。 2.企业应当在收到《通知书》之日起10个工作日内，向外汇局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面报告及相关证明材料。 3.企业报告应当及时、准确、完整。 4.现场核查记录应当充分、明确，文字简明扼要，结论清晰明了。	1.现场核查工作应讲求时效，结合企业规模大小、业务类型复杂程度、企业影响力大小等因素，实事求是、合理安排核查时间。 2.如非确有必要，企业无需在书面报告中就核查期内发生的货物进出口与贸易收支数据进行逐笔比对。 3.外汇局可在审核企业报告的基础上，要求企业就特定的业务或交易事项提交相关证明材料，无须要求企业事先提供核查期内所有业务的证明材料。 4.外汇局留存企业书面报告原件、证明材料原件或复印件5年备查。 5.外汇局现场核查人员应严格遵守信息保密原则，除法律法规另有规定外，不得以任何形式向任何机构和个人提供被核查企业的具体数据及文件资料。
	约 见	1.企业报告过程中，存在报告内容可疑、证明材料提交不齐全、关于异常原因的解释不合理或与证明材料不一致等情况的，外汇局可通知企业，采用“约见企业法定代表人或其授权人”的核查方式，进一步了解情况、确认问题，分析判断导致异常的原因。	1.属地管理原则。 2.企业应当在收到《通知书》或外汇局约谈通知之日起	1.现场核查工作应讲求时效，结合企业规模大小、业务类型复杂程度、企业影响力大小等因素，实事求是、合理安排核查时间。

谈话

	2.约见谈话工作按照下列要求，循序渐进： (1)充分准备。在约谈实施前，应根据企业报告审核情况，梳理疑点，明确谈话要点和内容，准备好相关单证资料；确定需要约谈对象的范围和级别，并及时告知企业。 (2)分级约谈。原则上约谈对象的级别要从低到高，根据监管需要逐级递进。要根据约谈对象的层次，有针对性地准备约谈的要点和内容。对于特殊业务或具有特殊情况的企业，可适当扩大约谈对象范围，或直接约谈高级管理人员。需要多级人员共同确认的情况下，可采取集体约谈的方式进行。 (3)注重实效。分级约谈要注意把握节奏，迅速递进，严格控制时间间隔。对确认存在问题的企业，可进一步约见高级管理人员警示谈话，通报问题和处理意见。 3.约见谈话应形成经双方签字确认的约见谈话笔录材料。笔录材料应交被核查企业当事人核对，由企业当事人和外汇局核查人员签名，并加盖企业公章。企业当事人拒绝签名或盖章的，外汇局核查人员应在笔录材料上注明。 4.外汇局应及时通过监测系统记录企业现场核查情况。	10个工作日内，授权相关人员到外汇局现场说明相关情况。 3.现场核查记录应当充分、明确，文字简明扼要，结论清晰明了。	2.外汇局现场核查人员不得少于2人。现场核查人员少于2人的，被核查企业有权拒绝。 3.外汇局留存约见谈话笔录材料原件5年备查。 4.外汇局现场核查人员应严格遵守信息保密原则，除法律法规另有规定外，不得以任何形式向任何机构和个人提供被核查企业的具体数据及文件资料。
现场调查	1.对存在下列情况之一，且通过企业报告和约见谈话，企业无法提供合理解释的，外汇局可通知企业，进一步采取“现场查阅和复制被核查企业相关资料”的核查方式，核实企业核查期内货物贸易的真实性： (1)异常或可疑业务规模较大，非现场监测指标偏离情况严重的； (2)在企业报告或约见谈话过程中存在态度抗拒或砌词推诿行为的； (3)企业报告或约见谈话过程中发现有重大违规嫌疑的。 2.在进场调查前，应充分准备，根据企业报告和约见谈话情况，确定需要进一步调查核实的问题，明确需要现场查阅的单证资料。 3.现场调查工作应讲求时效，严格控制调查时间，尽快完成查阅和复制工作，及时离场，保证调查效率。如非必要，避免在现场调查阶段进行分析判断、约见谈话、解释说明等工作，避免形成全面审计的局面。 4.现场调查应形成经双方签字确认的现场调查记录材料，记录现场查阅并复制的单	1.属地管理原则。 2.企业应当在收到《通知书》或外汇局现场调查通知之日起10个工作日内准备好相关资料，配合外汇局现场核查人员工作。 3.现场核查记录应当充分、明确，文字简明扼要，结论清晰明了。	1.如非确有必要，现场调查方式要谨慎使用。 2.外汇局现场核查人员不得少于2人，并出示证件。现场核查人员少于2人或者未出示证件的，被核查企业有权拒绝。 3.外汇局留存现场调查记录材料原件、复制的单证资料5年备查。 4.外汇局现场核查人员应严格遵守信息保密原则，除法律法规另有规定外，不得以任何形式向任何机构和个人提供被核查企业

		证资料清单。记录材料应交被核查企业当事人核对，由企业当事人和外汇局核查人员签名，并加盖企业公章。现场复制的单证资料上应加盖企业公章。企业当事人拒绝签名或盖章的，外汇局核查人员应在记录材料上注明。 5.外汇局应及时通过监测系统记录企业现场核查情况。		的具体数据及文件资料。
企 业 分 类	确 定 预 分 类 结 果	1.外汇局根据非现场、现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，确定企业预分类结果。预分类结果包括：A 类企业、B 类企业、C 类企业。 (1)核查期内遵守外汇管理相关规定，且贸易外汇收支经外汇局非现场或现场核查情况正常的企业，可被列为 A 类企业； (2)存在《细则》第五十三条规定情况之一的企业，可被列为 B 类企业； (3)存在《细则》第五十四条规定情况之一的企业，可被列为 C 类企业。 2.现场核查过程中发现由于企业经营范围或贸易外汇收支业务具有显著特点造成监测指标异常，且符合加贴特殊标识条件的，可将预分类结果确定为 A 类，并设置相应特殊标识。	1.属地管理原则。 2.外汇局对企业预分类结果的确定实行分级授权管理。	1.非现场、现场核查中发现的涉嫌违规业务应及时移交外汇检查部门。 2.外汇局留存分级授权内部审批材料 5 年备查。
	分 类 结 论 告 知	1.外汇局通过监测系统发放电子《分类结论告知书》（以下简称《告知书》）。企业接到《告知书》后，应在《告知书》发放之日起 3 个工作日内通过监测系统企业端签收反馈外汇局；确有必要时，也可到外汇局现场签收。 企业到外汇局现场办理签收手续的，外汇局通过监测系统打印《告知书》并加盖“货物贸易外汇业务监管章”后交与企业；企业在《告知书》回执联签字并加盖企业公章后反馈外汇局；外汇局通过监测系统手工将《告知书》企业反馈状态标识为“已反馈”。 2.企业未在规定期限内签收反馈的，外汇局通过电话督促其尽快签收反馈。电话无法联系的，外汇局可根据实际情况，采取其他联系方式通知企业，或通过监测系统打印《告知书》并加盖“货物贸易外汇业务监管章”后，将纸质《告知书》邮寄企业。	1.属地管理原则。 2.外汇局确定企业预分类结果后，应向企业发放《告知书》，告知其预分类结果。 3.企业应及时签收《告知书》，并反馈外汇局。	1.电子和纸质《告知书》具有同等效力。 2.外汇局邮寄纸质《告知书》应选择挂号、特快专递等可确认送达的方式。 3.外汇局留存企业签字盖章的《告知书》回执联 5 年备查。

	异议处理	1.企业对预分类结果有异议的，可自收到《告知书》之日起 7 个工作日内向外汇局提交加盖企业公章的书面情况说明及相关证明材料进行申述。超过规定期限提出申述的，外汇局不予受理。 2.企业在规定期限内提出申述的，外汇局根据其提交材料进行复核，并于企业申述之日起 20 个工作日内确定是否对预分类结果进行调整。复核后确定进行调整的，外汇局应及时调整企业预分类结果。	1.属地管理原则。 2.外汇局对异议处理实行分级授权管理。	1.预分类结果调整遵循“调轻”原则，包括：(1)将 C 类调整为 B 类或 A 类；(2)将 B 类调整为 A 类。 2.外汇局留存企业提交的书面情况说明及相关证明材料、分级授权内部审批材料 5 年备查。
分类信息 发布		1.《告知书》发放后，出现下列情况之一的企业，外汇局通过监测系统向金融机构发布企业分类信息: (1)在规定期限内签收反馈《告知书》的； (2)未签收反馈但未在规定期限内提出异议的； (3)在规定期限内提出申述，经复核不对预分类结果进行调整的； (4)在规定期限内提出申述，经复核已对预分类结果进行调整的。 2.外汇局可将企业分类信息向相关管理部门通报，必要时可向社会公开披露。	1.属地管理原则。 2.分类结果自发布之日起生效。B 类和 C 类企业的分类监管有效期为一年。 3.外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要，对分类监管期进行调整。	分类结果发布前，外汇局应通过监测系统为 B 类企业逐家设置出口可收汇比率、进口可付汇比率以及预收货款和预付货款额度；分类结果发布当日由监测系统自动计算 B 类企业可收汇额度和可付汇额度。
分类结果 直接调整 和到期评 估		1. 外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要，对企业分类结果进行直接调整。直接调整包括但不限于以下情形： (1)在日常管理中发现 A 类企业存在符合列为 B 类条件的行为的，必要情况下可不经现场核查，直接将其分类结果调整为 B 类； (2)在日常管理中发现 A 类或 B 类企业存在符合列为 C 类条件的行为的，必要情况下可不经现场核查，直接将其分类结果调整为 C 类； (3)国际收支出现或可能出现严重失衡时，可直接将资金流与货物流规模与结构等存在异常或可疑情况的重点监测企业列为 B 类或 C 类企业。 2.外汇局应在 B、C 类企业分类监管有效期届满前 1 个月内，对其监管期内的情况	1.属地管理原则。 2.外汇局对分类结果直接调整实行分级授权管理。 3.直接调整的分类结果自发布之日起生效。B 类和 C 类企业的分类监管有效期为一年。	1.对处于现场核查过程中的企业，不能直接调整其分类结果。 2.外汇局留存分级授权内部审批材料 5 年备查。 3.企业对直接调整的分类结果有异议的，可向外汇局提出申述。

	进行综合评估: (1)对于监管期内遵守外汇管理规定、指标恢复正常的 B、C 类企业,在监管期届满时分类结果自动恢复为 A 类; (2)对于监管期内指标未见好转或存在涉嫌违规行为的 B 类企业,可将 B 类监管期限延长一年,或直接将其分类结果调整为 C 类; (3)对于监管期内依然存在符合列为 C 类条件的行为的 C 类企业,可将 C 类监管期限延长一年。 3.外汇局直接将企业分类结果调整为 B 类或 C 类,或延长 B、C 类监管期限的,应当按照规定程序向企业发放《告知书》,并直接通过监测系统向金融机构发布企业分类信息。		
--	--	--	--

(二) 金融机构现场核查

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
现场核查 金融机构 确定	1.在非现场核查和对企业进行现场核查的过程中,发现经办金融机构存在涉嫌不按规定办理贸易外汇收支业务或报送相关信息行为的,外汇局可对其实施现场核查。 2.外汇局对需现场核查的金融机构,应事前通知相关金融机构,并告知核查原因、核查方式及业务范围等情况。	1.属地管理原则。 2.外汇局对现场核查金融机构确定实行分级授权管理。	分级授权内部审批材料留存 5 年备查。
现场核查 实施	1.金融机构应根据外汇局告知的现场核查方式,在告知的时限内准备好被核查金融机构负责人或其授权人签字并加盖业务公章的书面情况说明、相关文件和材料,主动配合外汇局开展现场核查工作。 2.外汇局以“约见被核查金融机构负责人或其授权人”、“现场查阅、复制被核查金融机构相关资料”方式进行现场	1.外汇局可采取《细则》第五十条规定的一种或多种方式实施现场核查。 2.被核查金融机构应当按外汇局要求如实说明情况,提供有关文件、材料。	1.外汇局以“约见被核查金融机构负责人或其授权人”、“现场查阅、复制被核查金融机构相关资料”方式进行现场核查的,现场核查人员不得少于 2 人;“现场查阅、复制被核查金融机构相关资料”的,需出示介绍信或现场核查证等有效证件。现场核查人员少于 2 人或者未

	核查时，应形成经双方签字确认的现场核查笔录材料。现场核查笔录材料应交被核查金融机构当事人核对，由金融机构当事人和外汇局核查人员签名，并加盖业务公章。金融机构当事人拒绝签名或盖章的，外汇局核查人员应在核查记录上注明。 3.现场核查结束后，外汇局将现场核查情况及相关处理意见反馈金融机构。	3.外汇局核查人员应严格遵守信息保密原则，除法律另有规定外，不得以任何形式向任何机构和个人提供被核查金融机构的具体数据及材料。	出示证件的，被核查金融机构有权拒绝。 2.现场核查中发现经办机构存在涉嫌违规业务的，可移交外汇检查部门。 3.外汇局留存金融机构书面情况说明原件、相关文件和材料原件或复印件，以及现场核查笔录材料原件 5 年备查。
--	--	--	---

八、出口收入存放境外管理

项目名称	管理内容	管理原则	注意事项
业务资格管理与首次开户登记	1.企业开立用于存放出口收入的境外账户前，应当选定境外开户行，与其签订《账户收支信息报送协议》（以下简称《协议》）。 2.企业应通过监测系统企业端向外汇局报送境外开户登记信息，并持《细则》第二十五条规定的材料到外汇局办理开户登记手续。 外汇局审核相关材料无误后，通过监测系统为企业登记存放境外业务类型与存放境外规模，并办理境外开户登记。 对于登记业务类型为“集团型主办”的，还需登记成员公司信息。 3.对于集团型业务，主办企业与成员公司属不同外汇局管辖的，成员公司应当先持加盖企业公章的《出口收入存放境外资格登记表》（以下简称《资格登记表》，一式三联）、情况说明、内控制度、债权债务及相应会计记账管理办法或规章等资料，到所在地外汇局办理资格登记。	1.属地管理原则： (1)单一型业务企业应到所在地外汇局办理开户登记。 (2)集团型业务应由主办企业到所在地外汇局办理开户登记。 2.企业将出口收入存放境外，应当具备《细则》第二十二条规定的条件。 企业集团开展出口收入存放境外业务的，其参与成员公司均应具备上述条件。 3.企业可以根据自身经营需要选择境外开户行。	1.存放境外业务类型包括：单一型、集团型主办、集团型成员。 单一型业务指企业出口收入存放境外业务不涉及其他境内关联企业。 集团型业务指企业集团内部有多个境内成员公司参与出口收入存放境外业务。此类业务可由集团总部或指定一家参与成员公司作为主办企业，负责对所有参与成员公司的存放境外出口收入实行集中收付。主办企业的业务类型为“集团型主办”，主办企业以外其他成员公司的业务类型为“集团型成员”。 2.企业选择的境外开户行，原则上应当是中资金融机构的境外分支机构，或与境内外资金融机构有关联关系的境外金融机构。关联关系是指该境外金融机构与境内外资金融机构之间为母子关系、总分关系，或属于同一家金融机构的子行或分行。 境外开户行所在国家（地区）应当是对账户资金划转及账户信息披露无严格限制且经济政治比较稳定的国家（地区）。 3.企业通过监测系统企业端报送的境外开户登记信息包括：境外开户金融机构代码（SWIFT CODE 或金融机构标识码）、境外开户金融机构名称、境外账户户名、境外开户国别或地区、境外开户金融机构地址、账户收支信息报送协议或其补充协议编号。 4.首次开户登记审核材料的内容： (1)企业书面申请的内容应包括但不限于：出口收入存放境外用途、上年度进出口及其收付资金规模、近两年内有无违反外汇管理规定行为；首次申请时，还应说明企业根据经营需要确定的年度累计出口收入存放境外规模。 (2)企业实施出口收入存放境外运作的内控制度包括但不限于：境外账户管

	外汇局审核通过后，在《资格登记表》相应栏目中填写相关情况和签章，并将《资格登记表》企业留存联和主办企业所在地外汇局留存联退成员公司。		理、存放境外资金使用管理、内部风险控制、内部权限管理、信息报送及档案管理。 (3)成员公司情况说明的内容应包括但不限于：成员公司名称、注册地址、与主办企业的关系、上年度进出口及其收付资金规模以及近两年内有无违反外汇管理规定行为。 5.外汇局为企业办理境外开户登记后，通过监测系统打印《出口收入存放境外登记表》（以下简称《业务登记表》，一式二联），在相应栏目中加盖“货物贸易外汇业务监管章”后，将《业务登记表》（企业留存联）退企业留存。 6.企业应在开户后 10 个工作日内，通过监测系统企业端将境外账户账号和币种信息报所在地外汇局备案。 7.依法取得离岸银行业务经营资格的境内金融机构离岸业务部适用出口收入存放境外关于境外金融机构的管理内容。 8.外汇局留存企业书面申请或情况说明原件、相关单证外汇局留存联以及相关证明材料复印件 5 年备查；企业留存相关材料 5 年备查。
后续开户登记与信息变更	1.后续开户前，企业应持下列材料到所在地外汇局办理登记： (1)法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面申请； (2)境内企业与境外开户行新签订的《协议》或原有《协议》的补充协议； (3)外汇局要求的其他材料。 2.境外账户信息发生变更的，企业应在获知相关信息后 10 个工作日内将变更信息报外汇局备案。	1.属地管理原则。 2.同一企业（或企业集团）存放出口收入的境外账户数量不得超过 5 个。确有需要的，经所在地外汇局批准，企业可增加境外账户数量。 3.企业可在不同国家（地区）金融机构开	1. 境外开户行与之前开户提交的《协议》签订主体不一致的，企业应提交新签订的《协议》。境外开户行未发生变更的，企业可提交原《协议》的补充协议，明确新开账户适用原《协议》。 2.企业应在开户后 10 个工作日内，通过监测系统企业端将境外账户账号和币种信息报所在地外汇局备案。 3.境外开户金融机构代码或名称、境外账户户名发生变更的，外汇局在监测系统中重新登记境外账户信息；境外开户金融机构地址、账户收支信息报送协议或其补充协议编号发生变更的，外汇局在监测系统中修改原境外账户登记信息。 4.外汇局留存企业书面申请原件以及相关证明材料复印件 5 年备查；企业

		户，在同一国家（地区）可选择多家金融机构开户，在同一国家（地区）的同一金融机构只能开立一个账户，多币种账户视为一个账户。	留存相关材料 5 年备查。
境外账户收支范围	1.境外账户收支应当具有真实、合法的交易基础，符合中国及开户行所在国家和地区相关法律规定。 2.企业可根据自身经营需要确定出口收入存放境外期限，或将存放境外资金调回境内。对于集团型业务，需将存放境外资金调回境内的，应按照资金归属情况相应划入成员公司的境内经常项目外汇账户。 3.资金调回时，企业应向金融机构书面说明该笔收入为从其境外账户调回的资金。在同一金融机构首次办理资金调回入账时，还须提供其所在地外汇局或主办企业所在地外汇局签章的《业务登记表》。	1.境外账户的收支范围应当符合《细则》第二十九条规定。 2.企业同名出口收入存放境外账户之间资金可以相互划转。企业不得将境内账户资金划转至用于存放出口收入的境外账户；确有合理需求的，应当事先经所在地外汇局批准。 3.企业境外账户资金可以进行币种转换。	1.境外账户出口收入具体包括从境外收到的：(1)出口货款，包括预收货款；(2)与贸易融资相关的收入；(3)出口保险理赔款。 境外账户货物贸易项下支出具体包括支付到境外的：(1)进口货款，包括预付货款；(2)与贸易融资相关的支出。 2.存放境外资金调回境内无需进入出口收入待核查账户，可直接入经常项目外汇账户。金融机构审核企业境外账户资金调回入账时，应在入账凭证中签注“存放境外资金调回”，并留存企业书面说明、《业务登记表》复印件等相关材料 5 年备查。 3.已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 B 类的，在分类监管有效期内，出口收入不得存放境外账户，不得使用境外账户对外支付。外汇局可要求其调回境外账户余额。 4.企业应当留存与境外账户收支相关的文件资料 5 年备查，包括但不限于：境外开户行对账单、交易合同、金融机构融资协议、保险理赔协议、进出口报关单、外汇局登记证明或核准文件、主管部门批准文件、相关证明材料。
存放境外业务变更	1.集团型业务需要增加参与成员公司的，应由主办企业持下列材料到所在地外汇局办理变更登记：	1.属地管理原则。 2.新增成员公司应当具备《细则》第二十	1.书面申请的内容应包括但不限于：新增或减少的成员公司名称；对于增加参与成员公司的，还需说明新增成员公司的注册地址、与主办企业的关系、上年度进出口及其收付资金规模以及近两年内有无违反外汇管理规定

	(1)加盖企业公章的书面申请； (2) 成员公司所在地外汇局出具的《资格登记表》（新增成员公司与主办企业属不同外汇局管辖时）； (3)外汇局要求的其他材料。 外汇局审核相关材料无误后，通过监测系统为主办企业登记新增成员公司信息。 2.集团型业务需减少参与成员公司的，应由主办企业持加盖企业公章的书面申请到所在地外汇局办理变更登记；外汇局通过监测系统为主办企业删除相关成员公司信息。	二条规定的条件。	行为。 2.企业注册地址发生变更且变更后属不同外汇局管辖的，应在变更后 10 个工作日内向变更后所在地外汇局备案。 3.新增成员公司与主办企业属不同外汇局管辖的，新增成员公司应按前述规定事先办理资格登记。 4.外汇局留存企业情况说明原件、相关单证外汇局留存联以及相关证明材料复印件 5 年备查；企业留存相关材料 5 年备查。
存放境外规模变更登记	1.企业需提高存放境外规模的，应当持法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面申请，以及外汇局要求的其它资料，到所在地外汇局办理存放境外规模变更登记。 2.外汇局根据当地实际情况和企业申请，审核相关材料无误后，通过监测系统为企业变更存放境外规模。	1.属地管理原则。 2.企业可根据自身经营需要，确定存放境外规模。 3.企业年度累计存放境外资金不得超出已登记的存放境外规模。	1.企业应在进行首次开户登记同时办理存放境外规模登记。 2.企业年度累计存放境外资金指自然年度内企业境外账户收入发生额（境外同名账户划入的资金除外）合计。 3.企业书面申请的内容应包括但不限于：出口收入存放境外用途、上年度进出口及其收付资金规模、拟存放境外规模。 4.外汇局留存企业书面申请原件以及相关证明材料复印件 5 年备查；企业留存相关材料 5 年备查。
境外账户关闭	1.企业应在关闭境外账户后 10 个工作日内，持下列材料向所在地外汇局备案： (1)加盖企业公章的情况说明；	1.属地管理原则。 2.企业可以根据自身经营需要关闭境外账户。境外账户关闭前	1.企业存在下列行为的，所在地外汇局可责令其限期关闭境外账户，并调回账户资金余额： (1)未经外汇局登记擅自在境外开户存放资金的； (2)提供虚假材料开立境外账户的；

	(2)境外开户行的销户通知书及其中文翻译件。 2.外汇局审核相关材料无误后,通过监测系统办理境外账户注销。	留有余额的,应当调回境内。 3.企业存在违规行为的,外汇局可责令其限期关闭境外账户,并调回账户资金余额。	(3)超出《细则》规定的境外账户收支范围或违反《细则》其他规定使用境外账户的; (4)未按规定报送境外账户相关情况和数据的。 2.已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 C 类的,应当于列入之日起 30 日内关闭境外账户并调回账户资金余额。 3.外汇局留存企业情况说明原件以及相关证明材料复印件 5 年备查;企业留存相关材料 5 年备查。
企业境外账户收支报告	1.企业应当在每月结束后 10 个工作日内,通过监测系统企业端向所在地外汇局报告境外账户收支情况。 境外账户收支报告具体内容包括:账户收入(分交易性质)、账户支出(分交易性质)、同名划入、同名划出、调回境内、月末账户余额、月末对账单余额、对账单日期以及其他情况说明。 同一账户内部不同币种转换视同境外同名账户之间的资金划转。 月末对账单余额和对账单日期按境外开户行寄送的对账单填写。 2.集团型业务应由主办企业和各成员公司分别通过监测系统企业端,报告自身通过主办企业境外账户发生的月度收支信息。	1.属地管理原则。 2.企业应当区分不同开户行、账号和币种,如实向外汇局报告各境外账户上月的收支汇总情况。	1.企业应当按照国际收支申报和贸易外汇核查信息申报规定,办理境外账户收支信息申报。 2.企业应当要求境外开户行按照《协议》约定,按月向所在地外汇局指定的地址邮寄境外账户对账单。所在地外汇局地址变更的,企业应当及时通知境外开户行。 3.企业境外账户当月未发生收支但月末余额大于零的,应当按规定通过监测系统企业端向外汇局报告境外账户月末余额情况。 4.主办企业应当做好各成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作,清晰记录各成员公司通过境外账户的代垫代付形成的债权债务关系及相应金额。 5.存放境外资金运用损失累计超过 1000 万美元的,企业应当在 10 个工作日内书面报告所在地外汇局。 6.境外账户收支涉及贸易信贷等业务的,企业应按照《细则》及本规程的相关要求进行贸易信贷等业务报告。 7.外汇局留存境外开户行寄送的对账单原件 5 年备查。

九、档案与公告信息管理

项目名称		管理内容	管理原则	注意事项
贸易企业档案信息管理	档案新增	1.外汇局为从事对外贸易的机构建立贸易企业档案。 2.外汇局根据企业办理名录登记时提交的材料补充完善监测系统中的贸易企业档案信息。	属地管理原则	1.监测系统自动从公共档案库提取贸易企业档案信息；外汇局可通过监测系统新增贸易企业档案。对于监测系统中缺少档案的企业，外汇局应当在确认其为本外汇局所辖企业后进行档案信息的补充完善。 2.已建立贸易企业档案的企业纳入非现场监测。
	档案修改	外汇局根据企业办理名录变更时提交的材料修改相关贸易企业档案信息。		外汇局通过监测系统对企业档案进行修改操作。
	档案注销	企业因终止经营、被工商管理部门注销或吊销营业执照而被注销名录的，外汇局可注销该企业的贸易企业档案。		1.外汇局通过监测系统对企业档案进行注销操作。 2.外汇局注销企业名录后，方可注销该企业档案。 3.注销企业档案时，监测系统将同步删除该企业的特殊标识和联合监管专用标识。 4.对于已注销名录的企业，自名录注销之日起一年内未再办理名录登记的，监测系统自动注销其档案信息。
金融机构档案信息管理	网上开户	需网上开户的金融机构应向所在地外汇局提交情况说明。	属地管理原则	1.外汇局通过监测系统对金融机构网上开户操作。 2.外汇局留存金融机构情况说明 5 年备查。
	撤销开户	需撤销网上开户的金融机构应向所在地外汇局提交情况说明。		1.外汇局通过监测系统对金融机构网上开户撤销操作。 2.外汇局留存金融机构情况说明 5 年备查。
公告发布		外汇局需对外发布的材料或信息。	属地管理原则	1.外汇局通过监测系统发布公告。 2.发布对象限于辖内企业、金融机构和下属外汇局。
留言管理		金融机构和企业可通过监测系统银行端和企业端向外汇局咨询业务和反馈意见。	属地管理原则	外汇局应指定专人定期查看并处理企业和金融机构的留言。

附件 4:**货物贸易外汇收支信息申报管理规定**

为规范货物贸易外汇收支（以下简称“贸易收支”）信息申报业务，根据《国际收支统计申报办法》及《货物贸易外汇管理指引》，特制定本规定。

第一条 贸易收支信息申报凭证包括《境外汇款申请书》、《对外付款/承兑通知书》、《境内汇款申请书》、《境内付款/承兑通知书》、《涉外收入申报单》和《境内收入申报单》。

第二条 企业通过境内银行发生贸易收支的，应当按照本规定填写申报凭证，及时、准确、完整地进行贸易收付款核查专用信息申报。企业通过“国际收支网上申报系统（企业版）”完成申报的，可不填写相关纸质申报单证。

第三条 对于企业向境内银行提交的收付款申报凭证中的贸易收付款核查专用信息以及《境内汇款申请书》、《境内付款/承兑通知书》和《境内收入申报单》中基础信息和申报信息，有关的填写、报送、留存、审核要求参照《国家外汇管理局关于印发〈通过金融机构进行国际收支统计申报业务操作规程〉的通知》（汇发[2010]22 号）和《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》（汇发[2011]49 号）等规定执行。

第四条 以汇款结算的贸易付款核查专用信息包括：本笔款项是否为保税货物项下付款、合同号、发票号、外汇局批件号/备案表号/业务编号等；以信用证、保函、托收等结算的贸易付款核查专用信息包括：本笔款项是否为保税货物项下付款、合同号、发票号、提运单号、合同金额、外汇局批件号/备案表号/业务编号等。

第五条 贸易收款的核查专用信息包括：本笔款项是否为保税货物项下收入、收入类型（仅限境外收款项下）、外汇局批件号/备案表号/业务编号等。

第六条 对于企业贸易项下的境内外收付款，境内银行应于收付款后五个工作日内及时、准确、完整地通过国际收支网上申报系统（银行版）向外汇局报送贸易收支信息。

第七条 境内银行对已申报和传送成功的信息进行数据修改或删除的，应详细记录修改或者删除原因，并留存相关凭证，以备外汇局对该类数据的现场核查。

第八条 对于企业境外账户的收入、支出和余额信息，应按照《货物贸易外汇管理指引》及《货物贸易外汇管理指引实施细则》等有关规定向国家外汇管理局报送数据。

第九条 本规定由国家外汇管理局负责解释。

本规定自 2012 年 8 月 1 日起施行。以前规定与本规定相抵触的，按照本规定执行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。